

KASUGAI

# 都市景観基本計画

春日井市







## 序章 都市景観基本計画について

- 1 都市景観とは ..... 1
- 2 都市景観基本計画の構成と位置づけ ..... 2

## 第1章 都市景観の理念

- 1 目的と理念 ..... 5
- 2 春日井市の景観特性 ..... 8
- 3 春日井市の都市景観像 ..... 10
- 4 都市景観像の実現に向けた視点
  - 1) 基本目標 ..... 12
  - 2) 景観形成を具現化する3視点 ..... 13
  - 3) 景観像を実現化するために ..... 15

## 第2章 構成要素別基本計画

- 1 構成要素の抽出 ..... 17
- 2 構成要素別基本計画
  - 1) 丘陵地 ..... 18
  - 2) 緑 ..... 20
  - 3) 水辺 ..... 24
  - 4) 交通 ..... 26
  - 5) 公共建築物 ..... 30
  - 6) 住宅 ..... 32
  - 7) 商業業務施設 ..... 34
  - 8) 工業施設 ..... 37
  - 9) 広告物等 ..... 38
  - 10) 史跡 ..... 40
  - 11) 街道・街並 ..... 40
  - 12) 伝統行事 ..... 41
- 3 骨格軸構成計画 ..... 42

## 第3章 ゾーン別基本計画

- 1 景観からのゾーニング ..... 47
- 2 ゾーンごとの方針（特性と方向性）
  - 1) Aゾーン ..... 48
  - 2) Bゾーン ..... 56
  - 3) Cゾーン ..... 64
  - 4) Dゾーン ..... 72
  - 5) Eゾーン ..... 80
  - 6) Fゾーン ..... 88
  - 7) Gゾーン ..... 104

## 第4章 都市景観形成の実現化に向けて

- 1 都市景観形成の展開 ..... 119
- 2 都市景観形成の実現方策
  - 1) 行政の実現方策 ..... 121
  - 2) 市民・事業者の実現方策 ..... 127

参考資料

## 序章 都市景観基本計画について



## 1 都市景観とは

**都市景観とは五感と心に映る都市の風景である**

**都市景観とはその都市の持つ心の豊かさを表現するものである**

都市景観は、都市を直接構成する緑・水などの自然や、建築物・工作物などのように人の目に映る都市の風景に限らず、市民によるいきいきとした都市活動から生まれる雰囲気・文化的香り・心象風景など、視覚的要素以外のものをも含む幅広いものです。

とりわけ、人々の身近に位置する環境や積み重ねられてきた年月が持つ文化や雰囲気は、人々の心に強く印象づけられます。

また、都市内の各地域の沿革や特性、特性を狭域的あるいは広域的に形づくる個々の要素、それに要素間の相互関係は、一体となって都市全体の印象のとらえ方を規定します。

このように都市景観は、人々が都市から受けとめる印象を心を通して総合的に表現したものであり、それは都市の持つ心の広がりや豊かさにほかなりません。

さらに、都市景観は、これをとらえる側の生活体験、感性などによって、様々にとらえられるものです。

## 2 都市景観基本計画の構成と位置づけ

### 基本計画の構成

- 市全域の景観的なレベルアップを図る構成要素別基本計画
- 地域の特性を生かすゾーン別基本計画

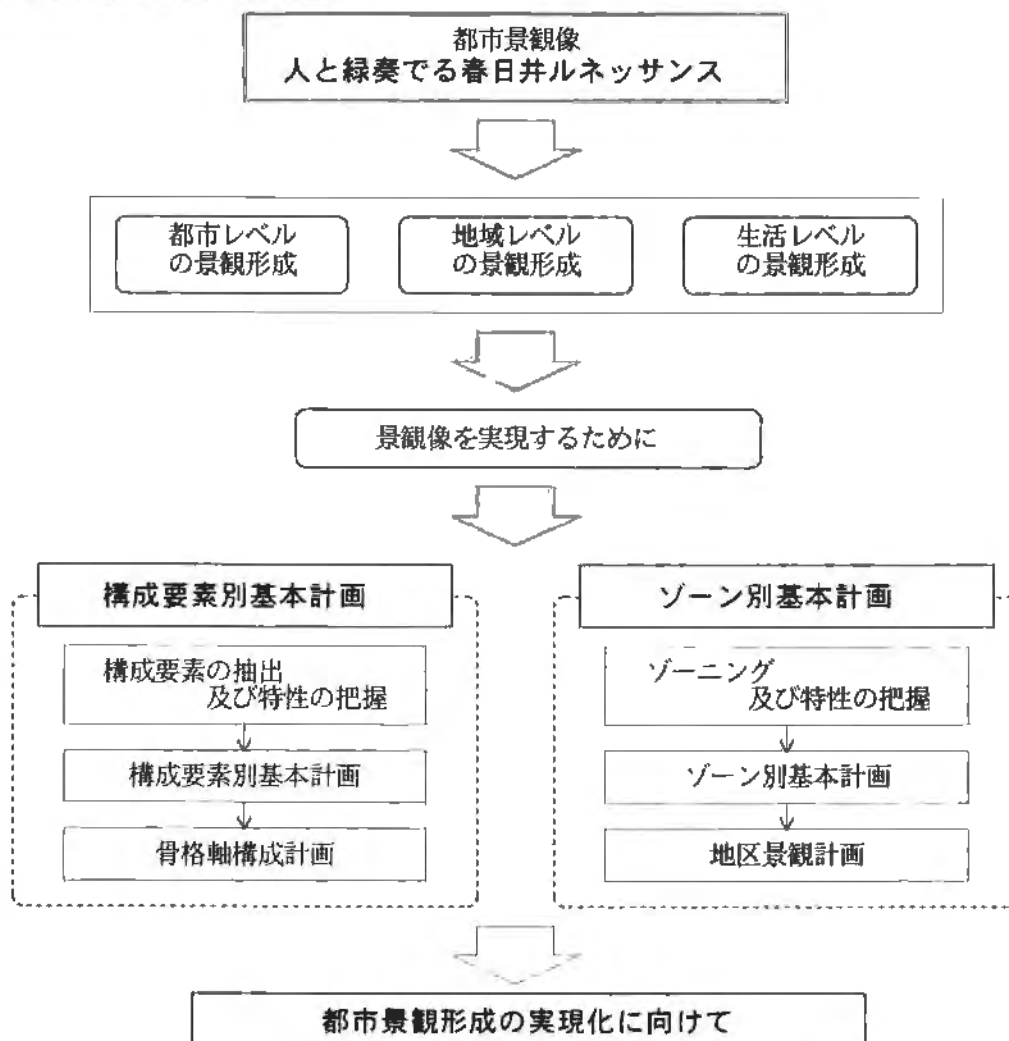
この計画は、景観を構成する要素に着目した構成要素別基本計画と、地域ごとの特性に着目したゾーン別基本計画の2つの視点に立って策定します。

このうち、構成要素別基本計画では、特に重要と思われる要素を骨格軸構成要素として抽出し、計画を策定します。

一方、ゾーン別基本計画では、そのゾーンの特性及び都市景観の形成を推進するうえで、ゾーンの方向性にふさわしい地区を抽出し、地区景観計画を策定します。

また、以上のような構成要素別基本計画ならびにゾーン別基本計画を展開し実現するためには、市民・事業者、行政が果たすべき役割を明確にする必要があります。

#### ▼都市景観基本計画の全体構成





## 基本計画の位置づけ

### ○各種計画・事業の指針として活用する。

この計画は、将来の景観形成に向けて取り組むべき基本的な考え方を示したものです。

また、都市景観の形成の指針として活用していくものですが、基本的方向以外については、各種構想・計画の立案、社会情勢の変化、市民の価値観の変化など、時間経過にともなう変化に対応しながら、柔軟な姿勢で取り組んでいきます。



## 第1章 都市計画の理念



## 1 目的と理念

### 目的

本市の特性を生かした**魅力と個性ある都市景観の形成**をはかり、**市民が愛着を持ち誇りうるまちづくり**を推進します。

#### 市の特性を生かした魅力と個性ある都市景観の形成

都市景観は、目に見えるものだけではなく、住む人々の特性や産業構成、それにまちの成り立ち等、目には見えな  
い種々の属性をも含んでいます。また、過去から現在まで  
まちが発展してきた過程や、これからのまちづくりの方向  
性は、まちの個性を形づくる都市景観に対して重要な意味  
をもっています。

#### 市民が愛着を持ち誇りうるまちづくり

都市景観の形成の推進にとって重要なことは、都市景  
観の構成要素や雰囲気を市民が自らのライフスタイルの  
中に取り込み、市民がまちに対する愛着と誇りをもち、  
さらに都市景観の形成に共感の気持ちを抱くことです。

## 理念

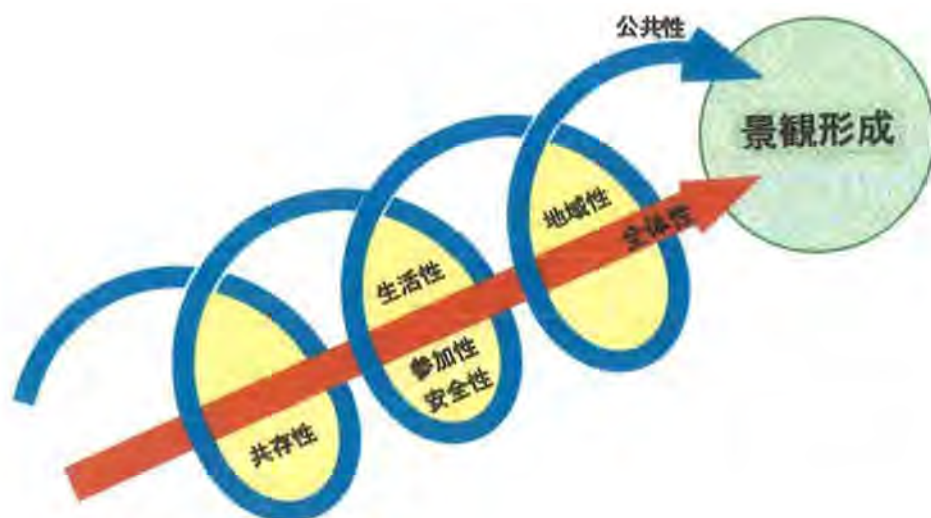
- 春日井市の**都市像**の実現に寄与する**景観形成**（全体性）
- 春日井らしい**個性的**な**景観形成**（地域性）
- 居住者にとって**親しみやすい** **景観形成**（生活性・参加性・安全性）
- 街並みや周辺の環境が**調和**した**景観形成**（共存性）
- 将来的に**ストック**となるような**景観形成**（公共性）

春日井市の景観形成は、春日井市第五次総合計画に示されている都市像である「人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市」の実現に寄与し、春日井らしさを表現しながら、市民にとって日常の生活感と親しみやすさ、さらには日々の安心感が感じられるものでなければなりません。また、まちの中にあるさまざまな景観を構成する要素が調和し、互いに共存しながら、将来への景観的ストックとなるように配慮していく必要があります。

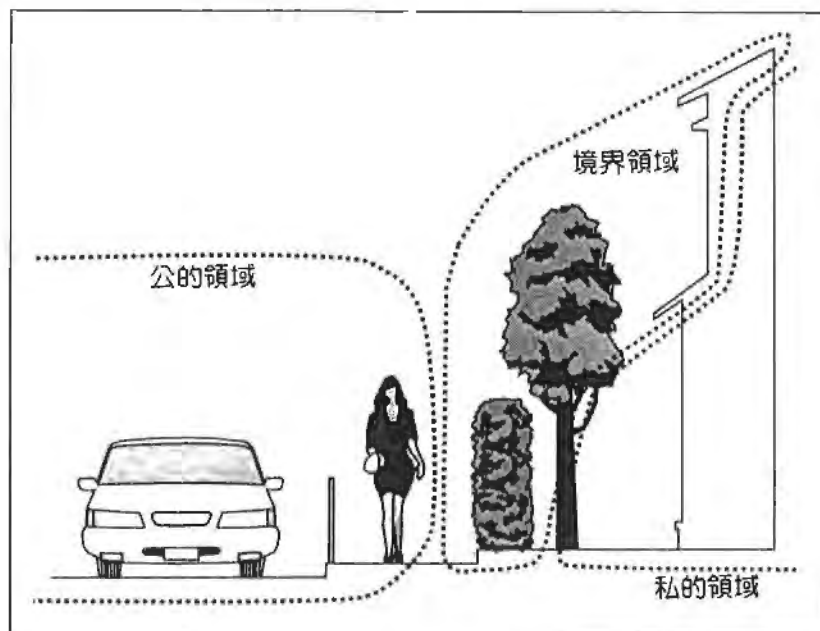
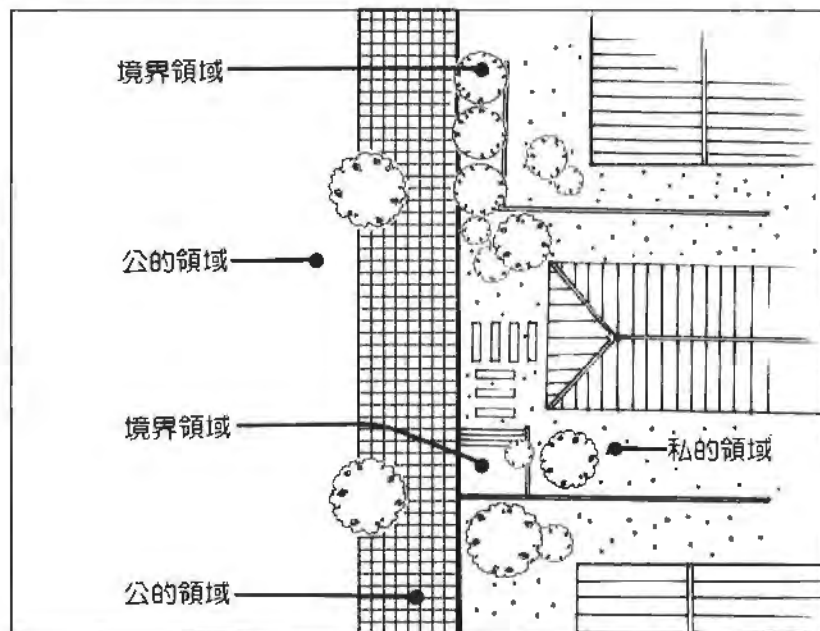
また、景観形成の対象となる空間は、春日井市の市域全体です。

そこでの都市景観の形成においては、道路・公園・河川などの公共空間だけでなく、これと接する私的空間における境界領域が重要な役割を担います。

境界領域は、建築物の屋根・外壁・門・塀・擁壁・樹木・広告物などで構成されていますが、これらの要素は都市景観の観点から見ると公共的性格が強く、景観を形成する上で非常に大切な領域です。



▼景観形成の対象領域



## 2 春日井市の景観特性

### 成り立ち

#### ○内陸工業都市から住宅都市、そして自立都市へ

本市は、庄内川の流れに沿って発展してきたまちです。近世には池や用水の開削など治水事業によって、春日井原の開墾が進められ、田園と集落による緑豊かな農村風景のあるまちになりました。

昭和18年6月の勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の合併による市制施行後、軍需都市、内陸工業都市として変遷を重ね、昭和41年には高蔵寺ニュータウンの建設も開始され、徐々に住宅都市としての性格を強めてきました。

現在では、市街化区域の約76%で土地区画整理事業が実施されており、計画的な都市基盤整備の進んだ中部圏の中堅都市として着実な発展を続けています。

### 春日井市の特徴

- 土地区画整理事業による整然とした街並
- 自然味あふれる東部丘陵と市街地にゆとりをもたらす公園や緑道
- 市街地から自然地向と沿道景観が変化する国道19号
- 5つの駅を有するJR中央本線の沿線都市
- 南部の市境を流れる庄内川

中堅都市として発展し続ける本市では、さまざまな機能が混在する中で、土地区画整理事業により、整然とした街並みや緑豊かな公園や緑道が形成されています。また、東部丘陵では自然味あふれる緑豊かな景観も見られます。

その他、沿道景観が楽しめる国道19号、名古屋と信州、さらには新宿を結ぶJR中央本線の拠点としてのJR春日井駅・JR勝川駅・JR高蔵寺駅、市境を流れる庄内川に架かり、都市間を結ぶ役割を担う橋梁など、地域ごとに多様な景観が形成されています。

▼緑あふれる山々を眺めることのできる  
国道19号



西尾町

▼整然と建ち並ぶ住宅



高座台



## 景観に対する市民意識

- 恵まれた住環境、自然、交通
- 望まれる質の高い生活環境
- 緑化の推進を中心とした景観整備

市民意識調査では、住環境、自然環境、交通環境に対する評価が高い一方、緑を求める意識も高く、公園や住環境の質の向上についての希望が多くなっています。

また、景観をよくするためには、緑化を推進することが最も重要と認識されており、行政の役割に大きな期待が寄せられています。

人と地域が輝き、安心安全で躍動する都市

## 都市像

### ○人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市

春日井市は、人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市を目指しています。

その都市構造の特徴は、都市型・地域型・自然型の3タイプに分類されるさまざまな拠点を市域全体に配置している点にあります。

その都市イメージを「緑あふれる緑化都市」としてまとめ、高い次元の都市機能を備えながら、なおかつうるおいに満ちた都市像の確立を目指しています。

#### ▼土地利用概念図（第五次総合計画）



### 3 春日井市の都市景観像

#### 都市景観像

##### ○「都市の将来的な風景」が明確となるまちへ

都市づくりには、都市のありかたを示すマスタープランが必要です。本市では、第五次春日井市総合計画などにおいて都市づくりの理念、方向性及び景観形成に関わる基本方針を示しています。

市街地や自然地をはじめ各地域の特色を生かしながら、それぞれの空間に総合性・整合性・継続性を与えることが重要です。そのために、都市づくりの理念と個別事業計画を結びつけながら明確な都市イメージとしての将来像を創り出すことを目指します。

##### ○豊かな自然と歴史・伝統文化を守り生かしていくまちへ

本市には、緑豊かな東部丘陵や溪谷美にあふれた庄内川の自然、あるいは二子山古墳、内々神社、密蔵院を始めとする歴史的遺産などが残されています。これらの自然や遺産などの資源は、本市を個性豊かな都市にする要素であり、将来にわたって守り生かしていくべき貴重な資産です。このため、これらの自然や歴史的遺産あるいは伝統的文化などを守り、生かす方策を明らかにすることを目指します。

##### ○緑あふれる快適で個性的なまちへ

本市では、公園・緑地など緑あふれる快適な空間を創り出しています。

日本の都市公園100選にも選ばれ、市民が都市景観の最もよい場所としている落合公園、土地区画整理事業によって生み出された八田川・生地川沿いのふれあい緑道、それに朝宮公園は、木々の緑にあふれており、本市の水と緑の拠点ゾーンを形成しています。また、内津川放水路においては、土地区画整理事業に伴って、放水路沿いの緑道・公園・親水護岸等が整備され、これらはいちいちと憩いの空間を提供しています。

これまでに育まれてきた緑を重視した都市整備の資産を生かしながら、個性的で美しさの感じられるまち、あるいはそこに住む人々や訪問者が快適さを感じとることができるまちとして整えていくことを目指します。

### ○都市の顔・地区の顔となる魅力あるまちへ

商業地は、都市ににぎわいをもたらす空間であり、また市民の生活文化の拠点として魅力ある都市空間を創っていくうえで大切な場所でもあります。

本市には、行政機能などが集積する烏居松地区、JR春日井駅周辺の中心市街地、土地区画整理事業などにより市の西の玄関口として大きく変貌したJR勝川駅周辺、市東部の交通結節点であり地域の中心商業地であるJR高蔵寺駅周辺、それに国道19号沿いに形成された沿道型商業地区が、主な商業地です。

さらに、春日井インター周辺では、商業・アミューズメント・物流・生産・研究開発などの都市機能の充実を図るために、複合拠点形成に向けての調査・研究を進めていきます。

これらの地区を、都市活動や市民生活の拠点到にふさわしい都市空間、すなわち魅力ある都市の顔、地区の顔として育成することを目指します。

### ○都市活力の感じられる生き生きとしたまちへ

工業地は市民に働く機会を与え、事業者には生産活動の場を提供し、また都市に活力をもたらす重要な空間ですが、同時に周辺住宅地と調和した良好な都市環境をつくるうえで大切な空間でもあります。

本市では、王子製紙、愛知電機をはじめとする大規模工場が集積し、また、その周辺の中小工場が集まっている市南西部地域を工業ゾーンとしています。

また、緑あふれる市の東部地域では、高森台サービスインダストリー・誘致施設地区や神屋工業団地が計画的配置を重視しながら建設されてきました。

工業活動の活力と魅力をかねそなえた都市空間を形成するために、周辺環境との調和に配慮しながら、ゆとりと親しみの感じられる工業空間を創出することを目指します。

## 4 都市景観像の実現に向けた視点

都市景観を形成するためには、都市景観像の実現に向けての基本目標が必要になります。本市は、土地区画整理事業によって形成された基盤の上に、今後、良好な景観を形成していかなければなりません。そのため、景観形成に向けてのテーマを「人と緑奏でる春日井ルネッサンス」として表現することにしました。

また、特性を生かした景観形成を図るため、「都市」「地域」「生活」の3つの視点に立ちながら都市景観像を具現化していきます。

### 1) 基本目標

#### 人と緑奏でる春日井ルネッサンス

春日井市は、高蔵寺ニュータウンに代表されるように、大都市近郊の住宅都市としてのイメージが強い都市です。そこでは、土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備により、比較的整然とした都市空間が形成されています。この白いキャンバスとも言える新しい市街地に「質の高い緑」を描くとともに、「人々の豊かな生活」も描き込むことが、今後の重要な課題といえます。

そして、ヒューマンスケールの景観形成を行うためには、ヒューマニティー（人間性）を重視した視点が重要となります。

そこで、今後の景観形成の指針となるテーマとして「人と緑奏でる春日井ルネッサンス」を掲げます。

これは、緑の豊かさを基調とした景観づくりであり、まちの諸要素と人々の生活が調和し、人々がやすらぎ、憩うことのできる緑に包まれた景観形成を目指すものであります。

また、ヒューマニティーに基づく景観形成、すなわち人々の身の回りの環境を重視した景観を形づくることにより、人間が人間らしく、やすらぎ、落ち着き、美しさを満喫できる景観の形成を推し進めます。

## 2) 景観形成を具現化する3視点

### 3 視点

- 都市構造を明確にする都市レベル景観
- 地域の特性を生かした地域レベル景観
- 生活環境の向上を目指した生活レベル景観



景観形成は広い領域にわたっており、対象となる要素もさまざまです。

これらの要素のもつ特性を3つの視点から明確にすることにより、それぞれの特性を生かした景観形成を図ることができます。

そのため、本市の都市としての特性を形づくる景観要素に着目した都市レベル景観、市街地や自然地など地域の特性を考慮した地域レベル景観、身近な環境いわゆる生活環境に視点をあわせた生活レベル景観の、以上3つの視点を景観形成具現化の視点として定めます。

### (1) 都市レベル景観

都市レベル景観を形成する際に重要な役割を果たす主要道路や河川あるいは開発拠点などは、シティアイデンティティを明確に表現する重要な要素でもあります。そのため、これらの要素の個性化や要素相互間のネットワーク化などを推進していきます。

#### 目標

- シティアイデンティティに沿った景観形成
- 都市拠点および都市骨格軸の個性化
- 都市拠点間のネットワーク化
- 景観をしゃ断せず、調和する機能をもつ都市骨格軸の形成



▲都市レベルの景観要素図

## (2) 地域レベル景観

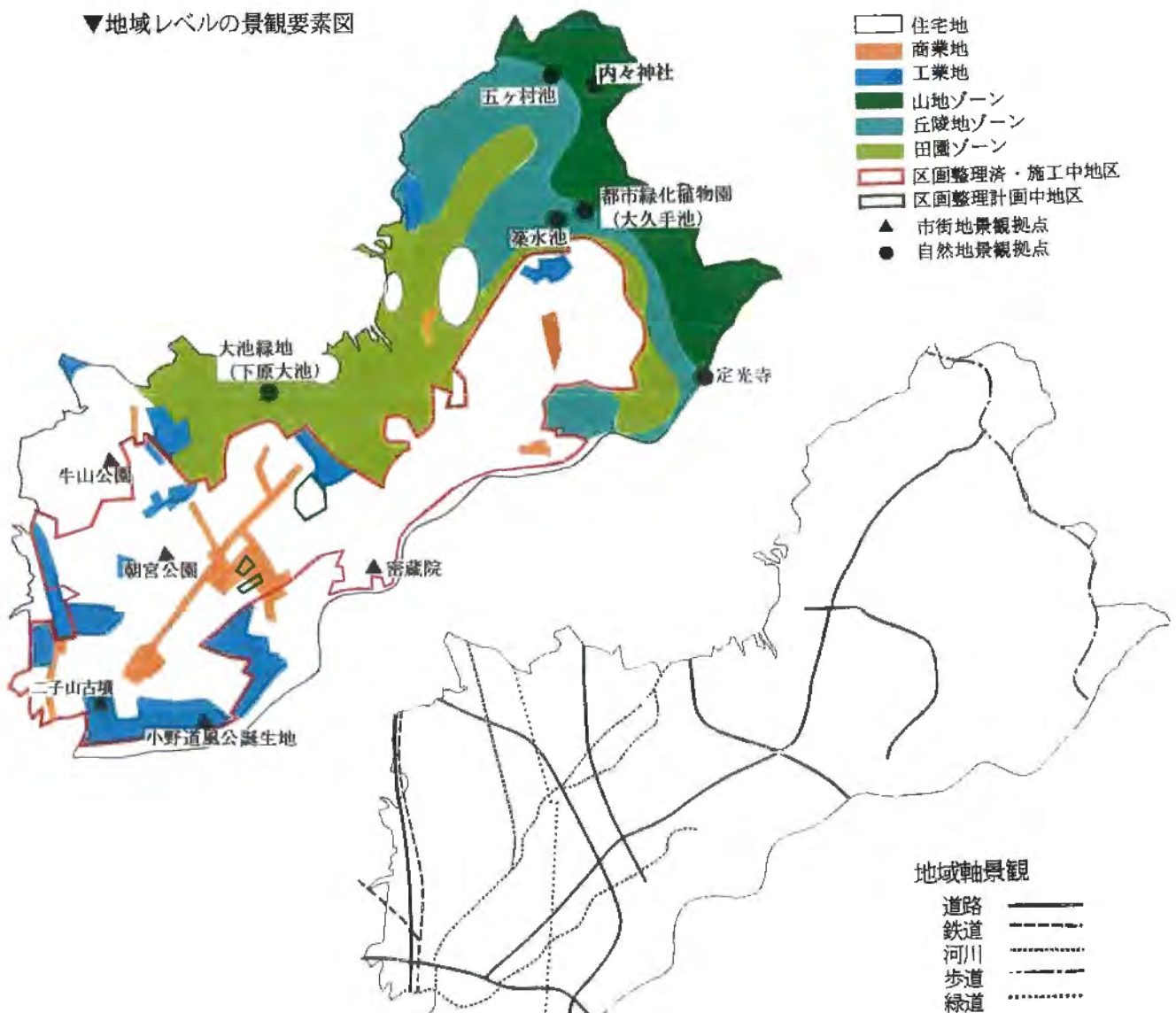
地域レベル景観の形成にあたっては、市街地や自然地などにおける地理的条件や位置的条件を生かすことが重要です。

人々が日常生活を営む空間、すなわち地域にある主な公園や施設、あるいは地域にとって重要な道路や河川の景観を形成することによって、個性的な地域が形づくられます。

### 目標

- 市街地：「人と緑」の調和を図る景観形成
- 自然地：地域の「自然」を生かす景観形成
- 地域軸：市街地と自然地の景観ネットワーク

#### ▼地域レベルの景観要素図



### (3)生活レベル景観

生活レベル景観の形成にあたっては、日常生活を特徴づける景観を構成する要素に対する配慮が重要です。

ここでは、市民や事業者の私的空間に隣接する領域、すなわち境界領域での景観が重要な意味をもつため、市民・事業者と行政による協調的あるいは一体的な景観形成が望まれます。

#### 目標

- 「人」の生活を考え、多くの「緑」を配置した景観形成
- 住区内公園・河川・道路等公的領域の景観上の活用
- 敷地・建物等の配置に考慮した、境界領域の景観形成
- 放置自転車・空き地の雑草等、生活に密着した環境問題をとらえた景観形成

### 3) 景観像を実現化するために

都市景観の形成にあたっては、「都市レベル」「地域レベル」「生活レベル」の3つの視点に沿って景観形成を進めていくことが必要です。

都市レベル景観では、行政が主体的な立場に立ち、公共事業等を活用しながら景観形成の先導的役割を果たします。

また、地域レベル景観では、市民・事業者と行政が一体となり協調・連携を保ちながら景観形成を推進します。

さらに、生活レベル景観では、市民・事業者が主体性をもち、境界領域を中心とした景観形成に努めます。

このように、本市における景観像を実現化していくためには、市民・事業者、行政が一体となって都市景観の形成に取り組んでいくことが必要となります。





## 第2章 構成要素別基本計画



## 1 構成要素の抽出

都市の景観は、自然的なもの、人工的なもの、歴史的なもので構成されています。本市でも例外ではなく、特に自然地、市街地の特性を生かすことは、景観形成の目標として重要なことです。

この構成要素別基本計画では、本市の景観を構成する要素に着目し、全域的な景観のレベルアップを目標とします。

まず、景観特性を見ると、自然環境要素として、東部地区に見られる山並みや丘陵など自然味あふれる景観があり、市街地要素としては、土地区画整理事業によって生み出された整然とした住宅地などの景観があります。また、交通要素としては、国道19号をはじめ、広域的な交通の拠点ともなっており、主要な交通軸がいくつか市内を走っています。

さらに、文化歴史的要素としての史跡や歴史的建造物なども各所で見られるなど、多種多様な景観特性が見られます。

そこで、主な景観構成要素を下表の12項目に分類しました。

構成要素		構成要素に含まれるもの
自然環境要素	1) 丘陵地	山並、丘陵 自然緑地、施設緑地、市街地の緑、公園、緑道、田園 河川、池、せせらぎ
	2) 緑	
	3) 水辺	
交通要素	4) 交通	道路、橋梁、駐車場、鉄道、駅
市街地要素	5) 公共建築物	公共建築物 低層住宅、中高層住宅、集落 ロードサイド型、拠点型、商店街、業務施設 工業施設 屋外広告物、サイン
	6) 住宅	
	7) 商業業務施設	
	8) 工業施設	
	9) 広告物等	
文化歴史的要素	10) 史跡	史跡、歴史的建造物 街道・街並 まつり
	11) 街道・街並	
	12) 伝統行事	

## 2 構成要素別基本計画

### 1) 丘陵地……山並、丘陵

#### 特性

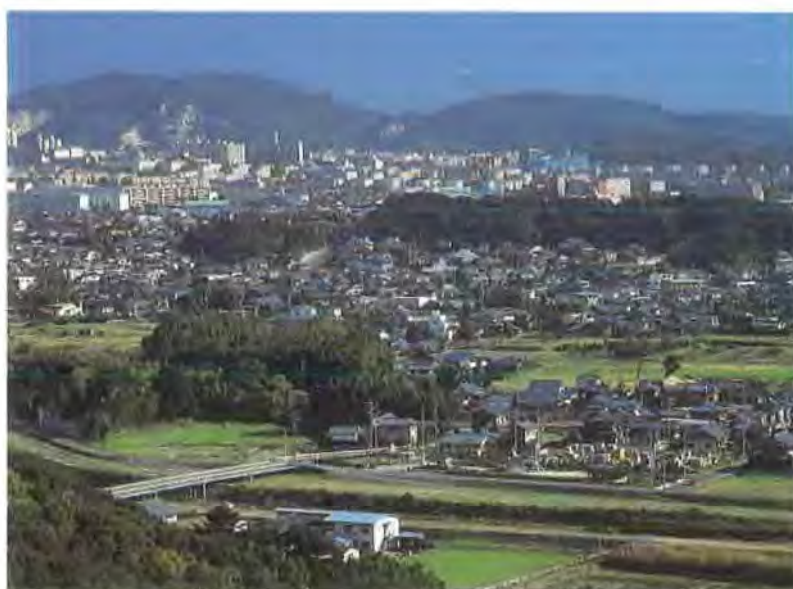
弥勒山、道樹山をはじめとする東部丘陵や高森山山頂付近からは、市街地を眺めることができます。また、市街地の背景としてこれらの山並みや近隣都市の山並みを眺めることができ、市のランドマークとなっています。特に庄内川沿いでは、周辺の田園と一体となり、市街地の借景としてこれらの山並みを眺めることができ、そう快な自然景観として親しまれています。

また、高蔵寺ニュータウンをはじめとする東部の丘陵から、美しい眺めや夜景を楽しむことができます。

#### 基本的な考え方

#### ○山並：背景となる山並みのシルエットを守る。

山並みでは、山としてのシルエット（スカイライン）を保全し、また、山肌で緑が広がる景観を保全します。また、これらの景観を阻害する建築物や工作物に対し配慮することが必要です。特に本市のシルエットとなる、山肌の緑の広がり、シティアイデンティティにつながる重要な要素です。



◀山の豊かな緑と稜線を保全する。

松本町

○丘陵：丘陵地から市街地への眺望を活用する。

丘陵地に広がる緑を保全するとともに、丘陵地などから見える眺望景観は、見る場所としてのポイント整備や、眺望される市街地の景観整備を行います。また、これらの景観を阻害する建築物や工作物に対し配慮することが必要です。



松本町

◀眺望のきいた景観を保全する。



坂下町

▶傾斜地を生かし緑豊かな住宅地を創造する。

## 2) 緑……自然緑地、施設緑地、市街地の緑、公園、緑道、田園

### 特性

市街地をつつみこむように位置する東部丘陵と田園・果樹園によって、緑豊かな自然環境に恵まれたまちとなっています。

市街地内では、土地区画整理事業により公園、緑地を数多く生み出し、中でも落合公園は、日本の都市公園100選に選ばれるほどの良好な景観を有しています。また、主要な公園をネットワークさせるべく全国に先がけ、ふれあい緑道を始めとする緑道の整備を行い、緑あふれる軸の景観を形成しています。

そのほか、市役所を始めとする大規模で個性的な公共施設が地域の緑の拠点として期待され、国道19号を代表とする幹線道路では、各所で緑化が行われています。しかし、土地区画整理事業によって形成された整然と建ち並ぶ住宅や店舗、工場周辺などの私有地での緑は減少してきています。

### 基本的な考え方

#### ○自然緑地：広がる緑として東部丘陵の自然を守る。

東部丘陵では、自然の風景を残すため、山肌の緑を保全します。



玉野町

◀緑豊かな山並みや稜線、自然植生を保全する。

## ○施設緑地：身近な緑として人の集まる施設周辺の緑化を図る。

市街地におけるうるおい空間を増やすために、施設まわりへの緑化を推進し、うるおいある市街地空間の形成を図ります。特に、幹線道路、大規模公共施設などでは、地域の緑の核となる緑化を推進します。

幹線道路では、緑化を推進し▶  
緑のネットワークを形成する。



白山線（藤山台）

## ○市街地の緑：生活の場における緑を増やす。

緑あふれ、うるおいのある生活の場を形成するため、住宅、店舗まわりにおいて緑を増やすことが必要です。工場においては、まわりの緑化に努め周辺の住宅等との調和を図ることが必要です。

生け垣の推進、宅地内への緑▶  
化により、緑あふれる住宅地  
を創造する。



大留町

○公園：緑の拠点として公園景観の向上を図る。

市街地内では、地域の特色を生かした公園づくりを通し、特性のある緑を創出します。

公園接続道路では、視覚的な▶  
誘導性を高める。



ケローナ通



◀公園を生かし、高質  
な緑を確保する。

都市緑化植物園



○緑道：緑の軸として緑道のネットワークの強化を図る。

ふれあい緑道を緑の軸として、各公園をつなぐネットワークを形成します。

緑道では、楽しみながら歩く▶  
ことのできる空間を形成する。



ふれあい緑道（東野町）

○田園：緑で覆われた広がりのある落ち着いた田園風景の保全に努める。

市街地をつつみこむように緑の広がる田園地域を保全します。

市街地との調整を図りつつ、▶  
広がりのある田園風景を保全  
する。



西尾町

### 3) 水辺……河川、池、せせらぎ

#### 特性

本市の河川は広い河川敷地が水と緑の帯を形成し、都市の骨格をなしています。中でも特に庄内川は市の外郭を形成し、また上流部では玉野川溪谷として、水と緑と岩が奏でる自然味あふれる景勝地が形成されています。まちなかの貴重な水辺空間となっている都市河川としては、内津川での内津川緑地、内津川放水路での緑道・公園・親水護岸などが整備され、市民のうるおいの場として親しまれています。

親水空間としては河川ばかりでなく、市北西部から東部に数多くの池があります。中でも、落合池（落合公園）・大久手池（都市緑化植物園）などは、公園と一体となった整備によって魅力ある親水空間を創り出しています。これらの池の中には、自然形態の残る池も数多く見られ、また野鳥が飛来する姿や昆虫等、植生とともに豊かな生態系を有しています。

そのほかの水辺空間として、名古屋空港に隣接したエアフロントオアシスや土地区画整理事業により創出される水系施設があり、これらは市街地の身近な場所におけるうるおいのある空間を提供しています。

#### 基本的な考え方

○河川：軸としての統一性を演出する。

広い河川敷を生かし、親水性のある空間を創出する。

自然味あふれる溪谷美の景観を保全する。

河川と一体となった周辺景観を創出するとともに、緑の軸の形成を図ります。また、失われつつある親水性についても、既存の河川を活用した水辺の創出により回復を図ります。その他、庄内川上流部では、良好な景観を保全していきます。



◀自然味あふれる美しい河川景観を創出する。

地藏川（松新町）

○池：自然を生かした水辺を形成する。

親水性の向上を図るとともに、周辺に残る自然形態を活用します。

緑や水辺を生かし、親水性の  
高いレクリエーション空間を  
形成する。



都市緑化植物園

○せせらぎ：身近なところに親水空間を創出する。

公園整備や土地区画整理事業等によりせせらぎを創出し、市街地の身近な場所  
にうるおいをもたらす空間を創出します。

市街地内の身近なところに親  
水空間を創出する。



出川町

## 4) 交通……道路、橋梁、駐車場、鉄道、駅

### 特性

土地区画整理事業の進む本市では、広域幹線道路から市内幹線道路及び住宅地内の生活道路等の整備が進んでいます。中でも、国道19号は市を縦断し、名古屋第二環状自動車道、国道155号とあわせて、骨格軸を形成します。また、国道19号などの広域幹線道路からは、自然地から市街地へと周辺景観が変化する景観を楽しむことができ、桃花台春日井線、白山線などの市内幹線道路では、緑あふれる美しい道路景観を楽しめます。

また、河川に架かる橋梁もまた景観形成にとって重要な役割をもっています。特に、市の南の外郭を形成している庄内川に架かる勝川橋・松川橋・新東谷橋・東谷橋は隣接都市からの入口として、景観形成上重要な役割を担っています。この他に庄内川に架かる橋梁として、鹿乗橋・玉野橋・城嶺橋があり、これらは周辺の自然景観に調和しています。

その他、車主体の交通形態を持つ本市にとって、駐車場も景観形成上重要な要素となります。

鉄道としては、JR中央本線、愛知環状鉄道、城北線、名鉄小牧線の4鉄道を有しています。この中でもJR中央本線からは、市街地景観、田園風景を見ることができ市民の心象風景ともなっています。

主要な鉄道駅（拠点駅）としては、JR勝川駅、春日井駅、高蔵寺駅があり、商業系の土地利用によってにぎわいのある景観を形成しています。また、名鉄小牧線の各駅、JR神領駅・定光寺駅などでは、のんびりとした静的景観を形成しています。

### 基本的な考え方

- 道路：沿道の風景に調和した道路空間を創造する。
- 主要交差点でのポイント性を強調する。
- 道路としての連続性を演出する。
- 橋、高架下部の圧迫感をやわらげる。

幹線道路を緑の主軸とするとともに沿道の風景と一体となった道路環境を創造します。また、交差点などではポイント性の強調、高架橋などの構造物については、高架下部などの修景を図ることにより圧迫感をやわらげます。

主要な交差点ではポイント性を強調する。



北九州市

### ○橋 梁：橋梁の持つ個性を生かしたイメージアップを図る。

庄内川に架かる橋梁を都市間に架かる重要な空間として位置づけ、市のゲートとしてふさわしい修景を図ります。

また、それ以外の河川に架かる橋梁についても、地域の歴史や特性を生かした修景を図ります。

橋詰めにおける演出により、橋としてのイメージを向上させる。



北九州市



勝川町

◀大規模河川に架かる橋梁ではゲートウェイとして、イメージの向上を図る。

### ○駐車場：施設周辺の風景にゆとりを与える。

駐車場は、様々な施設に付随する必要不可欠な施設です。

この駐車場では、周辺緑化や駐車場内における緑化を推進することにより、施設周辺の殺風景な風景からゆとりある風景への転換を図ることが必要です。

また、道路沿道では、地下化や施設裏側等への配置、道路側への緑化などによって沿道景観にゆとりを与えることも必要となります。



都市緑化植物園

◀駐車場では、周辺緑化のみでなく、駐車場内においても緑化を図る。

## ○鉄 道：緑あふれ、秩序ある車窓風景を演出する。

鉄道沿線においては、その車窓風景を緑で演出するとともに、沿線に位置する建造物の配慮によって秩序ある車窓風景を創出します。また、鉄道橋、高架下部を修景することによって圧迫感をやわらげます。

田園や樹林地を生かし、緑豊かな車窓風景を演出する。



玉野町

○ 駅：拠点駅での風格のある駅前空間を創造する。  
生活駅での落ちつきある景観形成を図る。

駅では、その機能に応じた整備が必要ですが、機能重視ではなく、うるおい、ゆとりなどのある景観整備を行います。また、各駅の特徴に配慮しながら、風格を演出し、また落ちつきを演出するなどの個性的な景観を創出します。

拠点駅では、風格のある駅前空間を創造する。



高蔵寺駅

## 5) 公共建築物……公共建築物

### 特性

市役所等の官公庁施設、学校等の教育・文化施設、病院等の医療・福祉施設などの公共建築物は、街並みを構成する個々の建築物の中でも、規模の大きさ、人目に触れやすい場所に立地することなどから周辺の人々に親しまれ、地域のランドマークとして景観を形成するうえで重要な役割を担っています。

その中でも、市役所、総合体育館など大規模でシンボリックな建築物は、多くの市民が訪れ市民の心に残るものとなっています。

こうした公共建築物が今後も計画されており、市民の憩いの場として親しみやすい形態とするよう努めています。

### 基本的な考え方

○公共建築物：親しみやすく、周辺との調和を図る。

多くの市民によって利用される建築物であるため、人にやさしく、親しみやすいものとし、周辺と調和した形態・色彩とします。



◀公共施設周辺では、うるおいある空間を形成する。

市庁舎



ライトアップ等により、夜間▶  
景観への演出を図る。



市庁舎



◀施設周辺では、周辺道路との  
一体的な整備により、ゆとり  
ある空間を創出する。

愛知県 豊田市

親しみやすいものとす▶  
るため、色彩、形態、  
地域特性に配慮する。



西部ふれあいセンター

## 6) 住宅……低層住宅、中高層住宅、集落

### 特性

本市では、土地区画整理事業によってつくられた整然と建ち並ぶ住宅があり、落ちついた低層住宅による景観が形成されています。

一方、勝川駅周辺、国道19号の沿道、高蔵寺ニュータウン、JR春日井駅周辺では、中高層住宅の建ち並ぶ景観が形成されています。

特に、高蔵寺ニュータウンの高座台に位置する中高層住宅はJR中央本線、東名高速道路等から眺めることができ、ランドマークとなっています。また、市街地内各所で建設されている中高層住宅は、低層住宅が比較的多い本市にとってランドマーク的な存在となっています。

市西部の牛山地区、東部の神屋・坂下地区から東部丘陵にかけては、のどかな田園の中に昔の面影を残す集落地景観を見ることができます。

### 基本的な考え方

○低層住宅：緑あふれ、落ち着きと安らぎのある低層住宅地を創出する。  
統一性と秩序ある街並みを創造する。

低層住宅では、美しく整った住宅地の形成と、公共空間と民間空間との一体的な整備、緑化により、緑あふれる景観を形成することが必要です。



◀緑あふれ、統一性のある住宅地を形成する。

高座台

○中高層住宅：周辺に緑を創出し、  
周辺地域と調和した中高層住宅地を形成する。

中高層住宅では、ランドマークとなることを十分に意識した上で、意匠、周辺への景観形成に配慮することが必要です。また、周辺において緑化を推進することが必要です。

色彩や形態、屋外設備▶  
において、視覚的な配  
慮を行う。



高座台

○集 落：のどかで趣ある集落地の風景を生かす。

集落では、のどかで落ちついたまちを形成し、それ以外にも集落内に点在する樹木など、集落特有の風景を保全していくことが必要です。

集落の持つ、のどかな景観を▶  
保全する。



木附町

## 7) 商業業務施設……ロードサイド型、拠点型、商店街、業務施設

### 特性

国道19号、国道155号のロードサイド型商業地では、沿道に並ぶ個性的な店舗によってにぎわいのある空間を形成しています。

拠点型商業地としては、意匠に工夫がこらされ、ランドマークとしての役割を果たす大規模拠点型店舗と、鳥居松地区を中心とする中心市街地、勝川駅前、高蔵寺駅周辺における拠点型商業地区の2種類の商業空間があります。

また、味美・鷹来・坂下地区では、生活の拠点となっている商店街があります。中でも、下街道沿いに形成された坂下商店街や中心市街地内の鳥居松本通商店街では、昔の面影がわずかではあるが残されています。

また、近年建ち始めつつあるオフィスビルなどの業務施設においても、新しい都市景観の形成に大きな影響を与えています。

### 基本的な考え方

○ロードサイド型：各店舗の個性を生かし、にぎわいと連続性のあるロードサイド型の商業空間を演出する。

整備された道路網に沿って並ぶロードサイド型商業地では、各店舗の個性を生かしながら、軸として連続性のある景観を形成していくとともに、店舗周辺の緑化の推進や、屋外広告物を必要最小限にとどめるなどの配慮を行います。



◀にぎわいのある沿道空間を創出する。

国道19号（六軒屋町）

○**拠点型**：地域のランドマークとして演出する。  
店舗の高質化により洗練された都市空間を形成する。

大規模拠点型の店舗では、個性ある建築形態を推奨します。また、拠点型商業地区では、個々の店舗の高質化を行うとともに、屋外広告物の整理・統合などによって、一層のにぎわいを演出することが必要です。



六軒屋町

地域の顔となり、にぎわいのある空間を形成する。

○**商店街**：地域の特性を生かした連続性のある商業空間を形成する。

地域に密着した商店街では、その連続性を創出する整備を進めることにより、にぎわいを演出することが必要です。また、広告物、電柱などは、街並みの美しさを引き立たせるよう配慮します。



鳥居松町

個々の商店街の特性をモチーフに統一性のある商業空間を形成する。

○業務施設：周辺の雰囲気への配慮と個性的な表情を演出する。

業務施設では、周辺の雰囲気や通り全体としての景観の統一性や連続性に配慮し、全体として繁雑な印象を与えないようにすることが必要です。

その上でまちの顔を創り出すために、魅力的な外観やエントランスを工夫し、個性的な表情を演出することも必要です。



名古屋市

◀緑化により、周辺との景観的な調和を図る。



愛知県 豊田市

壁面のデザイン化やエントランスの工夫により、個性的な表情を演出する。▶

## 8) 工業施設……工業施設

## 特性

市南西部では、大規模工場とその周辺の中小の工場によって、工業ゾーンが形成されています。

また、東部では、計画的に配置された高森台サービスインダストリー・誘致施設地区、神屋工業団地があり、良好な工業地景観がつけられています。

## 基本的な考え方

## ○工業施設：緑化を推進し、周辺地域との調和を図る。

工業施設では、その周辺における緑化を推進し、外装の美化に配慮することが必要です。

特に住宅地の中に位置する工業施設については、緑化の推進などによる周辺環境との調和を図ることが必要です。



神屋工業団地

◀緑化により、周辺へのイメージの向上を図る。

壁面のデザイン化や緑化により、周辺住宅地との調和を図る。▶



高森台誘致施設地区

## 9) 広告物等……屋外広告物、サイン

### 特性

景観形成上重要な要素である屋外広告物は、市内全域にわたって、大きさや色がさまざまな屋外広告物が氾濫し、にぎやかな反面、派手な統一感のない景観をみせています。

また、施設へのみちすじを案内するサインなどは、今までまちまちな形態や色彩を見せていましたが、近年徐々に統一化を進めており、わかりやすいまちづくりを推進しています。

### 基本的な考え方

#### ○屋外広告物：周辺環境と調和した屋外広告物を創出する。

屋外広告物は、周辺環境に調和した色彩、形態等への配慮をするとともに、整理・統合を図り、その雑然さをなくすことが必要です。

屋外広告物の統合化、デザイン化により、街並みの雑然さをなくす。



北九州市



壁面広告や形態の統一化によって街並みに統一感をもたらす。



兵庫県 姫路市

○サイン：わかりやすく親しみのあるみちすじを示す。

公共施設や公園などを案内するサインは、設置場所・位置を検討し、デザインなどを全市的に統一することでわかりやすさを強めることが必要です。

また、施設のサインについては、その施設の個性を生かしたデザインによって、親しみやすさを強調していきます。

形態やデザインの統一化によって、わかりやすさを強める。



国道19号 (明知町)



西部ふれあいセンター

◀施設のサインは、その施設の個性を生かしたデザインを用いる。

## 10) 史跡……史跡、歴史的建造物

### 特性

本市には、国指定の文化財としての二子山古墳を始めとする多くの古墳が見られ、緑の小高い丘を形成しています。その中で、二子山古墳の周辺は地区公園としての整備が進みつつあります。そのほかにも、密蔵院・内々神社・小野道風公誕生地・神屋や下原の古窯跡や神社・仏閣など歴史的遺産を多く有しています。

また、文化財めぐり、文化財講演会、文化財展等を通じて市民の理解を深める活動等を進めています。

### 基本的な考え方

#### ○史跡・歴史的建造物：歴史的遺産の保全に努め、その歴史的情緒を演出する。

歴史的遺産については、その保全を行っていくとともに、これらを生かした公園化、あるいは周辺の街並みなどの形成を図っていく必要があります。

また、神社・仏閣では境内に残る樹木・樹林の保全に努める必要があります。



◀歴史的遺産を保全していくとともに、周辺に歴史的情緒を演出する。

密蔵院多宝塔

## 11) 街道・街並……街道・街並

### 特性

街道には下街道、本街道があり、一部では昔ながらの面影を見ることができず。

### 基本的な考え方

#### ○街道・街並：街道としての軸性を高めるとともに、その面影を保全する。

街道は、歴史の軸として、案内板などを設置していきます。また、一部に残る街並みでは、その保全を行っていく必要があります。



内津町

昔ながらの街道では、▶  
その面影を残す歴史的  
な要素を保全する。

## 12) 伝統行事……まつり

### 特性

小木田神社の棒の手奉納や秋葉神社の火渡り神事など、由緒ある行事が多く見られます。また、春日井まつり、落合公園の納涼まつり等が市内の各所で開催されています。

これら、各地で開催されるイベントなどは、市民の心象風景となっています。

### 基本的な考え方

○まつり：市民の郷土意識を高め、春日井の伝統を受け継ぎ育む。

まつりは市民にとって心に残る風景であり、この風景を受け継いでいきます。



春日井まつり（鳥居松岡）

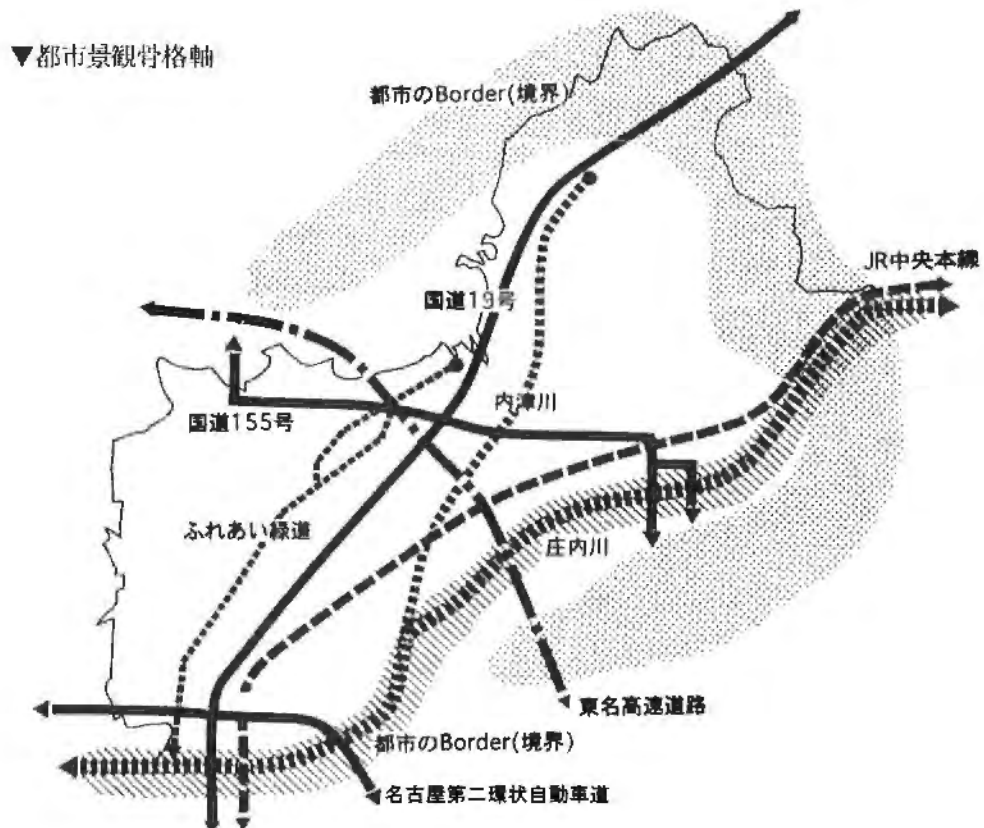
市民のまつりに対する理解を▶  
深め、郷土意識の高揚を図る。

### 3 骨格軸構成計画

これまで、各々述べてきた景観構成要素を本市を代表する道路や河川などの軸によって、束ね、構成させることにより、本市の個性を表現するとともに、都市構造を明確にしていくため、特に重要と思われる軸を景観骨格軸として取り上げ、その基本的な考え方をまとめていきます。

- 市街地から自然地へ縦断し、周辺地区における広域的交通網のかなめとなる **国道19号**
- 広い河川空間を有し市の南の外郭を形成している **庄内川**
- 市街地から自然地へと、水と緑でつなぐ **内津川**
- 市の玄関口となるJR勝川駅、春日井駅、高蔵寺駅を有する **JR中央本線**
- 緑の軸を形成する **ふれあい緑道**
- 活力ある工業地と自然に恵まれた東部丘陵など、本市の個性を望む **名古屋第二環状自動車道**
- 市を横断し、各地域の特性を表現する **国道155号**
- 東部丘陵の山並みなどによって形成される近隣都市との **Border(境界)**

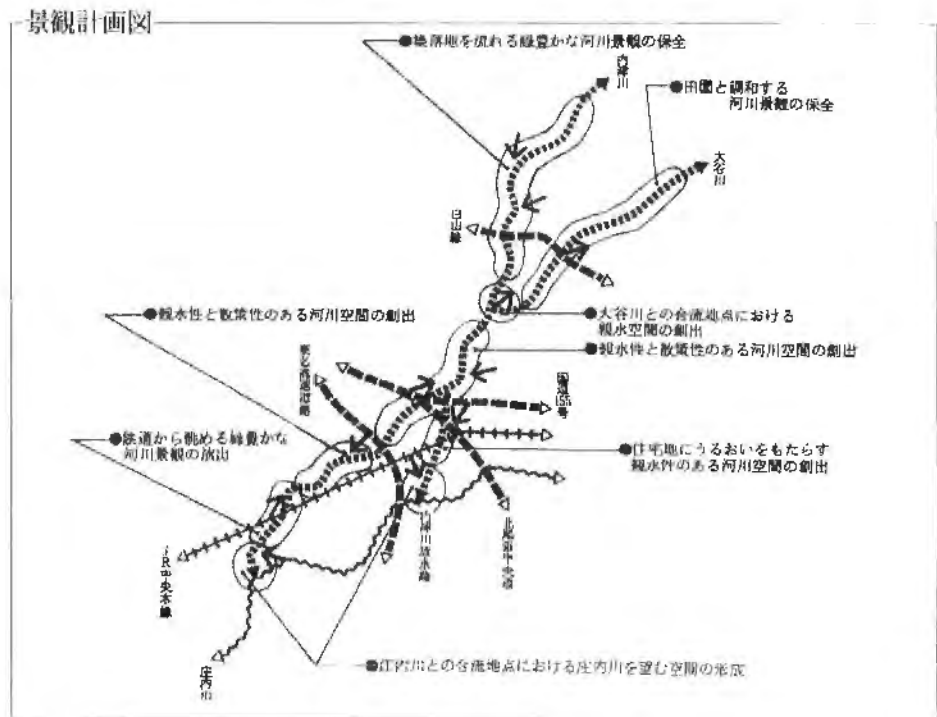
これら骨格軸では、周辺の風景を見る場（視点場）としての骨格軸と見られるもの（景観対象）としての骨格軸に分けられます。具体的には、道路、鉄道は見るところとしての性格が強く、河川、緑道が見られる対象としての性格が強いため、道路、鉄道に関しては沿道の風景がどのように見え変化するのか、河川、緑道については、どこからどのように見えるのかに着目した景観を形成していきます。





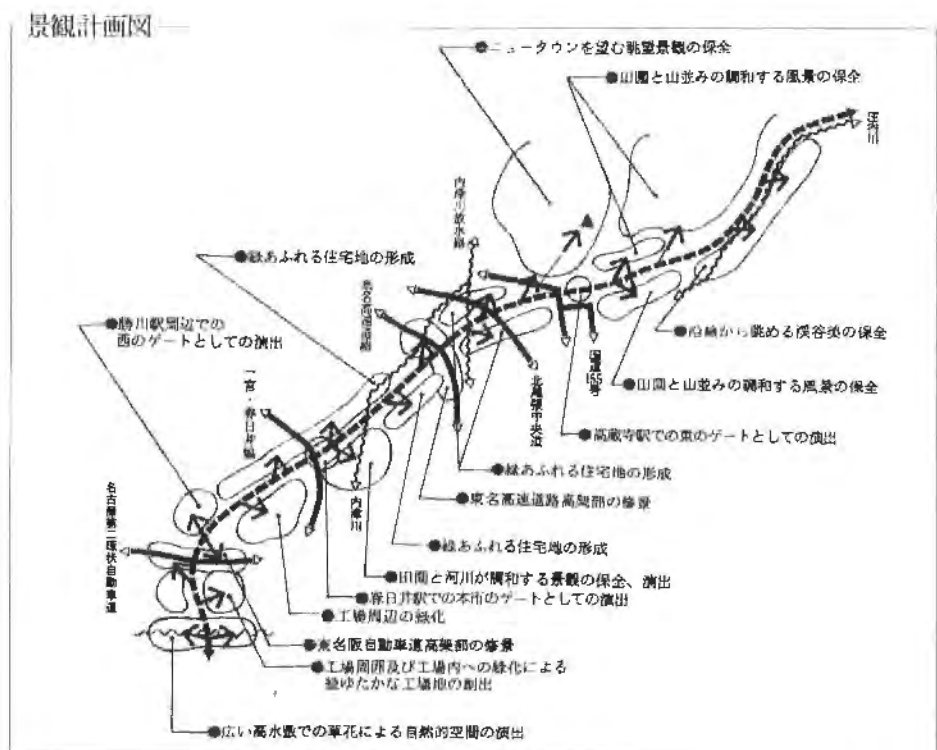
## ○内津川

身近な水と緑の拠点として、緑地の活用と親水性に留意した景観形成を行います。



## ○JR中央本線

車窓から見える景観に配慮し、また、鉄道駅についても、玄関口としてふさわしい景観形成を行います。









## 第3章 ゾーン別基本計画



## 1 景観からのゾーニング

ゾーン別基本計画では、都市構造を明確にするとともに、地域の特性を生かした景観形成を推進します。

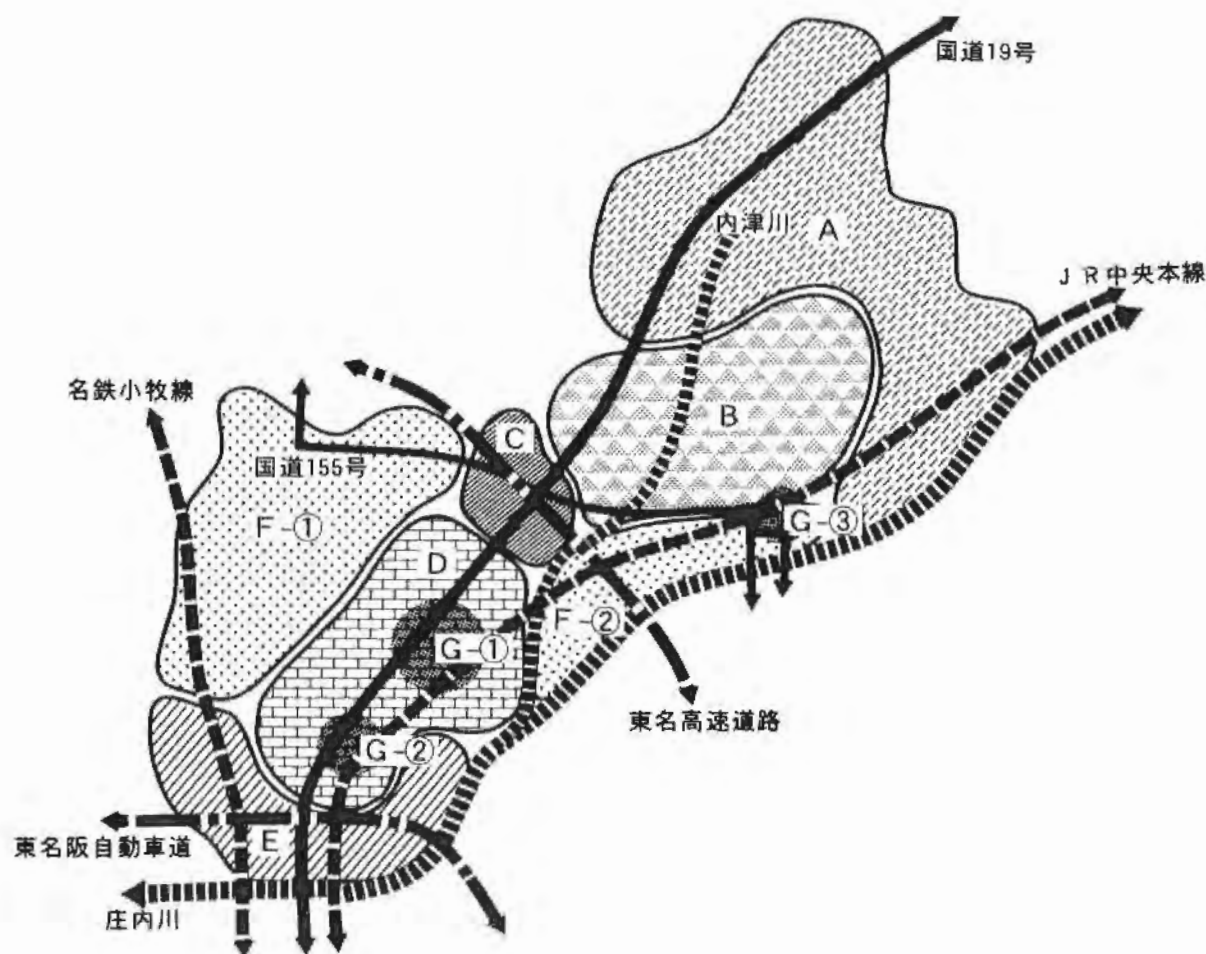
この計画でのゾーニングについては、第五次総合計画に基づく市の将来の土地利用概念図、また「都市景観像の実現に向けた視点」における都市レベル景観、地域レベル景観に基づいています。

これは、山地ゾーン・丘陵地ゾーンを持つ自然地と、平地に展開する市街地をベースにし、本市の将来像、市街化状況および鉄道・道路による分断状況などを加味しながら、10ゾーンに分割しています。

なお、同様の景観特性を持つ地域については1ゾーンとして設定し、地域ごとに特性のある景観形成を推進します。

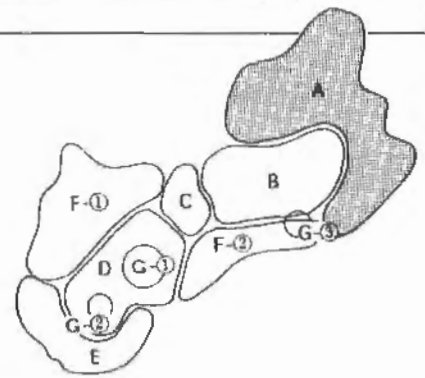
また、各ゾーンにおける景観像を具現化するため、そのゾーンの特性を明確に現し、景観整備の方向性を示し、ゾーンのモデルとなりうる地区を抽出し、地区景観整備計画を策定します。

### ▼ゾーン区分図



## 2 ゾーンごとの方針（特性と方向性）

### 1) Aゾーン



#### 特性

#### ○市のシルエットとなる山地を主要素に歴史・文化を秘めるゾーン

Aゾーンは、本市の背景となる山並みをひかえた自然味あふれるゾーンです。ここでは、山裾に昔ながらの雰囲気伝える建造物、集落、社寺があり、後方の山並みとあいまって美しい景観をみせているほか、市の境界にもなる庄内川では、渓谷美を見せる玉野川渓谷があります。

また、多様なレクリエーション活動ができる場を提供することを目的とした計画を有し、将来的には自然と人との交流することのできるゾーンです。

#### 景観整備の方向性

本市の背景となる緑豊かな山並みを守り、うるおいある風景を保全します。そのうるおいの中では、自然と人が共生する空間を形成し、市民の皆さんが自然景観を体験できる場を提供します。

また、このゾーンに残る歴史的景観を生かしながら、人々が歴史的趣を感じることで情緒ある空間を形成します。

#### ○背景となる山の稜線をまもる。

弥勒山・道樹山を始めとする緑豊かな山並みを採石や開発から保護し、本市における都市のシルエットとして保全していきます。そして、田園と調和したうるおいのある農村風景を保全していきます。



外之原町

◀採石場では、採石後の植生の回復に努めるよう指導する。

○緑と調和した歴史的情緒を感じる空間をつくる。

国道19号沿いにたたずむ、内々神社周辺の歴史的要素を保存するとともに、下街道を旧街道として歴史的趣のある修景整備を進めその軸性を高めます。

内々神社を中心とした下街道沿い▶  
では、歴史的要素の演出を図ると  
ともに、散策性の向上を図る。



内津町

○自然と人が触れあう空間をつくる。

豊富な自然を生かし、市民が憩いやすらぐことのできるレクリエーション空間の形成を図ります。

築水池周辺では、自然を生かし、▶  
市民の憩いの森としての形成を図  
る。



築水池（廻間町）

○人工的要素を自然景観と調和させる。

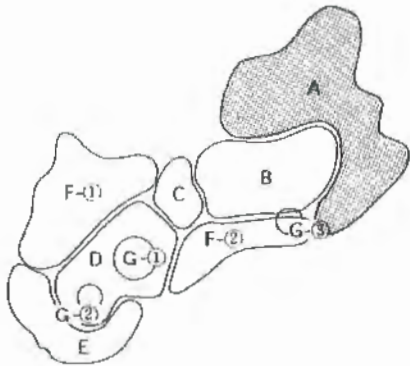
豊かな自然の中に人工的要素を調和させることによって、緑あふれる景観を創出します。

神屋工業団地では、傾斜面を利用▶  
した緑化や工場内における緑化を  
推進する。



神屋工業団地

Aゾーン景観整備計画図



●五ヶ村池の自然を生かした空間の形成

●ゴルフ場における自然植生の保護

中央自動車道

五ヶ村池

明智東工業団地

国道19号

明智工業団地

内津勝川線

●神屋工業団地周辺における  
傾斜地・工場内への緑化の推進

中央自動車道

神屋工業団地

福祉の里

神屋古窯跡

内津川

築水池

少年自然の家

●神屋古窯跡周辺の歴史性を生かした空間の形成  
●福祉の里における心身のリフレッシュの場の創出

●段丘崖樹林地の保全

白山線

●都市緑化植物園への動線の確保

●公共施設における周辺の山並みへの配慮

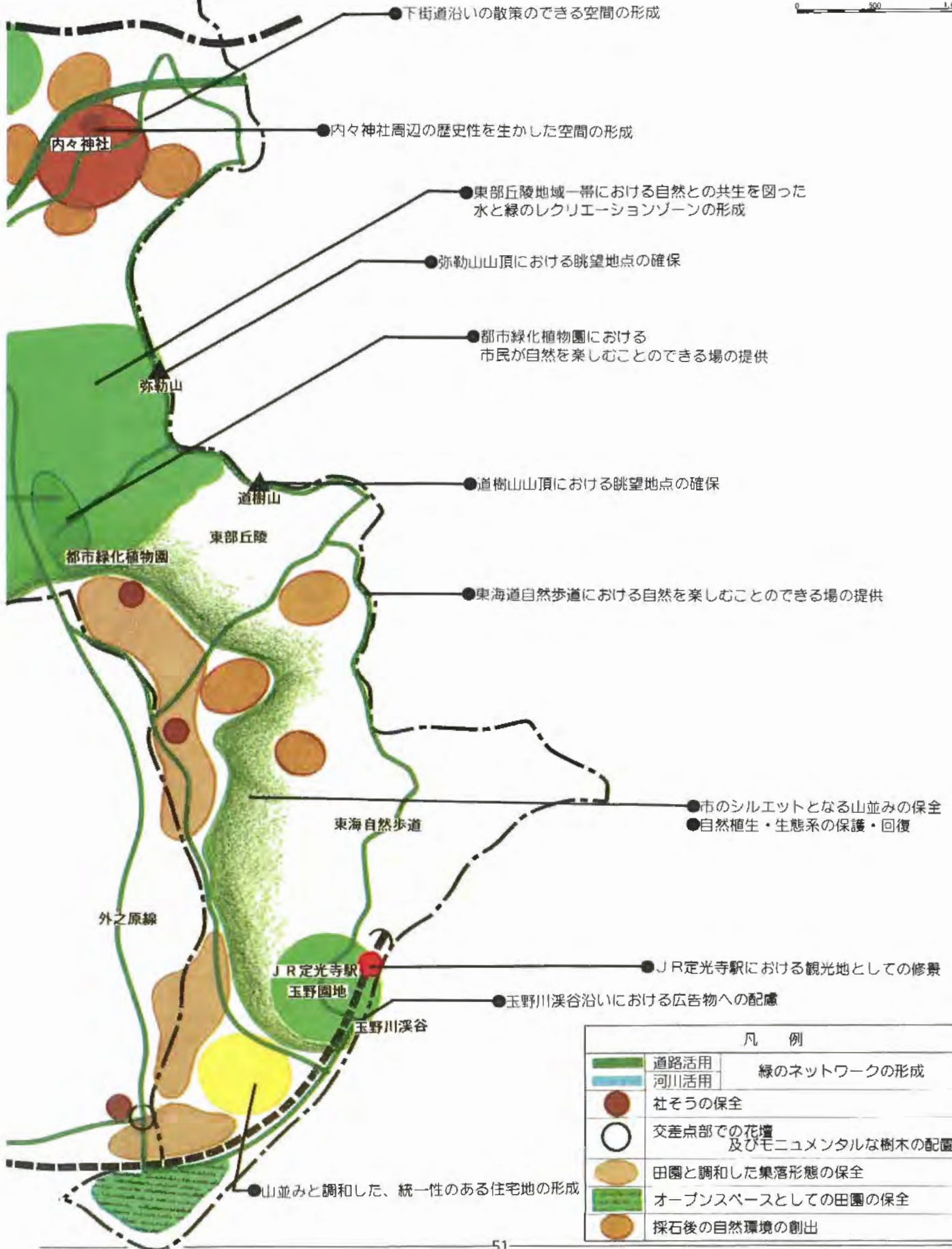
●段丘崖樹林地の保全

●国道19号沿いにおけるガードレールのデザイン化等、  
自然環境と調和した空間の形成

J R 中央本線



0 500 1,000



●下街道沿いの散策のできる空間の形成

●内々神社周辺の歴史性を生かした空間の形成

●東部丘陵地域一帯における自然との共生を図った水と緑のレクリエーションゾーンの形成

●弥勒山山頂における眺望地点の確保

●都市緑化植物園における市民が自然を楽しむことのできる場の提供

●道樹山山頂における眺望地点の確保

●東海道自然歩道における自然を楽しむことのできる場の提供

●市のシルエットとなる山並みの保全  
●自然植生・生態系の保護・回復

●JR定光寺駅における観光地としての修景

●玉野川溪谷沿いにおける広告物への配慮

●山並みと調和した、統一性のある住宅地の形成

凡例

	道路活用	緑のネットワークの形成
	河川活用	
	社そうの保全	
	交差点部での花壇 及びモニュメンタルな樹木の配置	
	田園と調和した集落形態の保全	
	オープンスペースとしての田園の保全	
	採石後の自然環境の創出	

## ■地区の概況■

本地区は、本市の緑の拠点ともなる都市緑化植物園と水と緑が織りなす内津川緑地・築水池があり、その背景には緑豊かな東部丘陵を有する自然味あふれる地区です。

## ■地区の基本的方針■

### ○自然景観を保全し、自然と触れあう場を形成する。

内津川緑地から都市緑化植物園への動線を確保するため、東部丘陵地域整備にあわせて内津川緑地を都市緑化植物園へつなぎ、市民の皆さんがあふれんばかりの自然を楽しみ、観賞できる空間を形成します。

また、開発や採石などについては、事業区域の拡大を防止するとともに、植生の回復を行うよう指導していくことにより、この地区の背景となる山並みの緑を保全していきます。



■ 整備事例 ■

- ・都市緑化植物園では、市民が自然にふれることのできる空間を形成します。
- ・築水池周辺では、自然を生かしたレクリエーション空間の形成を行うとともに、都市緑化植物園までの動線となる遊歩道を形成します。

水辺を活用したレクリエーション空間を形成する。



熊本県 熊本市

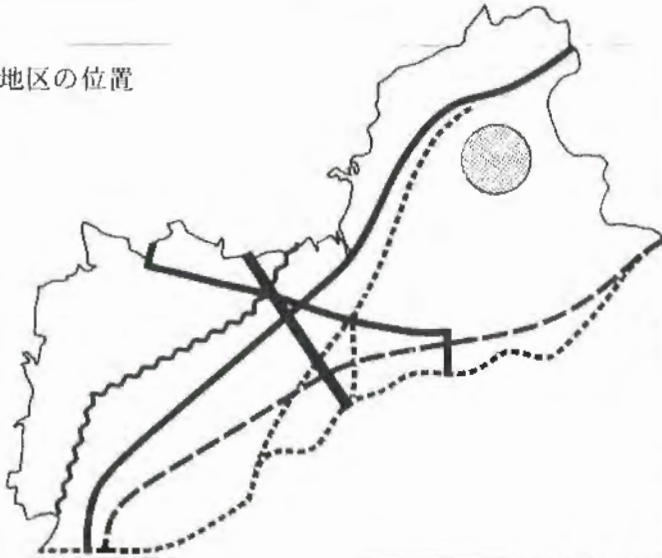
水辺周辺に自生する貴重な植生を保全する。



大阪府 豊中市

築水池・都市緑化植物園 地区景観整備計画図

地区の位置



東部丘陵地域における緑あふれる  
自然レクリエーションゾーンの形成

- ・自然に触れることのできるキャンプ場等の形成
- ・芝生広場等による広がりのある緑の空間の形成
- ・自然を楽しむことのできるレクリエーション空間の形成

散策路の形成による  
自然に触れることのできる空間の形成

- ・築水の森・展望台の整備・拡充
- ・西高森山山頂での展望地点の形成

背景となる緑あふれる山並みの保全

- ・自然植生・希少植物の保護

築水池における自然に触れ、楽しめる空間の形成

- ・池周辺の自然を生かした散策路の形成

都市緑化植物園への散策性のある動線の確保

- ・沿線に位置する歴史的要素である岩船神社や古墳と一体となった整備
- ・遊歩道と宮滝大池・築水池とが一体となったうおいある空間の形成
- ・内津川緑地の延伸
- ・周辺に広がる田園での農業振興地域指定の継続による保全

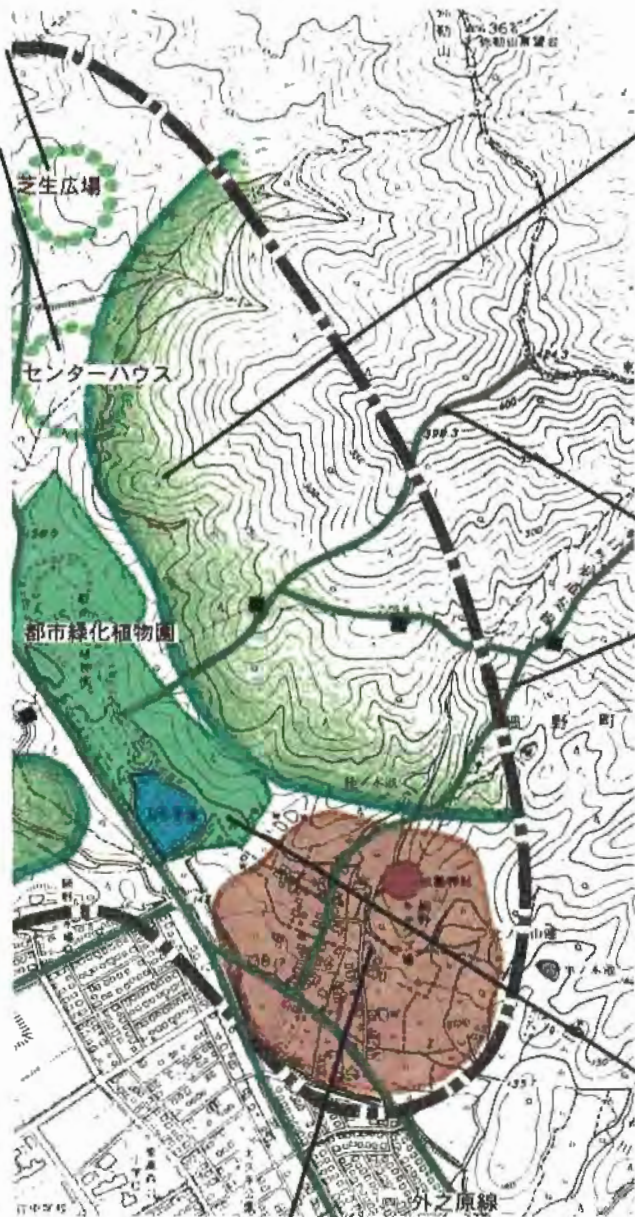
鉄塔における自然景観との調和

- ・鉄塔における形態・色彩への配慮





0 500



背景となる緑あふれる山並みの保全

- ・広葉樹林の榴林
- ・自然植生・希少植物の保護

散策路の形成による  
自然に触れることのできる空間の形成

- ・東海自然歩道の活用

緑に触れ、観賞できる  
うるおいとやすらぎを与える空間の形成

- ・失われつつある自然植生・希少植物の保護・回復
- ・自然を観賞できる施設の形成

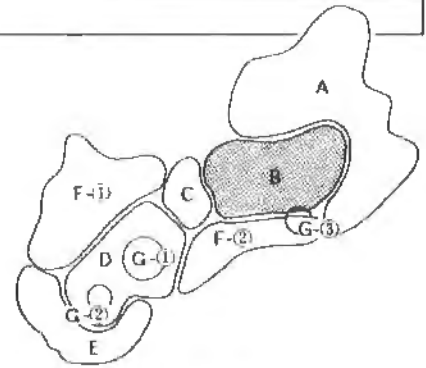
社そうと田園、集落の調和した  
うるおいのある景観の保全

- ・秋葉神社社そうの保全
- ・周辺に広がる田園での農業振興地域指定の継続による保全

凡 例	
	遊路活用
	河川活用
	社そうの保全
緑のネットワークの形成	

## 2) Bゾーン

### 特性



○緑豊かな山並みを背景に、起伏に沿って整えられた街並みが形成されるゾーン

Bゾーンは、Aゾーンの緑豊かな山並みを背景に、起伏に沿った団地開発により整えられた街並みが形成されるゾーンであり、その丘陵地に建つ中高層住宅、中部大学はランドマークとなっています。

また、このゾーンの核となるニュータウンセンター地区や、地形の変化や傾斜地を効果的に利用した高森台サービスインダストリー・誘致施設地区は、多くの施設が集約している地区です。

### 景観整備の方向性

内津川、白山線を軸とした水と緑のネットワークを形成し、団地内の公共施設、公園などに緑を増やす一方、傾斜面の緑の保全、増加を図り、うるおいある住宅地を形成します。

また、地域の核となる施設のイメージアップを図ることにより、ゾーンの核としての演出を図ります。

○緑あふれ、背景の山並みと調和した住宅地を創造する。

緑の軸となる白山線、水の軸となる内津川、この2本の軸を基本に緑のネットワークを形成するとともに、公園・緑地を活用し、また道路緑化を進め、団地内にうるおいを与える。



高森台

◀高森山公園周辺では、公園への視覚的な誘導に考慮する。

○起伏を生かし、緑に富んだまちをつくる。

丘や傾斜地を効果的に利用しながら緑を増やし、緑あふれる丘に建ち並ぶ住宅地を創造します。また、魅力ある眺望地点を創造します。

白山線など起伏のある道路では、▶眺望を楽しむことのできる空間を形成する。



白山線（廻間町）

○地域の核となる施設を演出する。

地域の核となる空間および施設のシンボル性を高めるとともに、各施設間の回遊性を高めるなど、施設やその周辺における景観的演出を図ります。



中央台

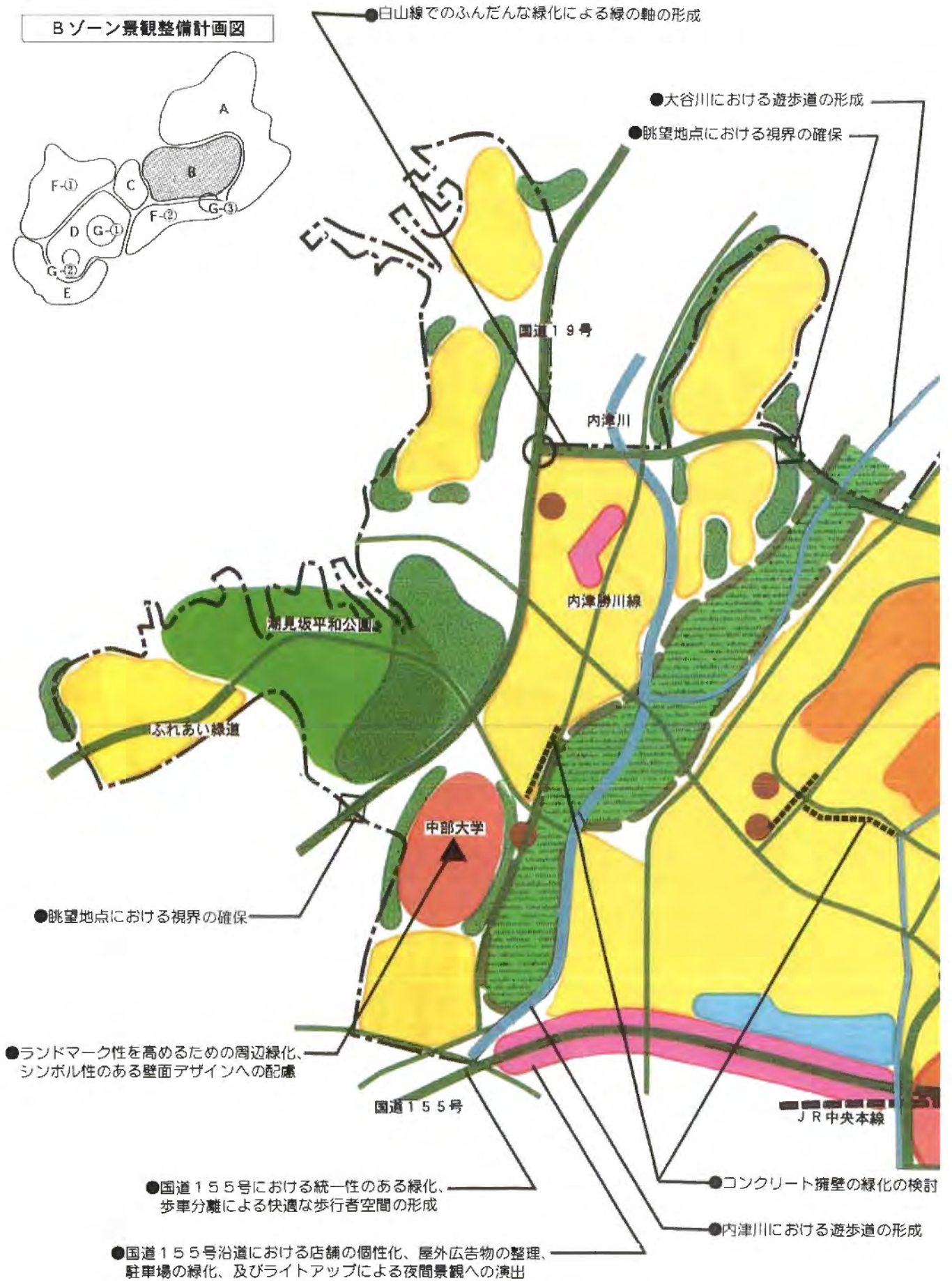
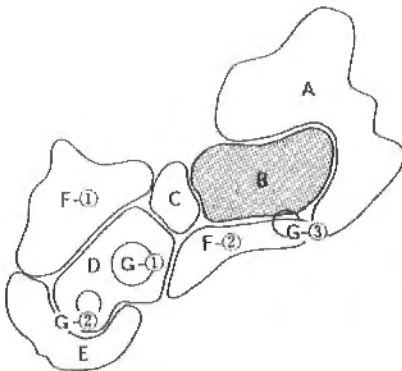
◀ニュータウンセンター地区では、建築物のシンボル性を高めるほか、回遊性のある空間を創出する。

高森台サービスインダストリー・▶誘致施設地区では、施設のデザインの配慮、周辺および施設内への緑化を推進する。



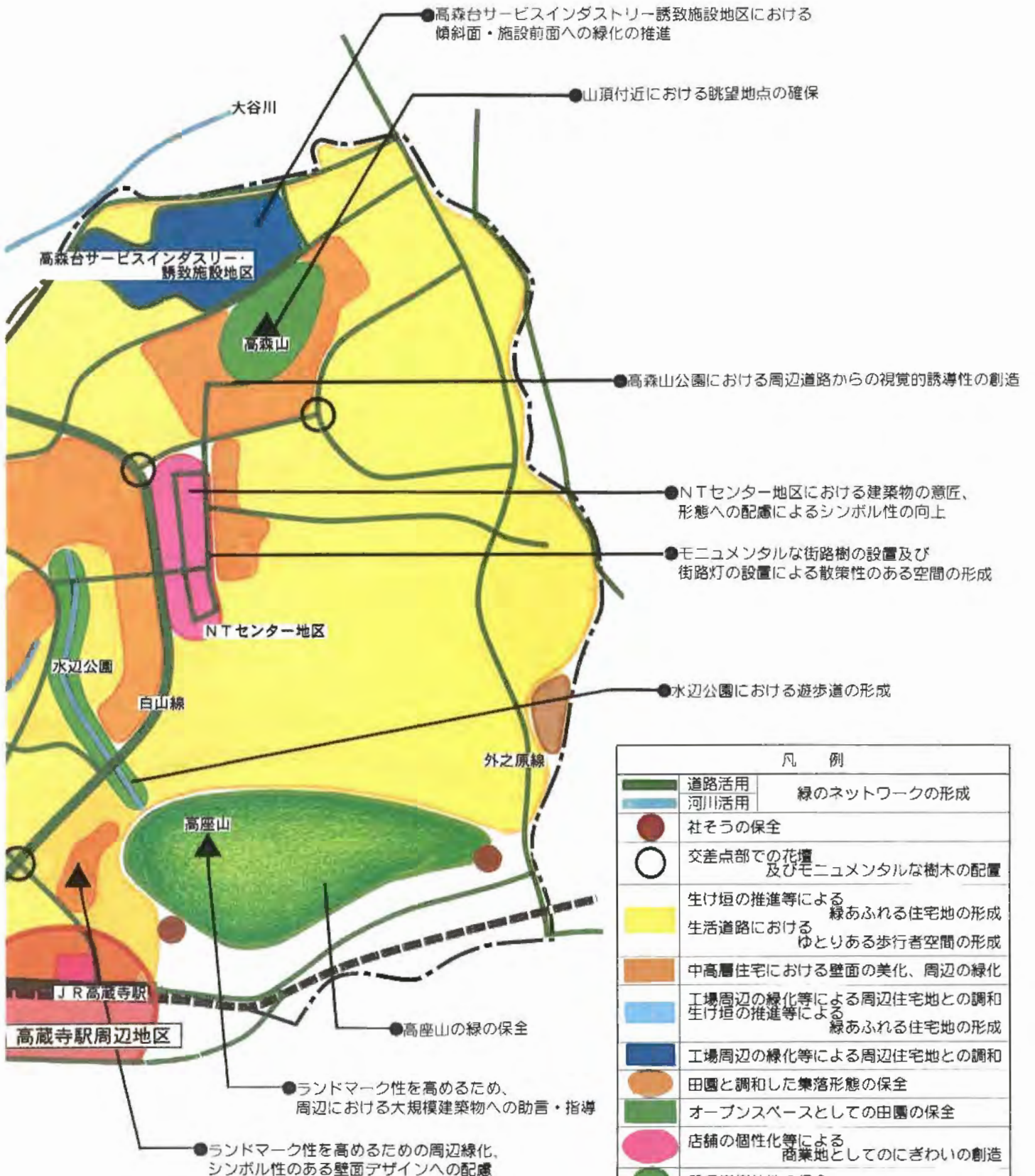
高森台誘致施設地区

Bゾーン景観整備計画図





0 500 1,000



## ■地区の概況■

高森山は高蔵寺ニュータウンのランドマークであり、住民が緑と触れあうことのできる空間です。また高森山の北には、地区計画制度が導入された高森台サービスインダストリー・誘致施設地区において、周辺の良い住環境と整合を図りつつ、生活利便施設や頭脳集約型都市型産業の研究・生産施設等の誘致を進め、健全で活気のある地区として形成されつつあります。

## ■地区の基本的方針■

### ○高森山の緑を拠点とし、緑の軸で囲まれた住宅地を形成する。

緑の拠点としていくため、誘致施設内への芝の植栽、ポイントとしての高木の配置、誘致施設周辺への緑化の推進によって、緑の中に施設が点在する景観を創り出します。サービスインダストリー・誘致施設地区は、住宅地に隣接しているため、周辺住宅と調和した形態・色彩などとする必要があります。

また、周辺住宅地では、中高層住宅の高森山への景観的配慮、低層住宅などへの緑化を推進し、周辺の幹線道路では、既存の緑地を生かしながら傾斜面などへの緑化によって緑の軸で囲まれた良好な住宅地を形成していきます。



■ 整備事例 ■

- ・学校周辺では、施設と道路とが一体となったゆとりある歩道空間を形成します。
- ・高森山周辺では、遊歩道の設置による散策性のある空間を形成します。

周辺道路と学校用地との一体的な整備により、緑あふれ、ゆとりある歩道空間を創出する。



徳島県 徳島市

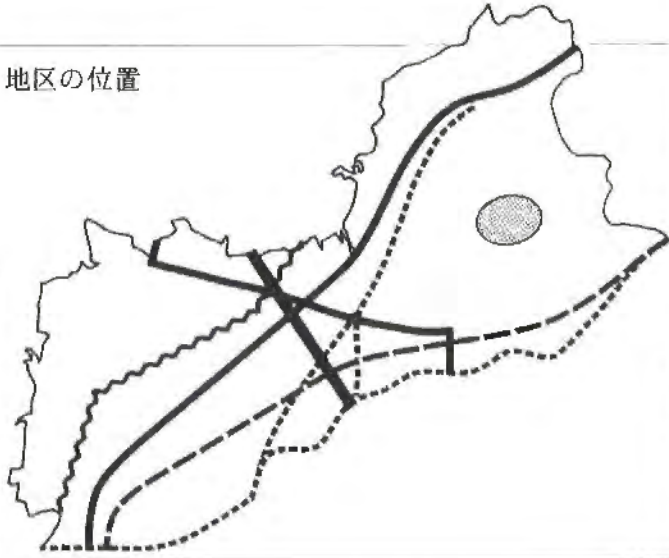
工業地と住宅地の間に幅員の広い遊歩道を整備する。



高森台

高森山周辺 地区景観整備計画図

地区の位置



緑に囲まれた誘致施設地区の形成

- ・誘致施設・研究所等における地区計画、緑化協定による周辺及び地区内の緑化の推進
- ・建築物の外観、広告物への配慮
- ・周辺における並木道の形成
- ・斜面における緑化の推進

低層住宅地でのゆとりとるおいの創造

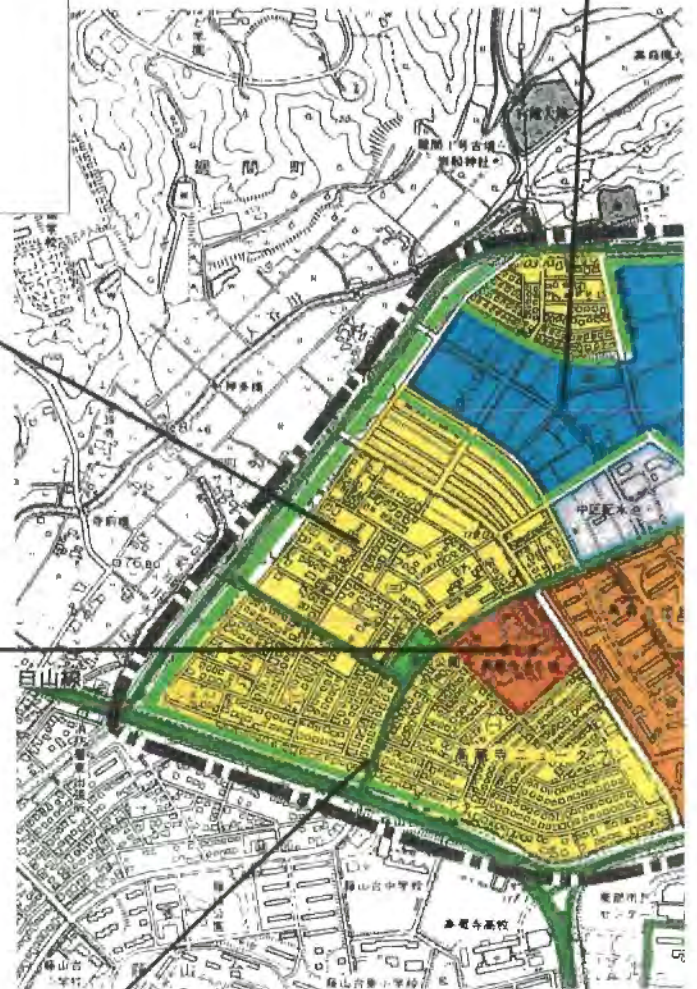
- ・統一性のある生け垣の設置
- ・統一性のある建築形態の創造
- ・地区内におけるコミュニティー道路の形成

公共施設を生かした地区のポイントの形成

- ・周辺道路との一体的整備による歩行者空間の拡充
- ・周辺環境への配慮

地区内における緑のネットワークの形成

- ・幹線道路・主要道路での街路樹の充実
- ・住宅地における連続したプランターの設置
- ・街路樹の美しい樹形の確保、管理体制の充実

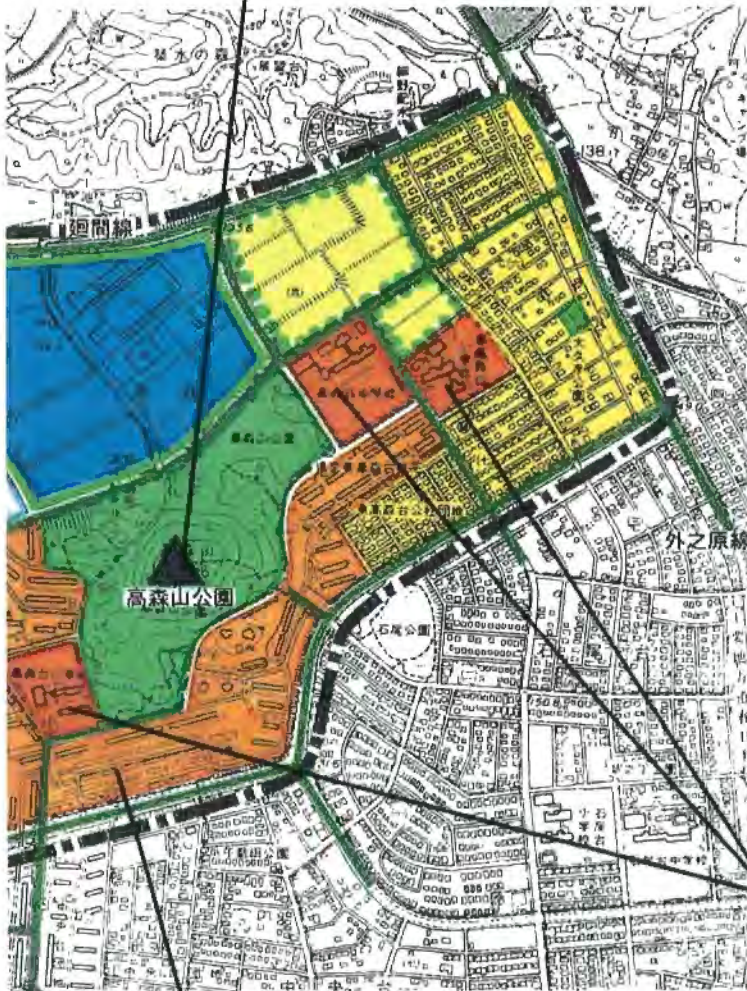




0 500

高森山のシンボル性のアピール

- ・高森山山頂付近における展望スペースの確保
- ・中高層住宅における周辺への配慮
- ・並木道・花木の植栽による高森山への視覚的誘導性の向上
- ・高森山の緑の保全



公共施設を生かした地区のポイントの形成

- ・周辺道路との一体的整備による歩行者空間の拡充
- ・周辺環境への配慮

中高層住宅地での周辺景観との調和

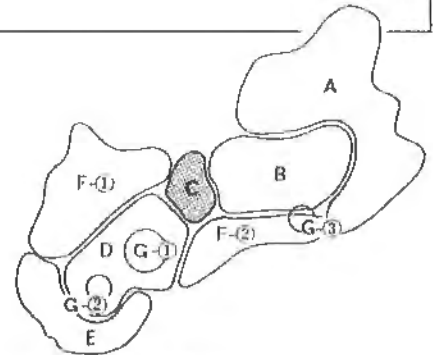
- ・背景となる高森山との調和
- ・道路側での緑化の推進

凡 例

	道路用	緑のネットワークの形成
	景観に配慮すべき住居系の地区 ・中高層系 ・低層系	
	景観に配慮すべき工業系の地区	
	公園内における花木の植栽	

### 3) Cゾーン

#### 特性



○春日井 I. C. を中心にうるおいある空間が形成され、また都市機能の充実を図るための複合拠点として調査研究が進められているゾーン

Cゾーンには、東名高速道路の春日井 I. C. があり、車による本市のゲートとしての役割を担っています。その周辺には、田園や公園、緑道があり、うるおいと憩いの場を市民に提供しています。

また、自然地と市街地との境に位置し、その調和が求められるゾーンであるとともに、春日井 I. C. 周辺の好立地条件を生かした商業・アミューズメント・物流・生産・研究開発などの都市機能の充実を図るための調査研究が進められているゾーンです。

#### 景観整備の方向性

車のゲートとなる春日井 I. C.、国道19号、国道155号の結節点付近においてドライバーの視覚的な誘導性、シンボル性を高めます。

春日井 I. C. 周辺では、池や公園を緑道でつなぎ、散策性のある自然味のあふれる空間を形成します。また、都市機能の充実を図る複合拠点としての整備を進める中で、この豊かな水と緑との調和を図ります。

○市のゲートを演出する。

春日井 I. C.、国道19号、国道155号の結節点付近は本市における車のゲートとして、ドライバーの視覚的な誘導性を高めます。



大泉寺町

◀国道19号・国道155号の交差点では主要結節点としてのイメージの向上を図る。

○水辺や緑を生かした憩いの空間をつくる。

春日井 I. C. 周辺に位置する池や公園を緑道でつなぎ、散策性のある自然味のある空間を形成します。



落合公園 水の塔

◀落合公園では、本市を代表する公園として、質の高い緑を創出し、その話題性や文化性を高める。

ふれあい緑道、みずすまし緑道を▶生かしながら、緑のネットワークを形成する。



ふれあい緑道（東野町）

○緑と調和した都市機能の充実を図るための複合拠点を創造する。

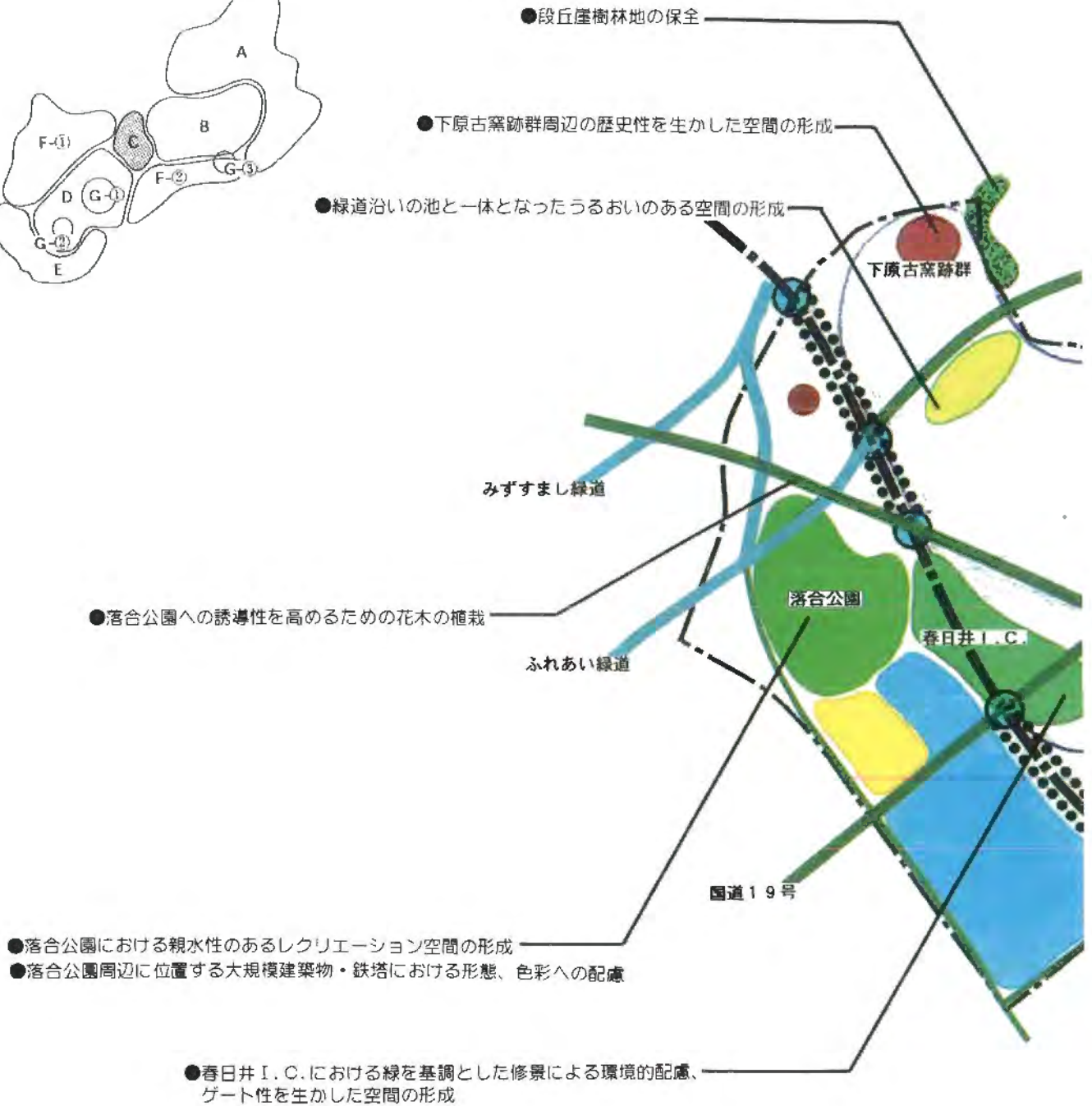
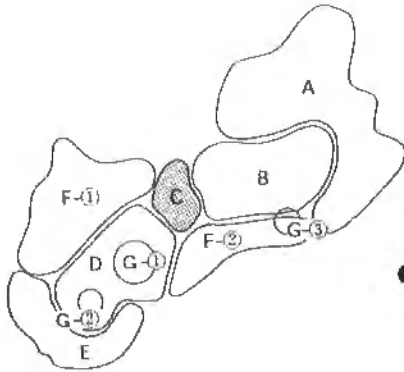
春日井 I. C. 周辺の好立地条件を生かした商業・アミューズメント・物流・生産・研究開発などの都市機能の充実を図りながら、緑あふれる複合拠点を創造します。

春日井 I. C. 周辺では、開発によって建設される施設において、周辺環境との調和を図る。



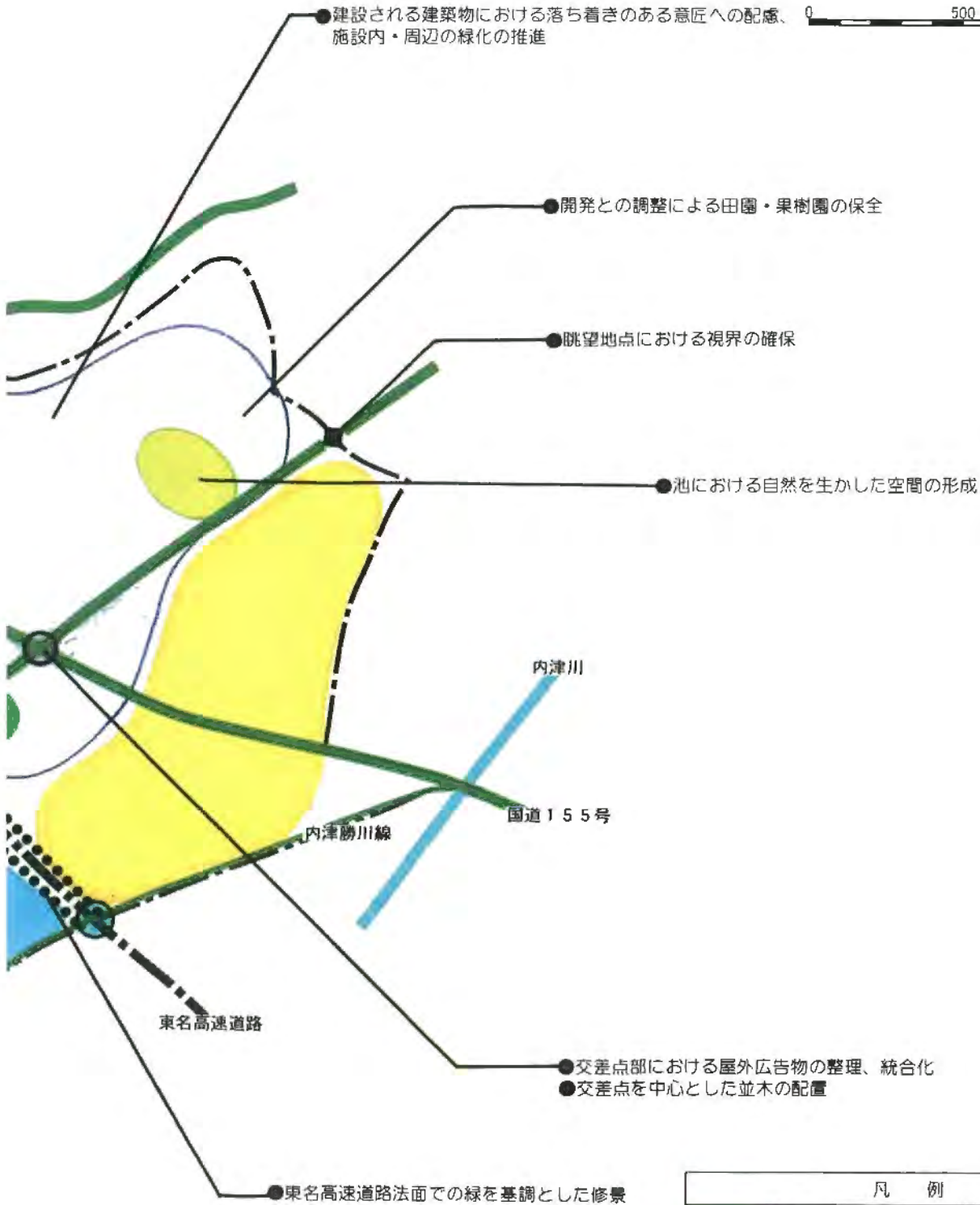
大泉寺町


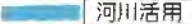


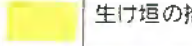
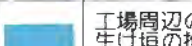

Cゾーン景観整備計画図





0 500 1,000



凡 例	
	道路活用
	河川活用
緑のネットワークの形成	
	社そらの保全
	交差点部での花壇 及びモニュメンタルな樹木の配置
	生け垣の推進等による 緑あふれる住宅地の形成
	工場周辺の緑化等による周辺住宅地との調和 生け垣の推進等による 緑あふれる住宅地の形成
	東名高速道路高架部の修景

## ■地区の概況■

本地区は、春日井 I . C . を中心とする地区であり、都市機能の充実を図るための複合拠点としての計画のある地区であります。

また、春日井 I . C . を中心に田園や池、果樹園などのうるおいのある地域でもあります。

## ■地区の基本的方針■

- 自然景観の活用と新たな緑の創造を図り、  
都市機能が充実した複合拠点を形成する。

春日井 I . C . を中心とする商業・アミューズメント・物流・生産・研究開発などの都市機能の充実を図るための複合拠点を創造する際に、現存する池や田園などの自然景観を極力残していくとともに、新規に建設される施設などでは、道路前面へのまとまりのある緑化の推進、施設の建築形態・色彩などへの配慮が必要です。

また、道路内においても連続した街路樹の整備によって本地区にうるおいをもたらし、春日井 I . C . 周辺では、高木のモニュメンタルな配置によってゲート性を高めていきます。



■ 整備事例 ■

- ・国道19号と国道155号との交差点では、植栽や花壇設置により、ゲートイメージを向上させます。
- ・茨池周辺では、隣接する緑道と一体となったうるおいのある空間を形成します。



花壇やモニュメントの整備により、交差点▶  
イメージを向上させる。

兵庫県 尼崎市

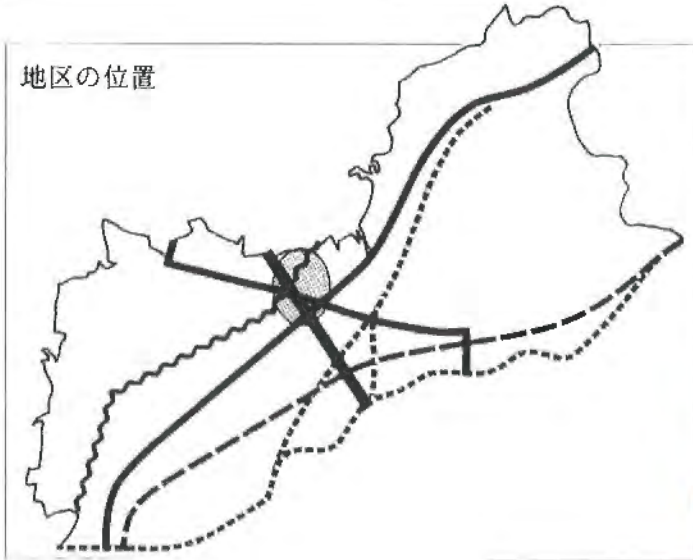


水と緑により、自然味あふれる▶  
空間を創出する。

熊本県 熊本市

春日井 I.C 周辺 地区景観整備計画図

地区の位置



歴史に触れることのできる場の形成

- ・下原古窯跡群における、その歴史性を生かした空間の形成



水と緑のあふれる軸の形成

- ・ふれあい緑道沿いにおける中池・茨池との一体的整備

空への景観的配慮

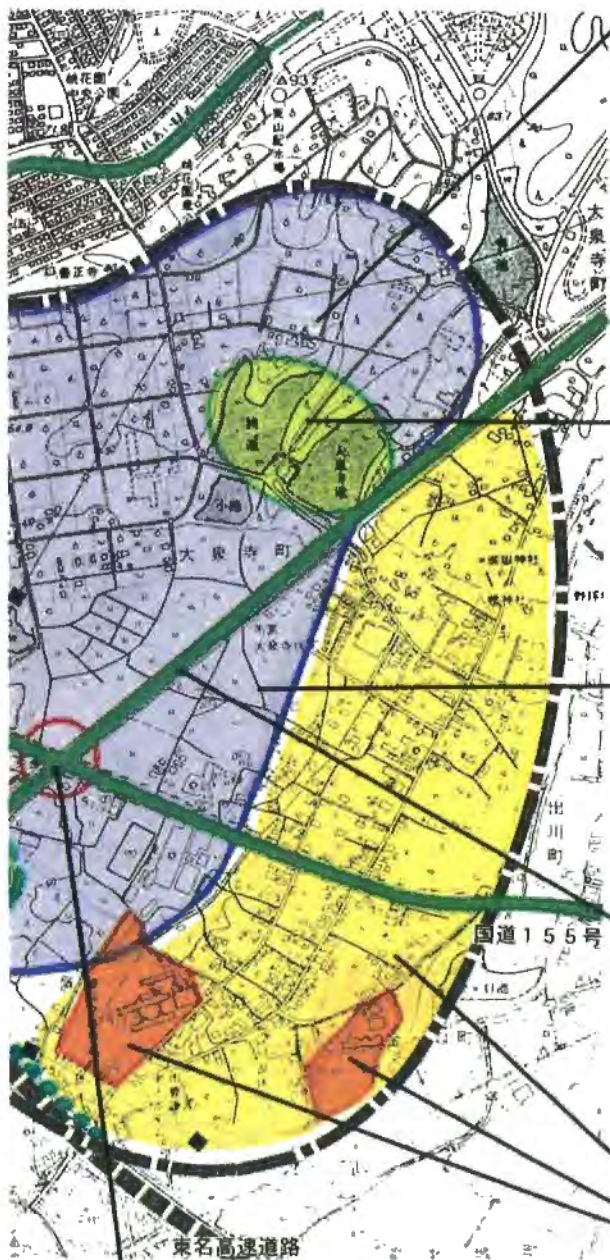
- ・落合公園・東名高速道路から見える鉄塔における色彩・形態への配慮

緑あふれるゲートの創造

- ・春日井 I.C 周辺における緑化の推進
- ・出入口におけるモニュメンタルな樹木の配置
- ・東名高速道路高架部の修景、法面の緑化



0 500



緑あふれる田園の保全  
・開発との調整による田園・果樹園の保全

親水空間の形成  
・池等の自然を生かした空間の形成

統一性のある都市機能の充実を図るための  
複合拠点の創造  
・施設等の大規模建築物のセットバックによる道路側での連続した緑化を推進する。  
・広告物の壁面利用の推進

快適な道路空間の創造  
・沿道における並木の形成  
・野立て広告の整理

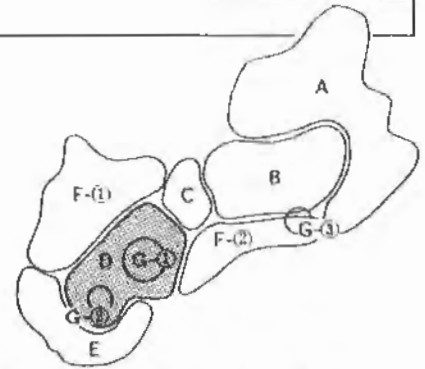
緑あふれる住宅地の形成  
・生け垣の推進  
・学校周辺における道路前面への緑化の推進

交差点におけるゲートとしての空間の創出  
・高架部におけるシンボリックなデザインを用いた修景整備  
・主要交差点における花壇・モニュメンタルな樹木の配置  
・屋外広告物の統合化

凡 例	
	道路活用
	河川活用
	景観に配慮すべき住居系の地区
	景観に配慮すべき複合地区

#### 4) Dゾーン

##### 特性



○ゆとりある住宅地をベースにし、本市の核となる中心市街地・勝川駅前地区がロードサイド型のにぎわいのある商業空間によってつながれるゾーン

Dゾーンは、中心市街地・勝川駅前地区の2つの本市の核となる地区が、国道19号沿いに形成されるにぎわいあるロードサイド型の商業空間によってつながれ、これを軸に土地区画整理事業によって形成されたゆとりある住宅地が南北に広がるゾーンです。

##### 景観整備の方向性

都心部を中心に広がる親しみのある住宅地として、低層住宅の統一性のある住宅地景観を守りながら、ゆとりある歩行者空間を形成します。また、ロードサイド型の店舗を生かしながら、にぎわいと散策性のある沿道商業空間の演出を図ります。

○親しみのある快適なまちをつくる。

都心部を中心に広がる親しみのあるまちを形成するため、歩行者が快適に通行できる歩行者空間を形成します。また、ロードサイド型の店舗を生かしながらにぎわいと散策性のある沿道空間を形成します。



瑞穂通

◀国道19号沿道では、にぎわいのある空間を形成する。

内津勝川線では、市民が歩きながら楽しむことのできる商業空間を創出する。



柏井町

○都心部に近い成熟した住宅地の景観を整える。

低層住宅の広がる統一性のある住宅地を守りながら、歩行者空間・住宅地の緑など洗練された住宅地景観を形成します。



松新町

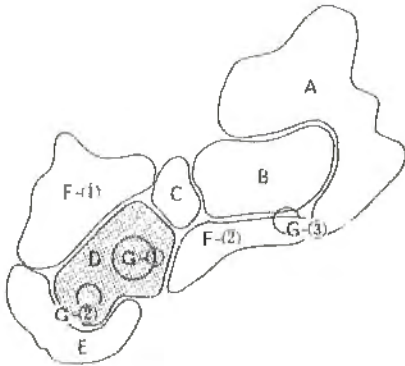
◀地蔵川では、沿川の桜並木を生かした季節感のある景観を形成する。

土地区画整理事業によって形成される住宅地では、緑あふれ、統一性のある住宅地景観を形成する。

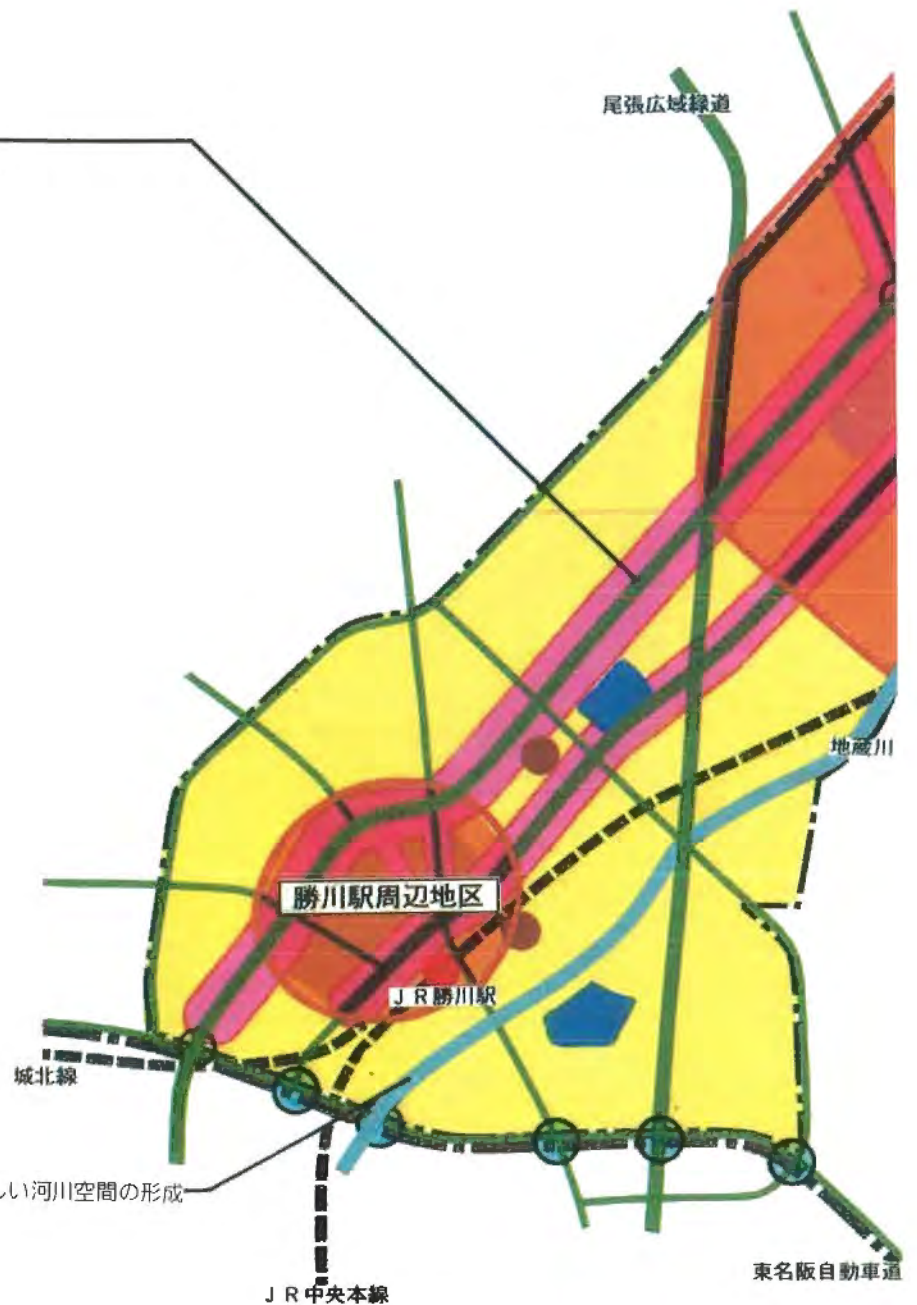


下八田町

Dゾーン景観整備計画図



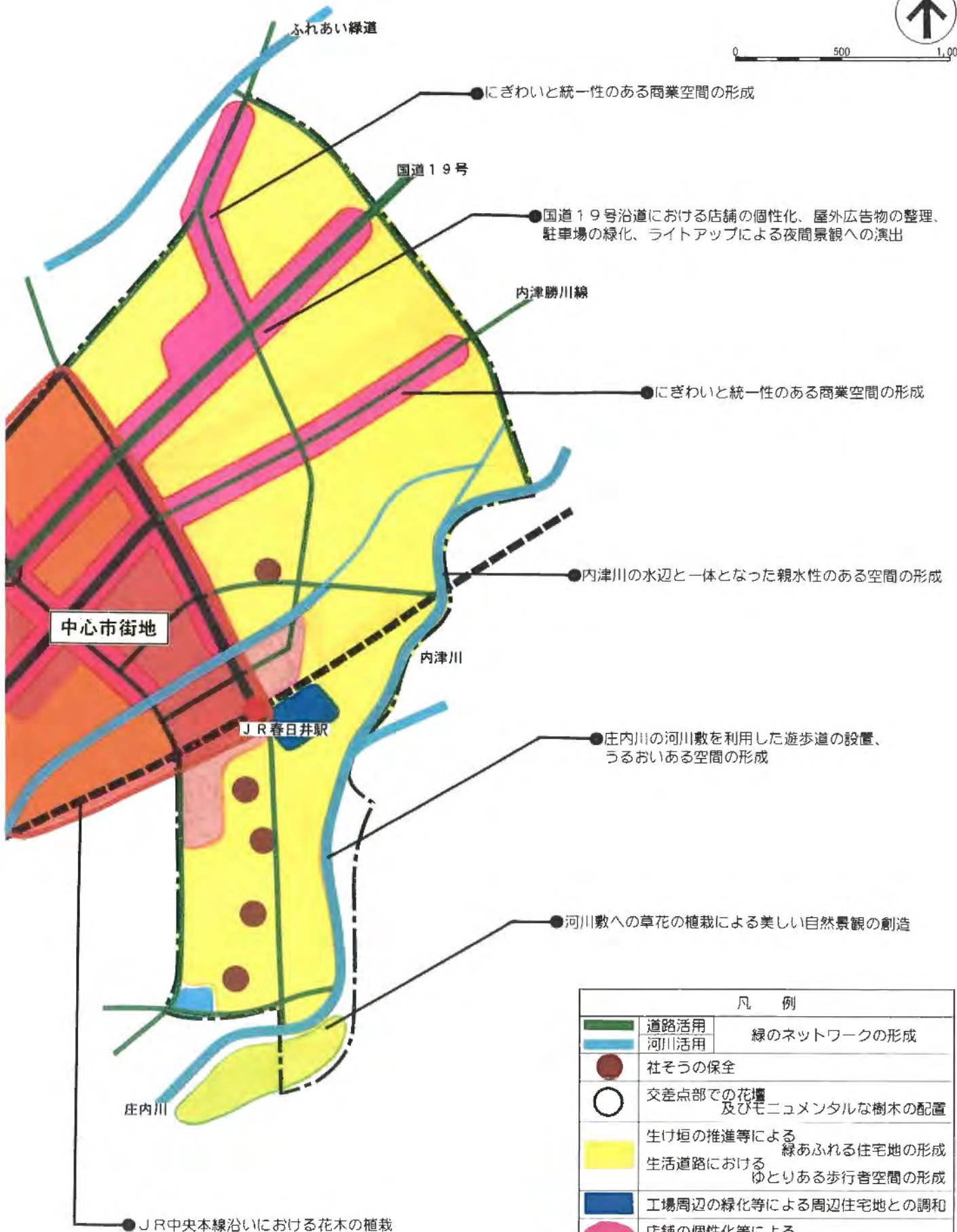
- 国道19号における統一性のある緑化、歩車分離による快適な歩行者空間の形成



- 地蔵川における桜並木を生かした季節感のある美しい河川空間の形成



0 500 1,000



凡 例	
	道路活用
	河川活用
緑のネットワークの形成	
	社そらの保全
	交差点部での花壇 及びモニュメンタルな樹木の配置
	生け垣の推進等による 緑あふれる住宅地の形成 生活道路における ゆとりある歩行者空間の形成
	工場周辺の緑化等による周辺住宅地との調和
	店舗の個性化等による 商業地としてのにぎわいの創造
	東名阪自動車道高架部の修景

## ■地区の概況■

本地区は、国道19号を軸とするロードサイド型店舗が建ち並ぶ地区です。

国道19号は市内外の人々が多く往来し本市のイメージを確立する地区でもあります。

その沿道にはシンボリックなデザインの商業施設も見られ、にぎわいのある空間を形成している反面、巨大化した屋外広告物が乱立することにより道路景観全体としては雑然としたイメージがぬぐえない状況となっています。

## ■地区の基本的方針■

### ○軸としての道路景観の創造と

*にぎわいのある商業空間を形成する。*

個々の店舗のシンボリック化、前面への低木植栽を推進、交差点における高木などアクセントとなる修景などによって、一層のにぎわいを演出します。

また、屋外広告物の設置位置の統一、中央分離帯への中木の植栽により、にぎわいの中にも統一性を演出していきます。



■ 整備事例 ■

- ・主要交差点では、花壇の設置や屋外広告物の整理によって、ポイント性のある空間を形成します。
- ・国道19号では、本市の主要軸として緑化を推進します。

モニュメンタルな植栽により、▶  
交差点のポイント性を向上させ  
る。



兵庫県 尼崎市

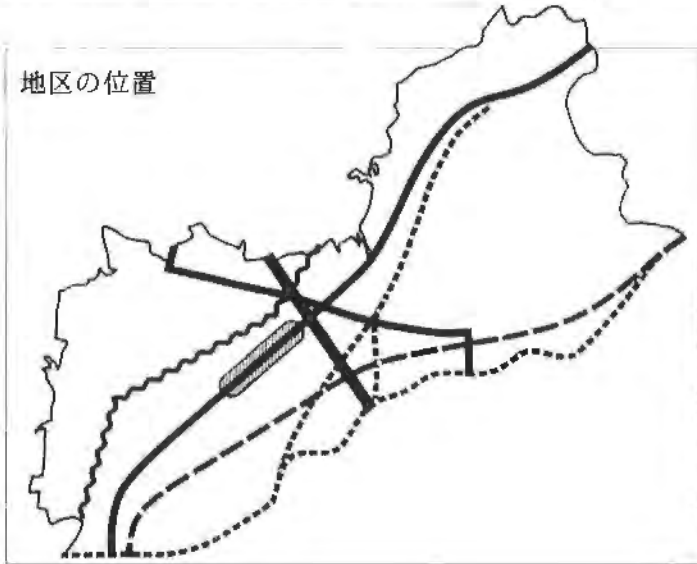
緑あふれ、統一性のある道路空▶  
間を創出する。



東京都 渋谷区

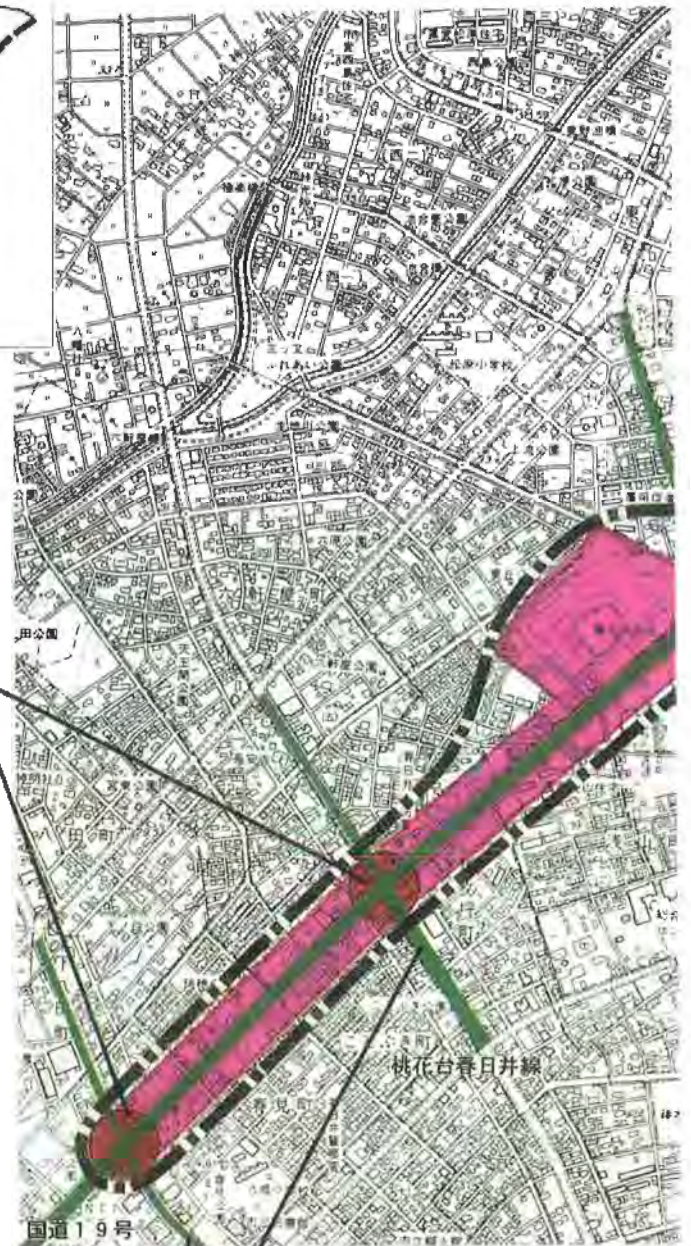
国道19号ロードサイド 地区景観整備計画図

地区の位置



国道19号のアクセントの形成

- ・主要交差点におけるアクセントとなる花壇やモニュメント等の設置
- ・交差点における屋外広告物の統合化



本市の主要軸への視覚的誘導性の向上

- ・幹線道路における並木の形成
- ・ゆとりある歩行者空間の確保、緑化の推進



0 500

本市の主要軸への視覚的誘導性の向上

- ・幹線道路における並木の形成
- ・ゆとりある歩行者空間の確保、緑化の推進

統一性のある道路空間の創造

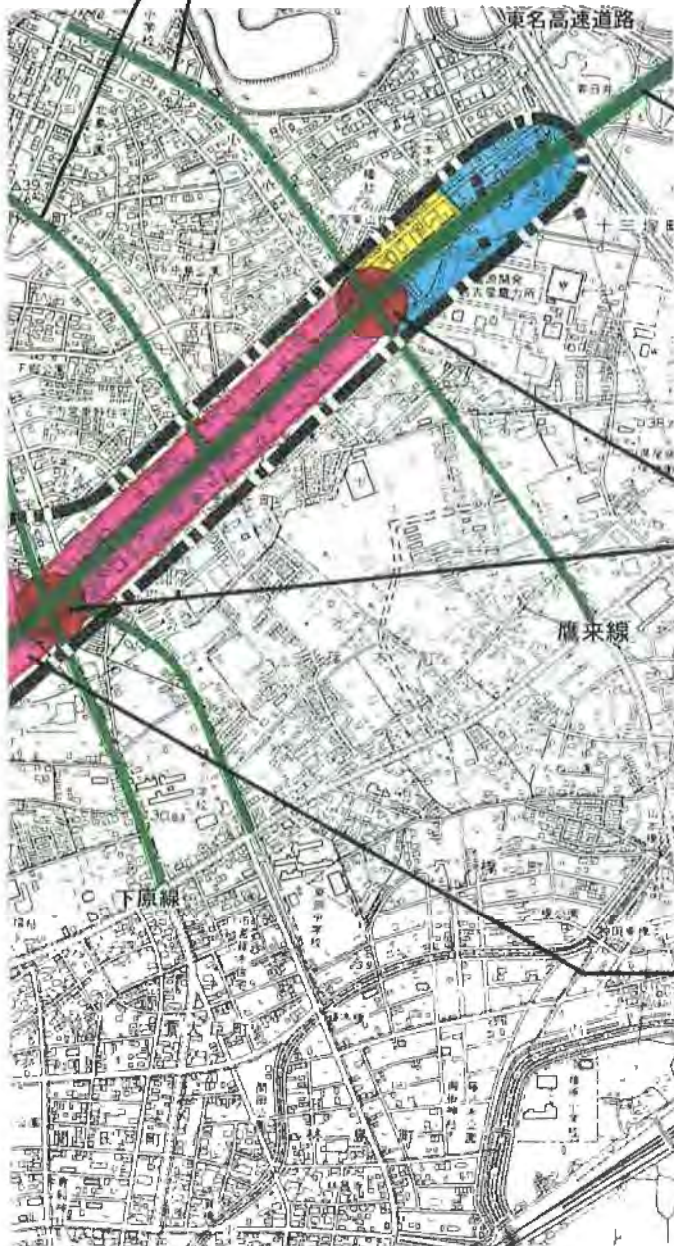
- ・中央分離帯における中低木の連続した植栽
- ・ゆとりある歩行者空間の確保、緑化の推進

国道19号のアクセントの形成

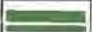



- ・主要交差点におけるアクセントとなる花壇やモニュメント等の設置
- ・交差点における屋外広告物の統合化

にぎわいと統一性のある商業空間の形成

- ・個々の店舗の個性化
- ・屋外広告物の整理
- ・個々の店舗における道路側での低木による植栽、モニュメンタルな樹木の配置
- ・駐車場における緑化



凡 例

	緑地帯	緑のネットワークの形成
		景観に配慮すべき商業系の地区
		景観に配慮すべき工業系の地区
		景観に配慮すべき住居系の地区

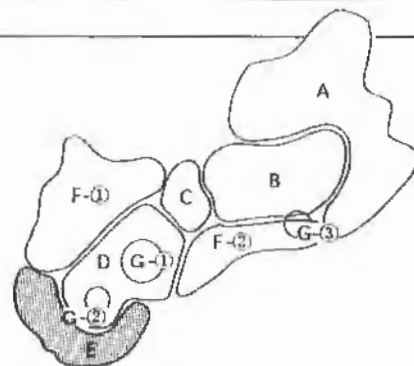
## 5) Eゾーン

### 特性

#### ○工業機能を主に商業・住宅機能など複合的機能を持つゾーン

Eゾーンは、大規模な工場や中小工場が集積するゾーンです。その他に、住宅や商業も存在しており複合的な機能をもっています。

また、名古屋第二環状自動車道や庄内川に架かる橋はランドマークとして、またゲートとしての役割を持っています。



### 景観整備の方向性

名古屋市から本市へのゲートとなるため、東名阪自動車道をランドマークとして演出し、本市を印象づける都市のシンボルを形成します。また、工場、商店街、住宅地相互の調和を図ることが必要となります。

二子山古墳およびその周辺の古墳、小野道風公誕生地などでは歴史的な要素の演出を図ります。

#### ○ランドマークを生かし都市のシンボルを形成する。

名古屋市から本市へ訪れる人に春日井を印象づけるため、橋梁、橋脚など各種ランドマークの効果的な演出を図ります。



松河戸町

◀ 名古屋第二環状自動車道では、本市のゲートとなる構造物として、ランドマーク性を高める。

○史跡や街道などの歴史的景観をまちに生かす。

二子山古墳およびその周辺の古墳、小野道風公誕生地などの歴史的要素の保存、および歴史的趣を周辺に波及させることにより、昔ながらの歴史的情緒を将来に残していきます。

小野道風公誕生地周辺では、歴史▶  
性を生かした空間を創出する。



松河戸町

○調和のとれた住工商複合の街を形成する。

工場、商店街、住宅地とを調和させ、落ちつきのある住宅地に見合った活気のある工業地、にぎわいのある商業地を創出します。



味美町

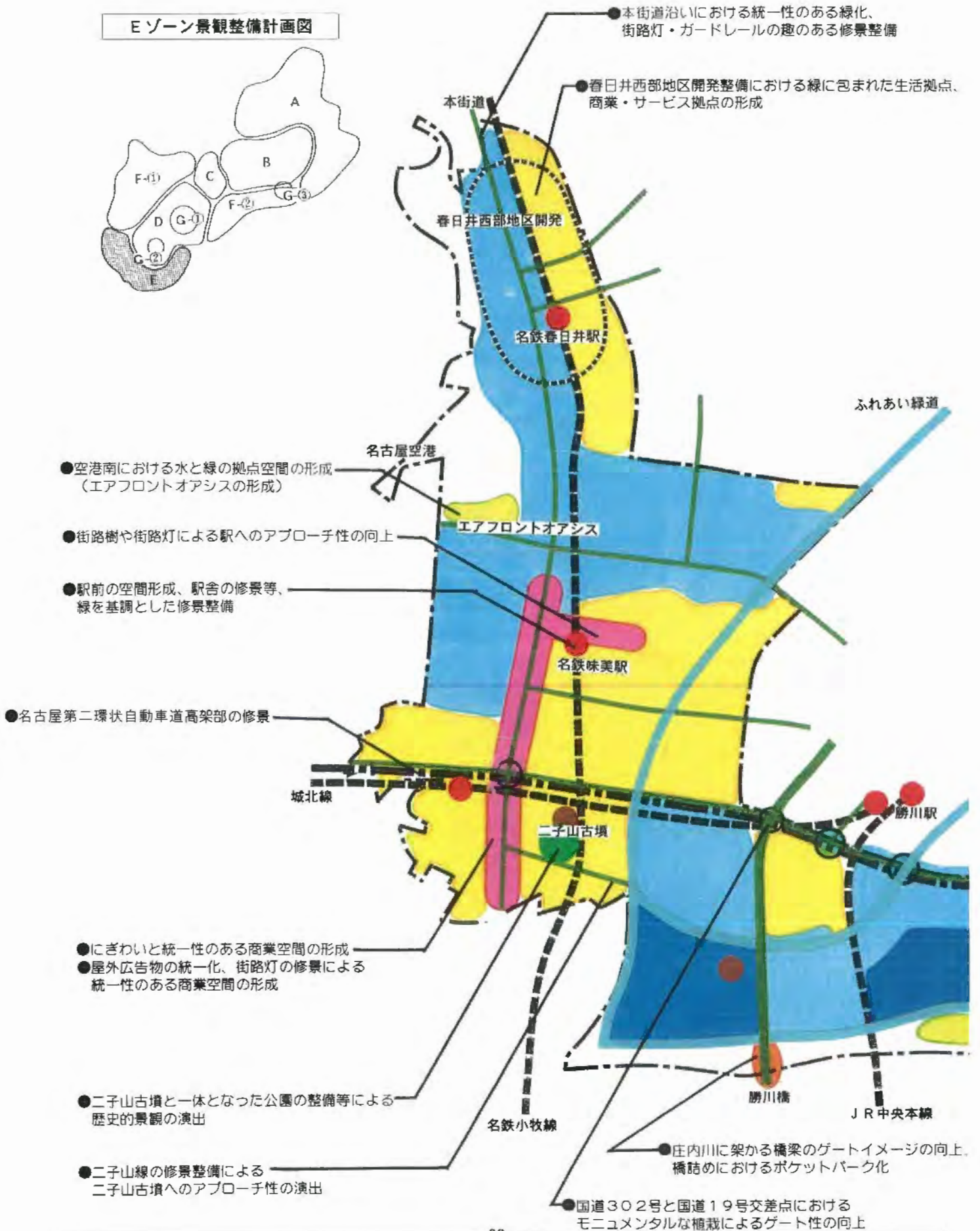
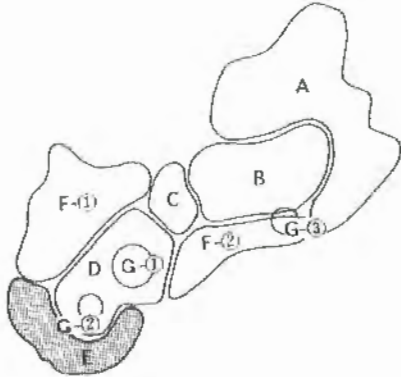
◀工業集積地では、緑化や建築物の  
デザイン的な配慮により周辺環境  
に配慮する。

味美駅周辺では、地域に密着した▶  
商業空間として、にぎわいのある  
歩行者空間を演出する。



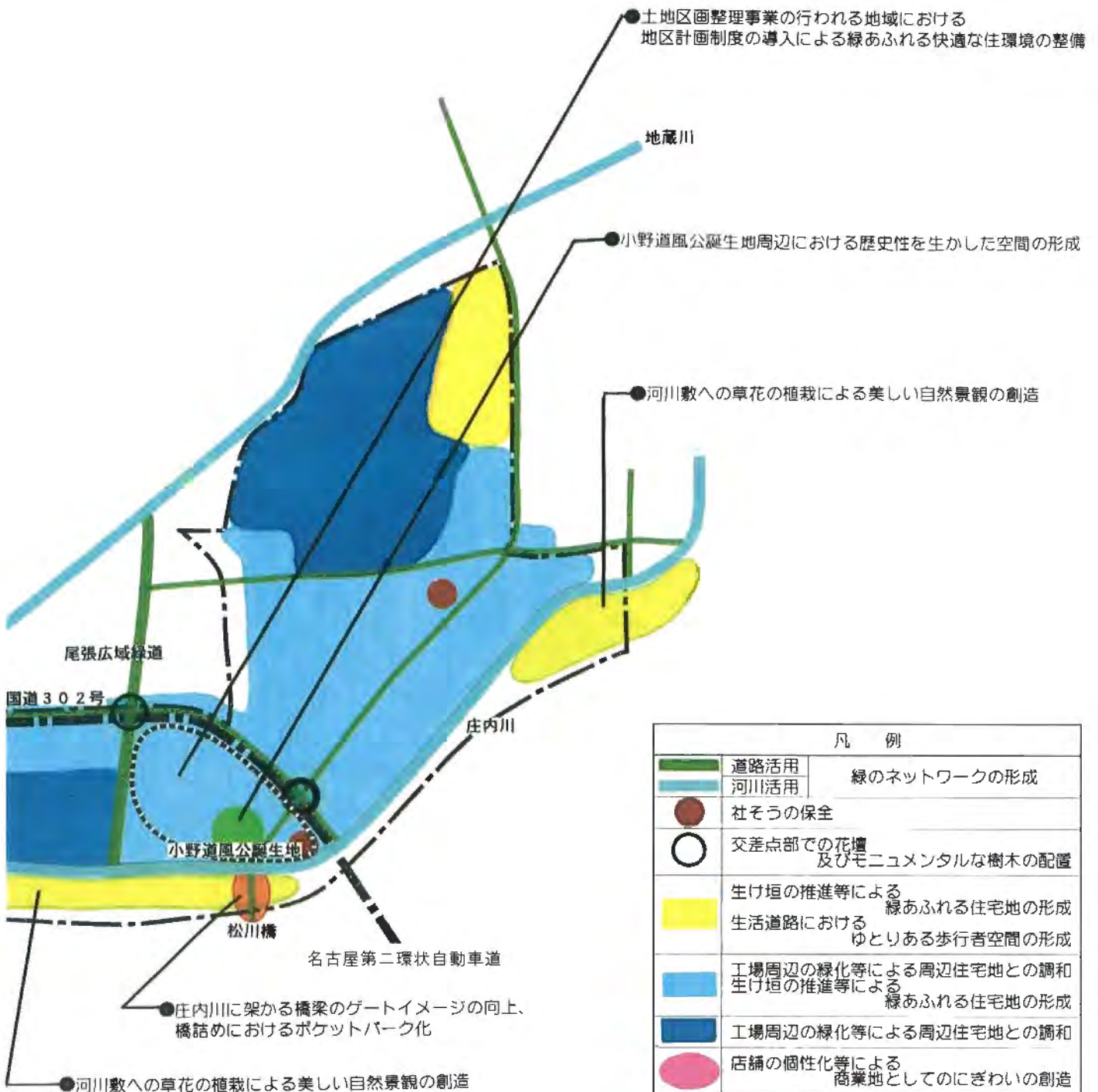
西本町

Eゾーン景観整備計画図





0 500 1,000



凡 例	
	道路活用
	河川活用
緑のネットワークの形成	
	社そらの保全
	交差点部での花壇 及びモニュメンタルな樹木の配置
	生け垣の推進等による 緑あふれる住宅地の形成 生活道路における ゆとりある歩行者空間の形成
	工場周辺の緑化等による周辺住宅地との調和 生け垣の推進等による 緑あふれる住宅地の形成
	工場周辺の緑化等による周辺住宅地との調和
	店舗の個性化等による 商業地としてのにぎわいの創造
	東名阪自動車道高架部の修景

### ■地区の概況■

本地区は、尾張広域緑道、小野道風公誕生地などさまざまな要素を含んでいる地区です。

また、地区計画を導入した土地区画整理事業も行われる地区です。

### ■地区の基本的方針■

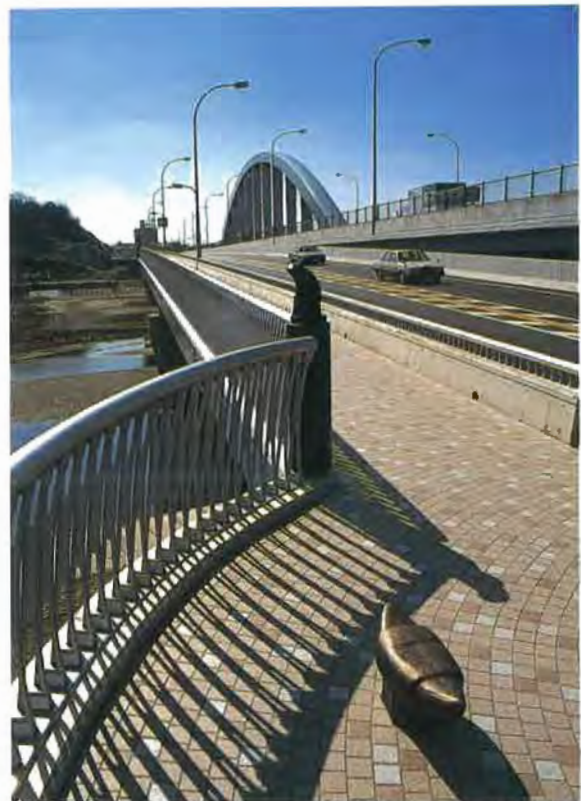
#### ○土地区画整理事業を活用し、緑あふれる住宅地を形成する。

土地区画整理事業に伴い建築物の壁面後退による道路前面への緑化の推進、尾張広域緑道の整備、土地区画整理事業による緑地の形成、道風公園の歴史性を生かした空間の創出など、個性的な緑や空間を増やしていく必要があります。



■ 整備事例 ■

- ・松川橋では、本市へのゲートとして、景観形成を図ります。
- ・住宅地では、ゆとりある空間整備として、緑道を形成します。



高欄及び歩道の修景により、橋のイメージを向  
上させる。

松河戸町

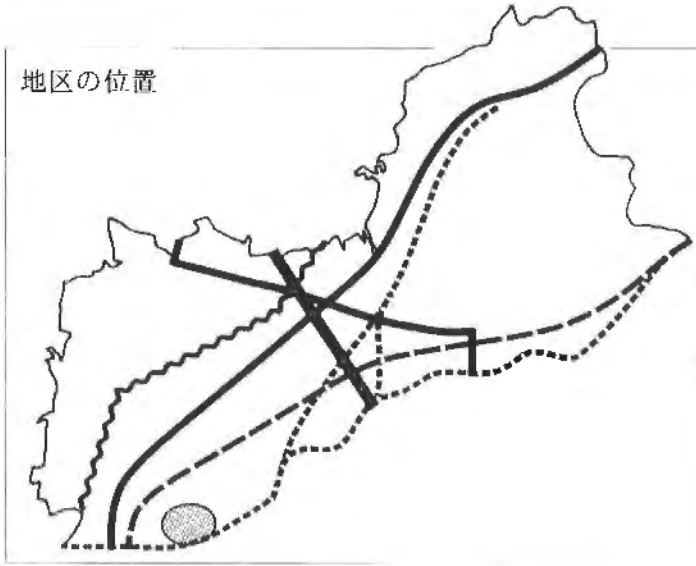


ふんだんな緑化により、住宅地  
のゆとりを創出する。

札幌市

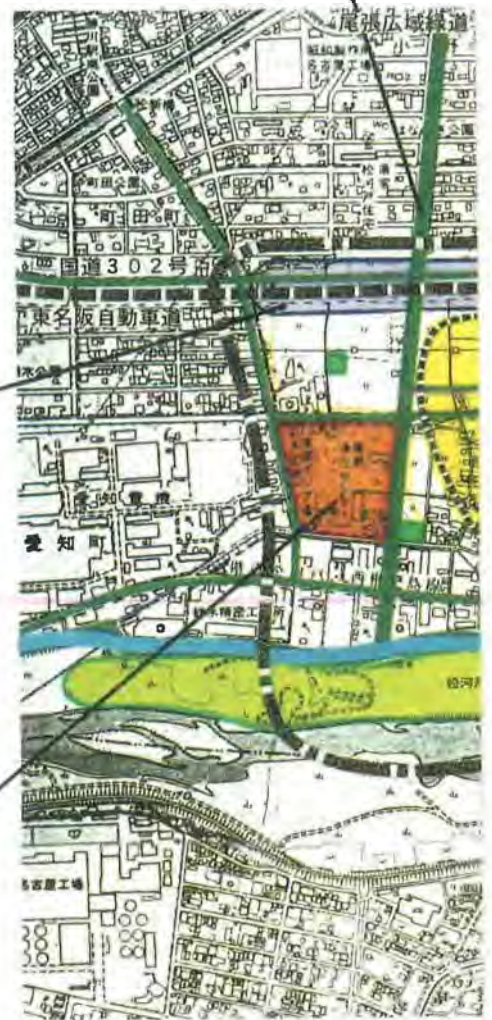
松河戸周辺 地区景観整備計画図

地区の位置



緑のネットワークの形成

・尾張広域緑道、緑地の整備・拡充



緑あふれる道路空間の創造

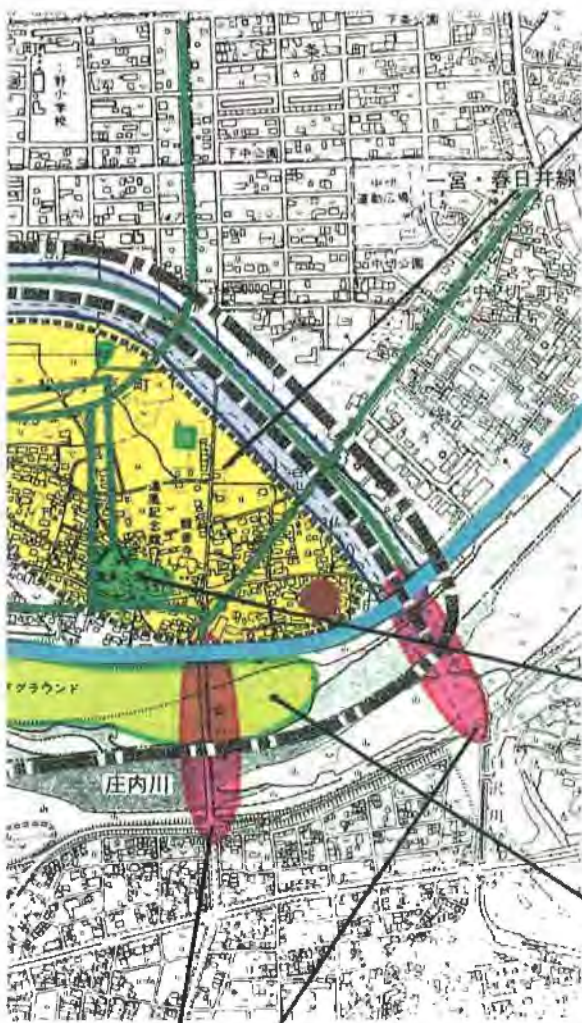
- ・街路樹の充実
- ・道路と住宅地とが一体となったゆとりある空間の形成

住宅地への緑の提供

- ・浄化センターにおける緑化の推進



0 500



快適な住環境の形成

- ・土地区画整理事業及び地区計画の導入による快適な住環境の整備、緑あふれる沿道型施設の立地
- ・道路前面への緑化の推進
- ・土地区画整理事業に伴う公園・緑地の確保
- ・住宅地における遊歩道の形成

歴史的情緒の高揚

- ・小野道風公誕生地・道風公園における歴史性を生かした空間の形成

楽しむことのできる親水空間の創造

- ・庄内川河川敷における草花の植栽等による雄大な自然環境の創造
- ・親水性のあるレクリエーション空間の創造

ゲートの創出

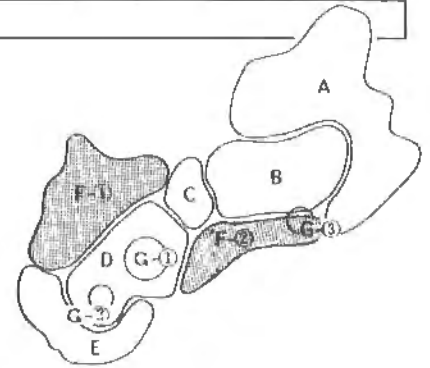
- ・橋詰めにおけるモニュメントの設置
- ・橋詰めにおける庄内川を望むことのできるポケットパークの設置
- ・橋梁のデザイン・色彩への配慮
- ・夜間における橋梁のライトアップ

凡例

	道路沿河	緑のネットワークの形成
	河川沿河	
		景観に配慮すべき住居系の地区
		公園内における花木の植栽
		社そうの保全

## 6) Fゾーン

### 特性



○田園・住宅・歴史的要素が調和したのどかな住宅地景観の中に  
小規模ながらも商業・工業機能を持つゾーン

Fゾーンでは、集落地の中に密蔵院や古墳をはじめとする歴史的要素を有し、田園と調和するのどかな風景を見ることができます。また一方では、土地区画整理事業などが進み、整然と建ち並ぶ住宅や商店街、大小の工場が点在する複合的な機能をもつゾーンでもあります。

### F-①ゾーン；景観整備の方向性

ゾーン北部では田園と住宅とが混在したのどかな風景を保全しながら、緑を増やし、住宅と田園が調和する景観を形成します。一方、南部の土地区画整理事業によって形成された住宅地においても緑を増やし、ゆとりとうるおいのある住宅地を創造します。

また、公園や河川を効果的に活用することにより、住民が憩い楽しめる空間を提供することが必要です。

○田園と住宅が調和したのどかな景観を形成する。

このゾーンの北部では田園と住宅とが混在したのどかな風景を醸し出している。その風景を保全しながら、緑を増やしていくことにより、住宅と田園が調和したのどかな景観を形成していく。



牛山町

◀集落地景観の一要素として田園を活用する。

### ○緑と水辺を生かす。

公園、公共施設、河川を効果的に活用することにより、緑あふれるまちをつくれます。

緑と水辺を生かしたゆとりある歩行者空間の整備により、ふれあいの場を形成する。



ふれあい緑道（東野町）

### ○ゆとりと落ちつきのある住宅地をつくる。

土地区画整理事業によって形成された整然と建ち並ぶ住宅、および今後土地区画整理事業が行われる住宅地では、建物まわりなどで緑を増やすことにより、緑があふれ、ゆとりとうるおいのある住宅地を創造します。

緑道沿いの住宅では、緑化を推進し、緑あふれる住宅地を形成する。



東野町

### ○歴史の趣が生きる風景を演出する。

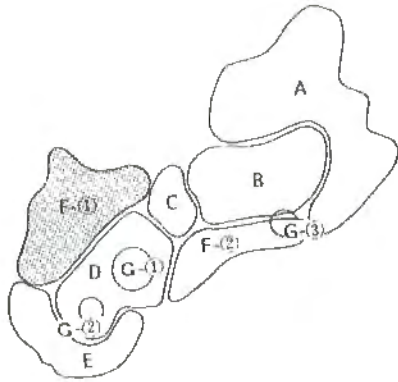
文化性・歴史性をもつ寺院・神社において、その形態を保全し、重ねられてきた歴史のもつ趣を今に伝えます。

伊多波刀神社では、緑あふれる参道の保全や伝統行事の継承によって、歴史的趣を残す。



伊多波刀神社

F-①ゾーン景観整備計画図



●伊多波刀神社の緑あふれる参道の保全

●駅へのアクセスの検討

●ケローナ通りを生かした名鉄春日井駅への動線の確保

●親水性のある空間の創出  
緑道沿いにおける位置する建築物の外壁の美化

名鉄小牧線

名鉄間内駅

名鉄牛山駅

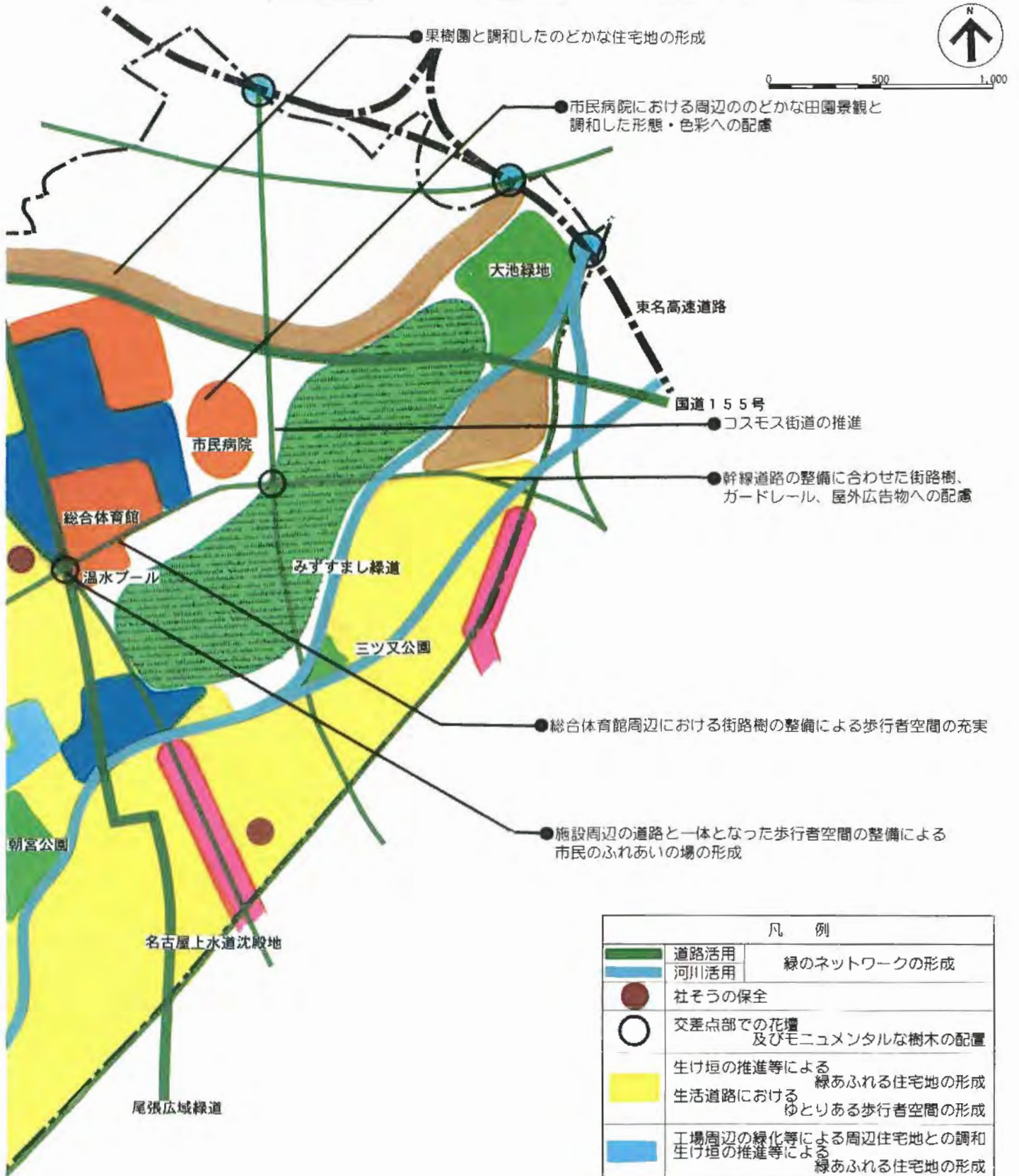
名鉄春日井駅

牛山公園

伊多波刀神社

ケローナ通り

ふれあい緑道



凡 例		
	道路活用	緑のネットワークの形成
	河川活用	
	社そうの保全	
	交差点部での花壇 及びモニュメンタルな樹木の配置	
	生け垣の推進等による 生活道路における ゆとりある歩行者空間の形成	緑あふれる住宅地の形成
	工場周辺の緑化等による 生け垣の推進等による	緑あふれる住宅地の形成
	工場周辺の緑化等による	周辺住宅地との調和
	オープンスペースとしての田園の保全	
	店舗の個性化等による 商業地としてのにぎわいの創造	
	田園と調和した集落形態の保全 生け垣の推進等による	緑あふれる住宅地の形成
	東名高速道路高架部の修景	

## ■地区の概況■

本地区は、本市の緑の骨格軸でもあるふれあい緑道を軸に住宅地が広がっている地区であります。

その緑道は周辺住民の憩いとやすらぎの場となっています。

## ■地区の基本的方針■

### ○ふれあい緑道を生かし、周辺住宅地に緑の帯を形成する。

ふれあい緑道での緑の保全、モニュメントなどの設置、清掃など、適切な維持管理による緑道のグレードアップを行っていきます。

また、緑道の緑を周辺住宅地に波及させるため、緑道に面する住宅などの緑化を推進していく必要があります。



■ 整備事例 ■

- ・緑道沿いの住宅では、緑道との一体化を目指した道路前面への生け垣・花壇設置が必要です。
- ・ふれあい緑道では、より一層質の高い緑を創出していくため、再整備を図るとともに、適切な維持管理を図る。

道路植栽と一体となった緑あふれる空間を形成する。



大阪府 豊中市

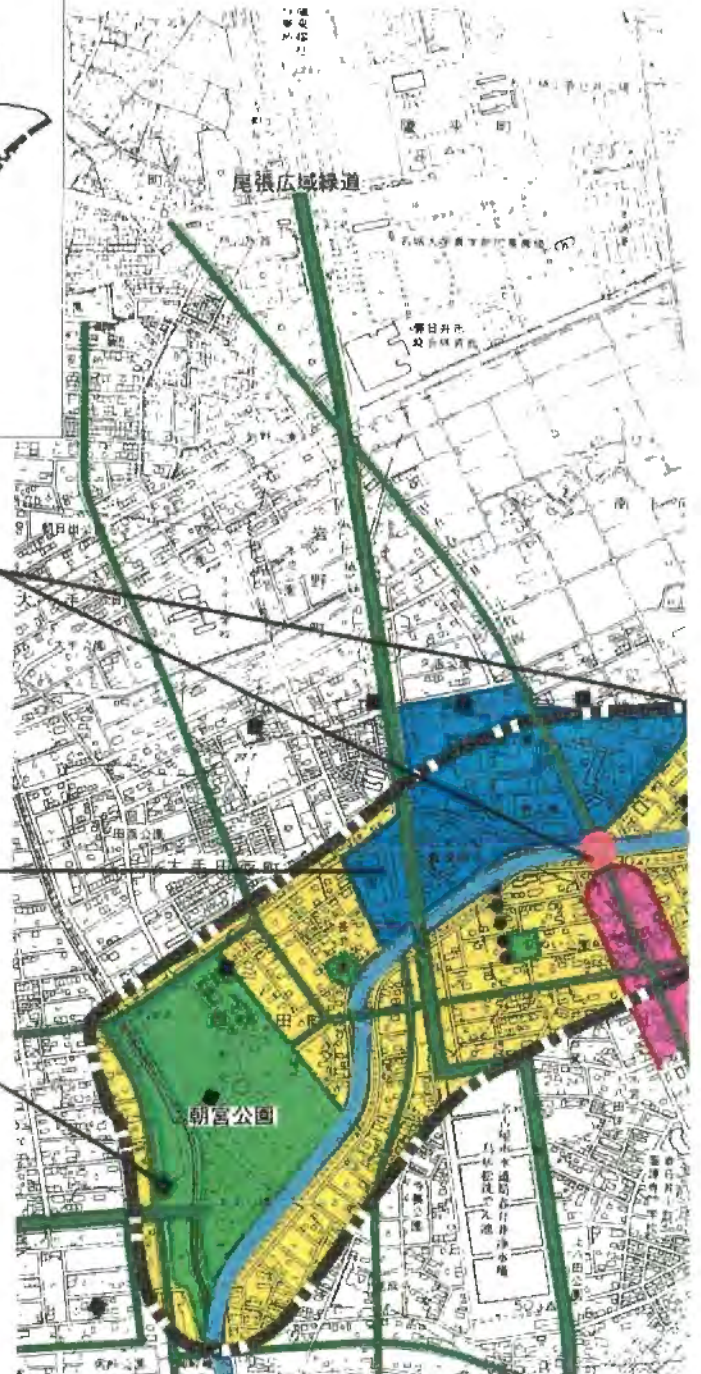
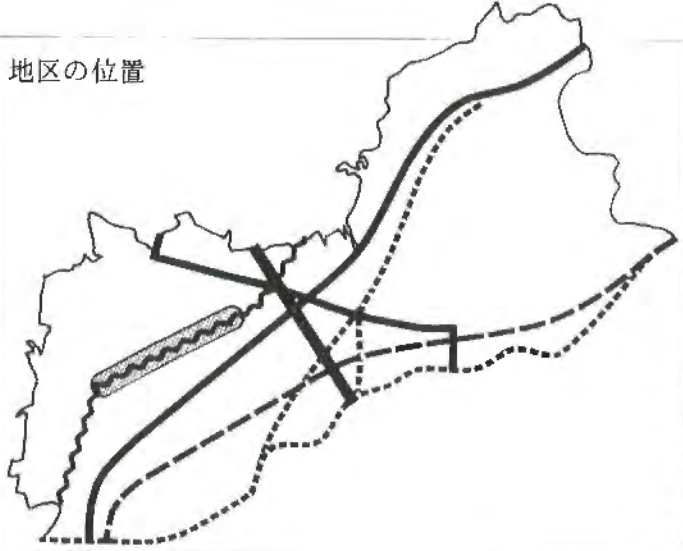
水景施設の設置、草花の植栽により、質の高い自然味あふれる空間を形成する。



ドイツ エアランゲン

ふれあい緑道周辺 地区景観整備計画図

地区の位置



緑道を跳める地点の確保

- ・緑道との交差点におけるポケットパークの設置
- ・交差点における花壇・モニュメンタルな樹木の配置

周辺住宅地との調和

- ・工場周囲、敷地内への緑化の推進

空への景観的配慮

- ・ふれあい緑道周辺に位置する鉄塔における色彩・形態への配慮
- ・新規に立てられる鉄塔における緑道からの眺望景観への配慮



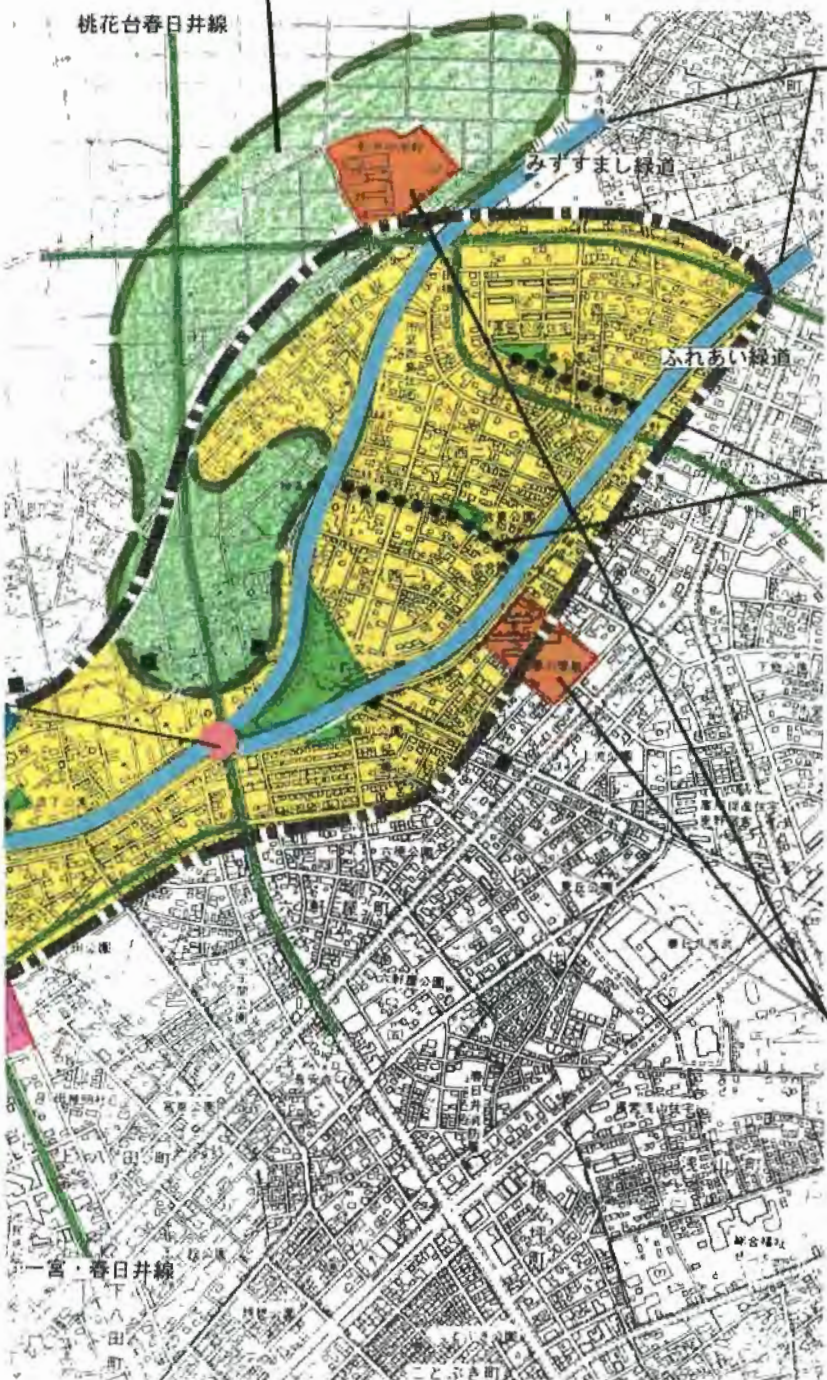
0 500

緑広がる空間の保全  
・みずすまし緑道沿いに広がる田園の保全

緑あふれ、楽しめる遊歩道の形成  
・整備されたあふれる木々の保全  
・水辺へのアプローチ性の向上  
・モニュメント・ベンチの設置

公園と緑道との一体化  
・公園と緑道を結ぶ道路における沿道へのプランターの設置、歩行者空間の整備

緑道と調和した緑の帯の形成  
・周辺住宅地における緑道側への緑化の推進  
・大規模建築物における色彩・形態の配慮  
・空地の緑化  
・公共施設における色彩・形態への配慮、緑道側への緑化の推進



凡 例		
	道路活用	緑のネットワークの形成
	河川活用	
	景観に配慮すべき住居系の地区	
	景観に配慮すべき工業系の地区	
	景観に配慮すべき商業系の地区	
	公園内における花木の植栽	

F-②ゾーン；景観整備の方向性

整然と建ち並ぶ住宅地において緑を増やすとともに、庄内川・内津川の水辺を生かしたまちを創造します。

また、密蔵院および高御堂古墳の歴史性を生かしながら、周辺の田園と調和した集落地を保全し、歴史的要素の演出を図ります。

○水辺を活用したうるおいのあるまちをつくる。

庄内川・内津川の水辺を活用し、親水感あふれるまちを創出します。

内津川放水路を生かし、住宅地に▶  
うるおいのある空間を提供する。



大留町



高蔵寺町

◀庄内川に架かる東谷橋などでは  
都市間を結ぶゲートとしてのイメ  
ージの向上を図る。

## ○歴史の趣と集落とが調和したまちをつくる。

密蔵院および高御堂古墳の歴史性を生かしながら、周辺の田園と調和した集落地を保全し、歴史的要素の演出を図ります。



神領町

◀神領町周辺に形成される集落では、田園と調和した昔ながらの景観を守っていく。

密蔵院周辺では、歴史の拠点として、市民が歴史に触れることのできる空間を形成する。



密蔵院多宝塔

## ○ゆとりとうるおいのある住宅地をつくる。

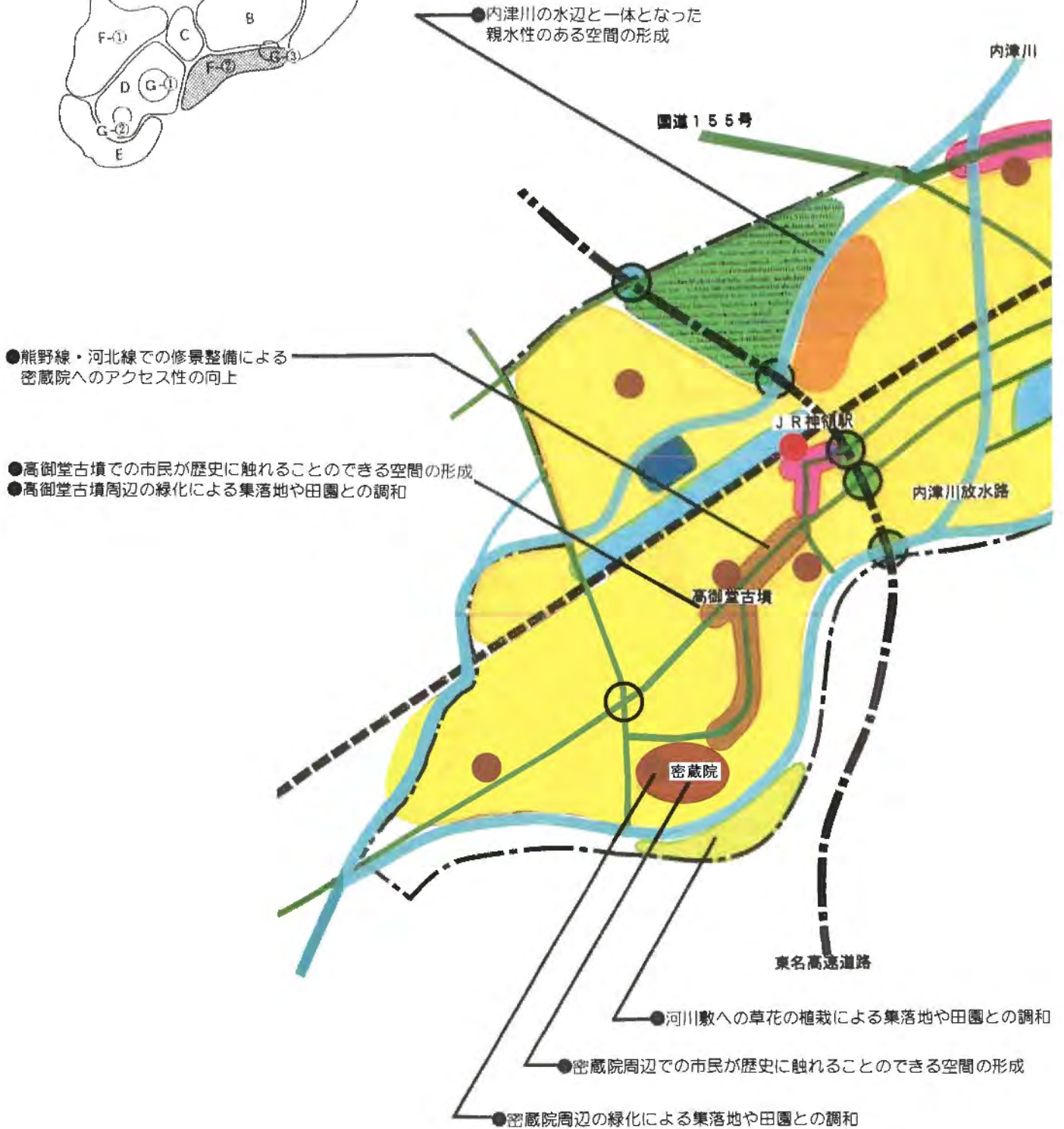
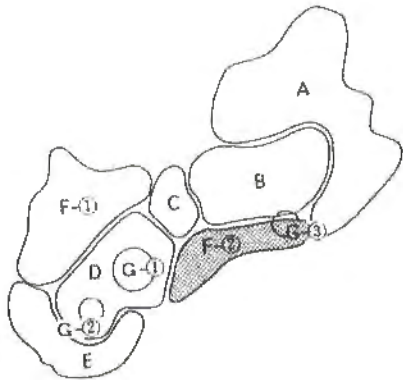
土地区画整理事業によって形成された整然と建ち並ぶ住宅において、緑を増やし、ゆとりとうるおいのある住宅地を創造します。

土地区画整理事業により形成される住宅地では、区画道路を生かしたゆとりある歩行者空間を形成する。



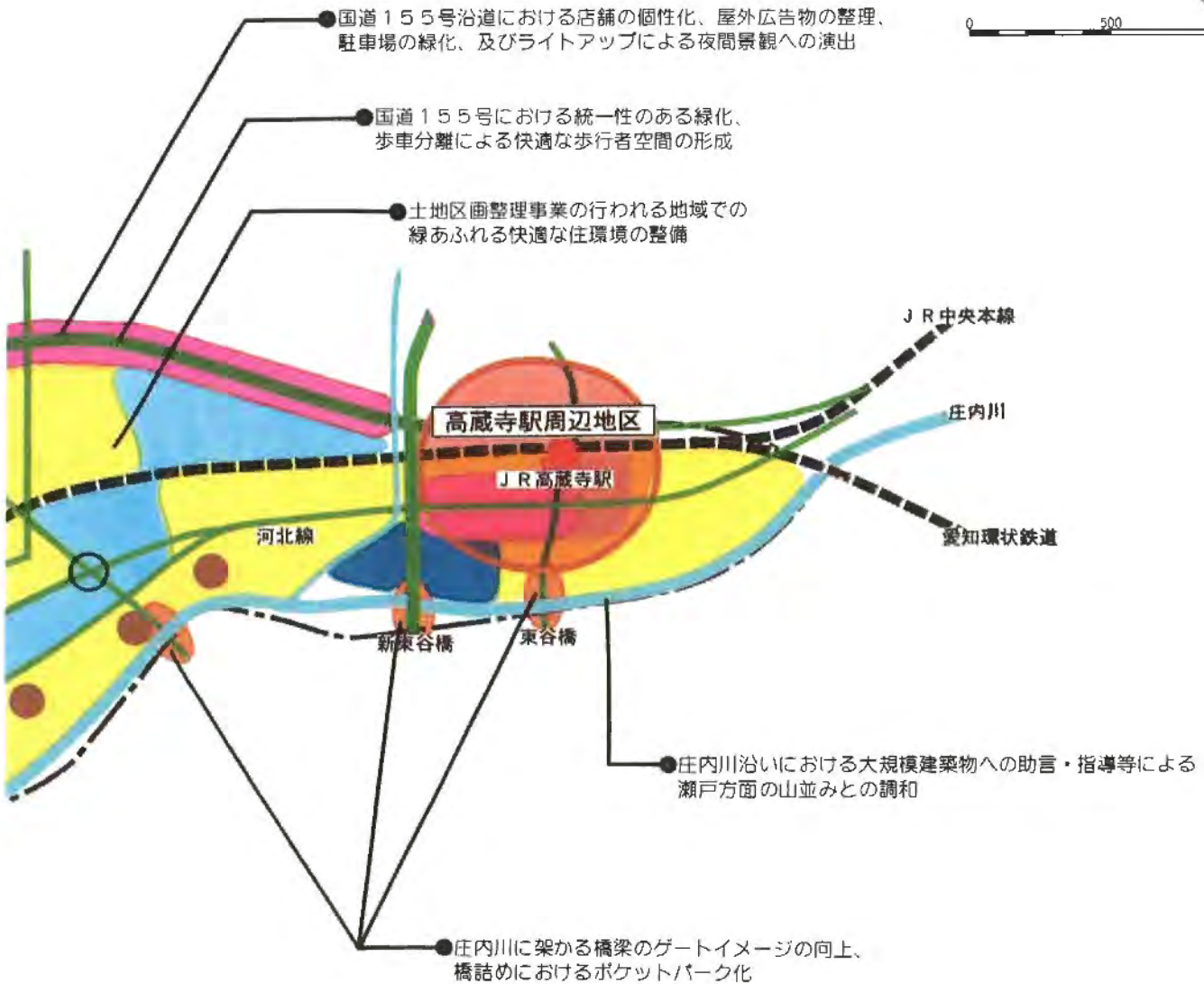
出川町

F-②ゾーン景観整備計画図





0 500 1,000



凡 例	
	道路活用
	河川活用
	緑のネットワークの形成
	社そらの保全
	交差点部での花壇及びモニュメンタルな樹木の配置
	生け垣の推進等による緑あふれる住宅地の形成
	生活道路におけるゆとりある歩行者空間の形成
	中高層住宅における壁面の美化、周辺の緑化
	工場周辺の緑化等による周辺住宅地との調和
	生け垣の推進等による緑あふれる住宅地の形成
	工場周辺の緑化等による周辺住宅地との調和
	オープンスペースとしての田園の保全
	店舗の個性化等による商業地としてのにぎわいの創造
	田園と調和した集落形態の保全
	生け垣の推進等による緑あふれる住宅地の形成
	東名高速道路高架部の修景

## ■地区の概況■

本地区は、本市を代表する歴史的要素である密蔵院、高御堂古墳が見られる地区です。

また、土地区画整理事業に伴い道路の整備などの行われる地区であるほか、田園と集落など歴史的要素が重なりあって情緒ある景観を見せています。

## ■地区の基本的方針■

### ○密蔵院・高御堂古墳へ至る歴史的情緒ある動線を確保する。

高御堂古墳および密蔵院周辺では、その歴史性を生かした公園の整備を推進していきます。

また本地区で行われる土地区画整理事業を活用しながら、神領駅から歴史的要素までの動線となる道路沿道における趣のある建築形態への助言・指導を推進し歴史的情緒を高めていく必要があります。



■ 整備事例 ■

- ・幹線道路沿道では、沿道建築物の統一化と趣のある修景をほどこし、歴史空間への誘導性を高めます。
- ・密蔵院周辺では、その歴史性を生かした歴史の拠点となる空間を形成します。

沿道建築物の修景により、歴史空間への誘導性を向上させる。



大阪府 豊中市

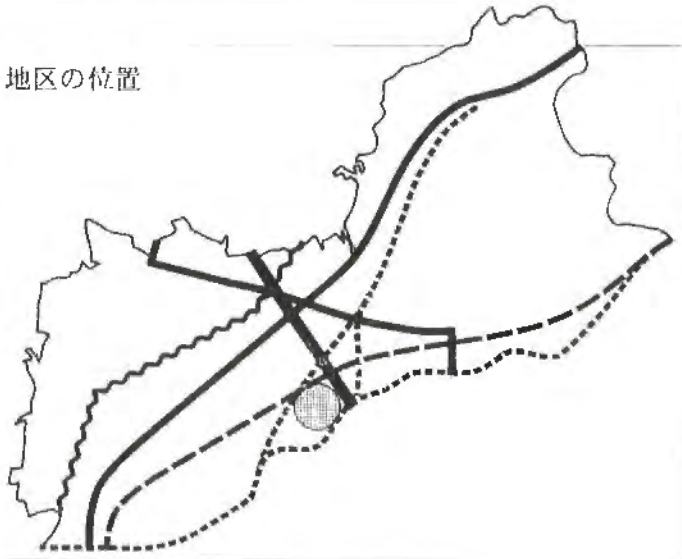
伝統的な建築物の保全により、歴史的情緒を向上させる。



名古屋市

密蔵院・神領周辺 地区景観整備計画図

地区の位置



歴史的空間への視覚的誘導性の創造

- ・土地区画整理事業によって形成される幹線道路沿道建築物における趣のある修景、生け垣の推進による密蔵院・高御堂古墳への動線の確保

高御堂古墳の歴史性の向上

- ・近隣公園の整備に合わせた歴史性を生かした空間の形成

密蔵院周辺の歴史性を生かした拠点の形成

- ・密蔵院周辺における緑化の推進
- ・歴史的要素を生かした歴史拠点の形成





0 500

緑あふれる駅前広場の形成

- ・神領駅前における緑化の推進、モニュメンタルな樹木の設置
- ・神領駅の駅前広場の整備、駅舎の修景による地域の拠点としてのイメージの確立

にぎわいとゆとりある駅前通りの創造

- ・店舗のファサード、屋外広告物の統一化
- ・デザインされた街路灯の設置
- ・ゆとりある歩行者空間の確保、街路樹の整備

快適な住環境の形成

- ・土地区画整理事業による緑あふれる快適な住環境の整備
- ・土地区画整理事業に伴う公園・緑地の確保
- ・住宅地における遊歩道の形成

ゆとりある歩行者空間の形成

- ・神領小学校における周辺道路との一体的な整備

身近な憩いの空間の形成

- ・住内川における河川敷への草花の植栽による雄大な自然環境の創出
- ・河川敷へのレクリエーション空間の形成

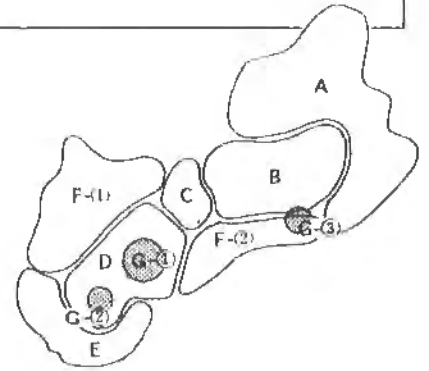


凡例

	道路活用	緑のネットワークの形成
	河川活用	
	歴史空間への動線として 景観的配慮をすべき沿道地区	
	歴史を生かす地区	
	景観に配慮すべき住居系の地区	
	景観に配慮すべき住工複合地区	
	景観に配慮すべき工業系の地区	
	社そうの保全	
	公園内における花木の植栽	
	東名高速道路高架部の修景	
	交差点での花壇及び モニュメンタルな樹木の配置	

## 7) Gゾーン

### 特性



○大規模な計画を有し、

本市において拠点となるべく地区および駅を中心としたゾーン

Gゾーンは、中心市街地および勝川駅、高蔵寺駅を中心とする地区です。  
この3つの地区は、大規模な計画などによる市の拠点となる地区であり、またJR各駅を有する市の玄関口ともなる地区です。

### 中心市街地(G-①ゾーン) 地区景観整備計画

中心市街地については、市役所周辺、国道19号沿道、一宮・春日井線沿道、春日井駅周辺では、商業を中心とした都市空間を創造し、内津勝川線沿道では、回遊性のある商業地を形成し、下街道沿いに形成されている商店街では、歴史性を考慮した散策性のある商店街の形成を行っていきます。

また、これらのネットワーク化を行っていくとともに、JR春日井駅から市役所や中央公園等への動線を分かりやすくしていきます。

そのほか、周辺に位置する住宅地では、中高層住宅の美装化に加え、公園などを生かした緑あふれる歩行者空間の創造などによって、良好な住環境を創造していく必要があります。

○市の玄関口となるまちをつくる。

鳥居松、JR春日井駅周辺では、市の玄関口として配慮し、魅力にあふれ、回遊性のある都市拠点を創造していきます。



◀JR春日井駅周辺では、市の玄関口として、風格のあるイメージの創出を図る。

中央通



上条町

◀中高層建築物では、まちなかの個々の景観的シンボルとして、施設形態や色彩に配慮する。

市役所及びその周辺では、市の顔となる空間の形成として、質の高い緑の創造や人々が憩うことのできる空間を創造する。



市庁舎



上条町

◀地蔵川では、まちなかのうるおいのある散策路としての創出を図る。

中央公園などでは、都市におけるオアシスとして再整備を図る。



中央公園

## ■ 整備事例 ■

- ・ JR春日井駅前通りでは、ふんだんな緑化や歩きながら楽しめる歩行者空間の創出を図ります。
- ・ 国道19号では、歩行者空間の整備により、安全性の向上とゲートイメージの向上を図ります。
- ・ 地藏川では、市街地内のうるおいのある空間の形成を図ります。
- ・ 市役所から中央公園までを散策性のある緑道として整備します。

歩きながら楽しめる歩行者空間▶  
を形成する。



札幌市

安全性の高い、ゆとりある歩行者空間を形成する。



北九州市

市街地にうるおいをもたらす護岸の修景を行う。



大阪府 豊中市

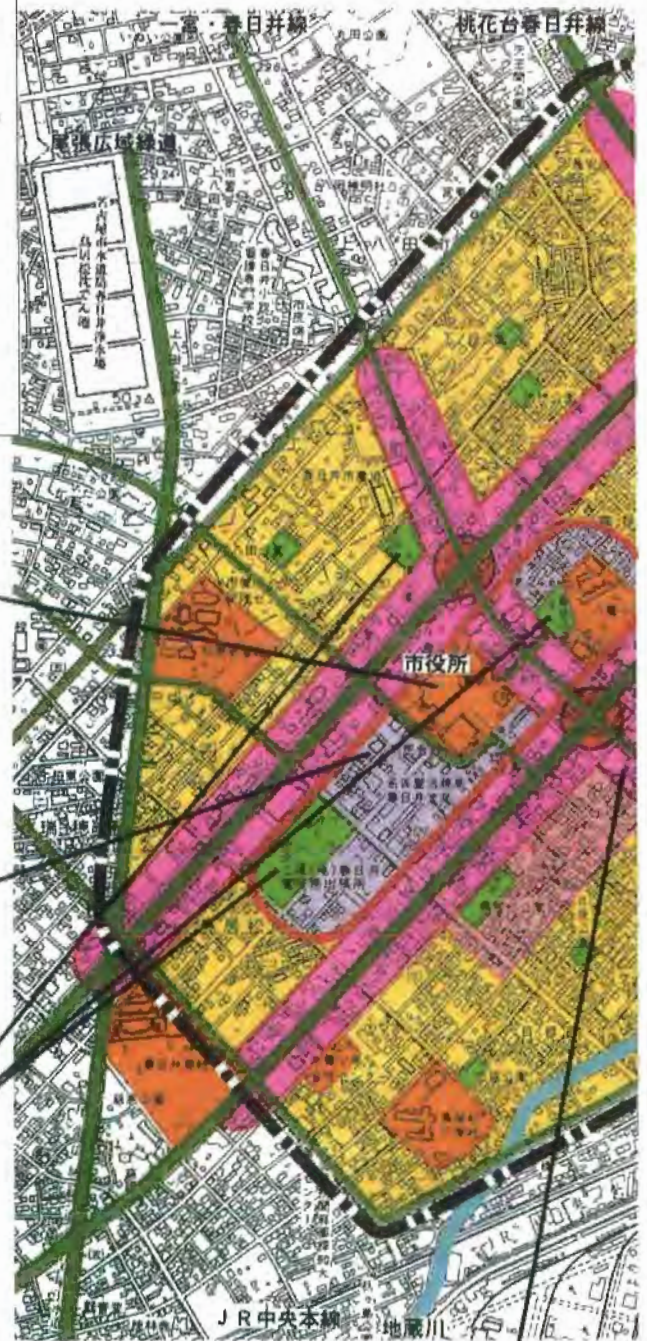
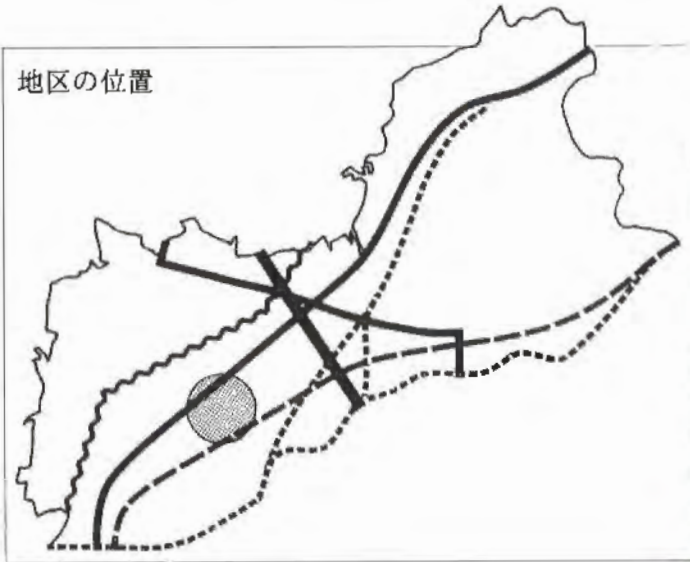
緑ゆたかな緑道により、散策性を向上させる。



ドイツ アーヘン

中心市街地(G-①ゾーン) 地区景観整備計画図

地区の位置



市の顔として質の高い景観の形成

- ・街路樹・街路灯の充実
- ・公共施設と一体となったゆとりある歩行者空間の形成
- ・市役所周辺の緑化、公開空地の快適な空間の形成
- ・文化フォーラムのシンボリックなデザインの導入
- ・ライトアップによる夜間景観への演出

ゆとりと潤いのある歩行者空間の形成

- ・公共施設周辺の主な道路側における道路と一体となった緑化スペースの確保
- ・公共施設周辺の遊歩道の整備
- ・電柱の美化、電線の整理

都市におけるオアシスの形成

- ・中央公園、春見公園、八幡公園における、市街地の憩いの空間としての公園の再整備

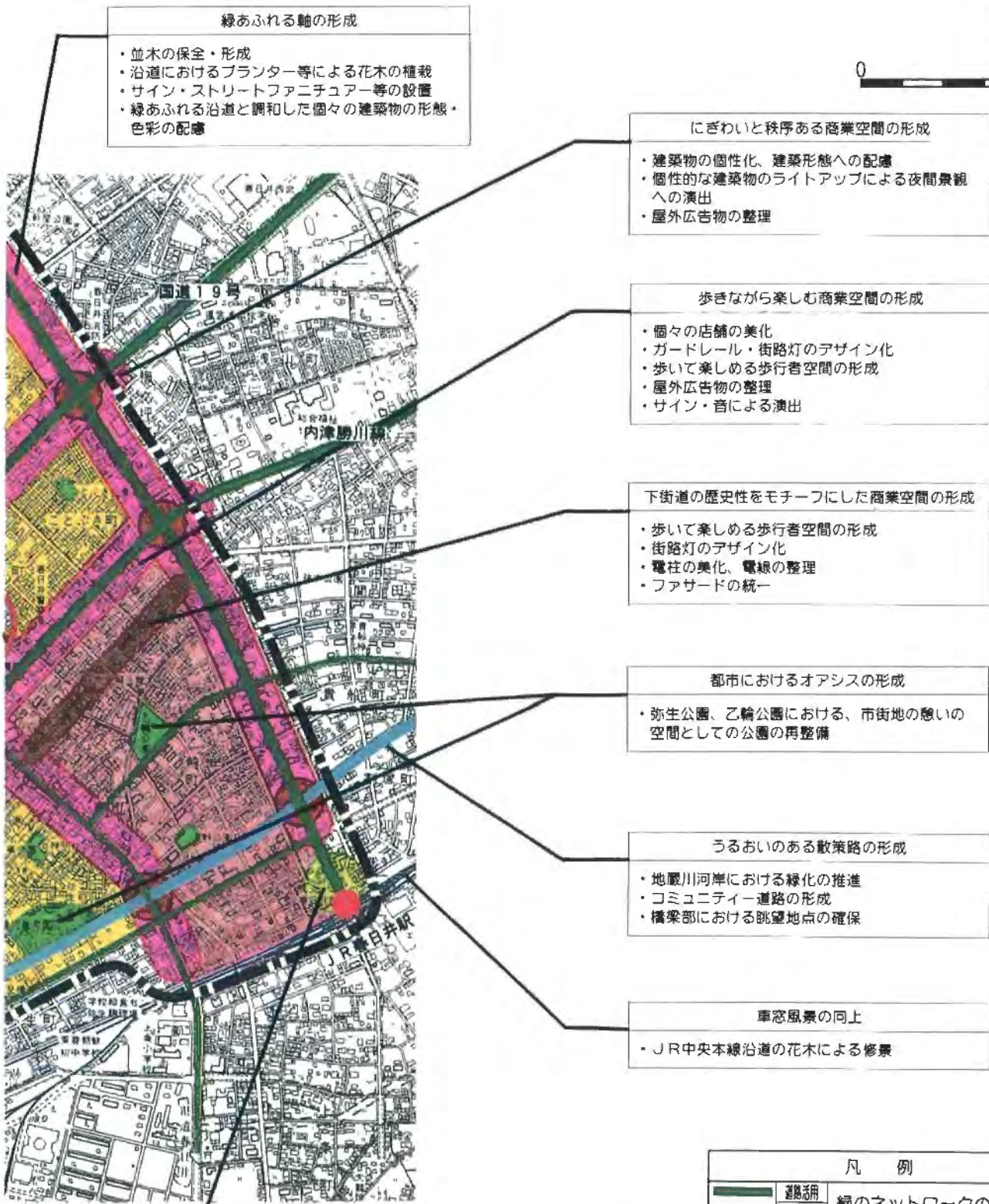
にぎわいのある商業空間の形成

- ・歩いて楽しめる歩行者空間の形成
- ・建築物壁面の美化化、シンボリック化
- ・歩道におけるプランターの設置、舗装の工夫
- ・街路灯・ストリートファニチャーによる統一性の創造
- ・電線の地中化





0 500



**緑あふれる軸の形成**

- ・並木の保全・形成
- ・沿道におけるプランター等による花木の植栽
- ・サイン・ストリートファニチャー等の設置
- ・緑あふれる沿道と調和した個々の建築物の形態・色彩の配慮

**にぎわいと秩序ある商業空間の形成**

- ・建築物の個性化、建築形態への配慮
- ・個性的な建築物のライトアップによる夜間景観への演出
- ・屋外広告物の整理

**歩きながら楽しむ商業空間の形成**

- ・個々の店舗の美化
- ・ガードレール・街路灯のデザイン化
- ・歩いて楽しめる歩行者空間の形成
- ・屋外広告物の整理
- ・サイン・音による演出

**下街道の歴史性をモチーフにした商業空間の形成**

- ・歩いて楽しめる歩行者空間の形成
- ・街路灯のデザイン化
- ・電柱の美化、電線の整理
- ・ファサードの統一

**都市におけるオアシスの形成**

- ・弥生公園、乙輪公園における、市街地の憩いの空間としての公園の再整備

**うるおいのある散策路の形成**

- ・地蔵川河岸における緑化の推進
- ・コミュニティー道路の形成
- ・橋梁部における眺望地点の確保

**車窓風景の向上**

- ・JR中央本線沿道の花木による修景

**本市の玄関口としてのゲート性の向上**

- ・駅前におけるシンボルツリーの設置
- ・駅舎のライトアップ
- ・周辺建築物の壁面の美装化
- ・歩いて楽しめる歩行者空間の形成
- ・モニュメント・ストリートファニチャー等の設置
- ・電線の地中化

凡 例	
	緑のネットワークの形成
	景観に配慮すべき商業・住居系の地区
	景観に配慮すべき沿道商業系地区
	公園内における花木の植栽
	公共施設周辺におけるゆとりある歩道空間の形成
	ターニングポイントとしてのイメージアップ

勝川駅前土地区画整理事業、再開発事業などの関連計画にあわせ、勝川駅前では西の玄関口としての魅力づくりを進めます。また、駅前商店街では、店舗の近代化をはじめ、歩行者空間の散策性の向上を図り商店街の活性化を進め、これらの周辺に広がる住宅地においては、緑あふれる住環境整備を推進します。

### ○西のゲートとしてのシンボル性を高める。

土地区画整理事業、再開発事業、JR中央本線の高架化などの総合的な整備により、地域のシンボル性を高め、本市の西のゲートとして演出を図ります。

さらに、鉄道、飛行機、バス等の交通結節点という利便性を生かした都市空間を創造します。

駅につながる商業空間では、商店街としてのにぎわいの創出と散策性の向上を図る。



勝川町



松新町

◀駅前では、ペDESTリアンデッキの設置や公園整備にあわせた景観形成を図る。

■ 整備事例 ■

- ・勝川駅周辺では、再開発事業にあわせ、ゆとりと統一性のある空間形成を図ります。
- ・勝川駅前商店街では、ファサードの統一化やゆとりある歩道空間の形成により、商店街のにぎわいを演出します。

道路や公開空地の緑化により、  
ゆとりある空間を形成する。▶



勝川駅周辺

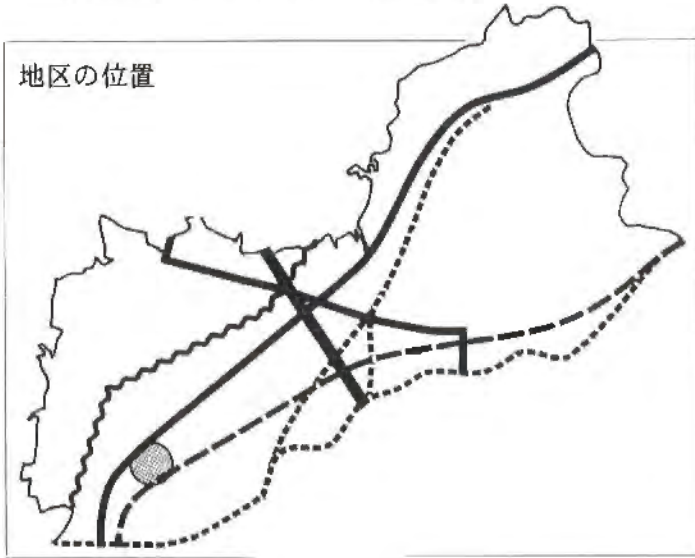
商店街のにぎわいを演出する。▶



勝川駅周辺

勝川駅周辺 地区景観整備計画図

地区の位置



ゆとりある歩行者空間の形成

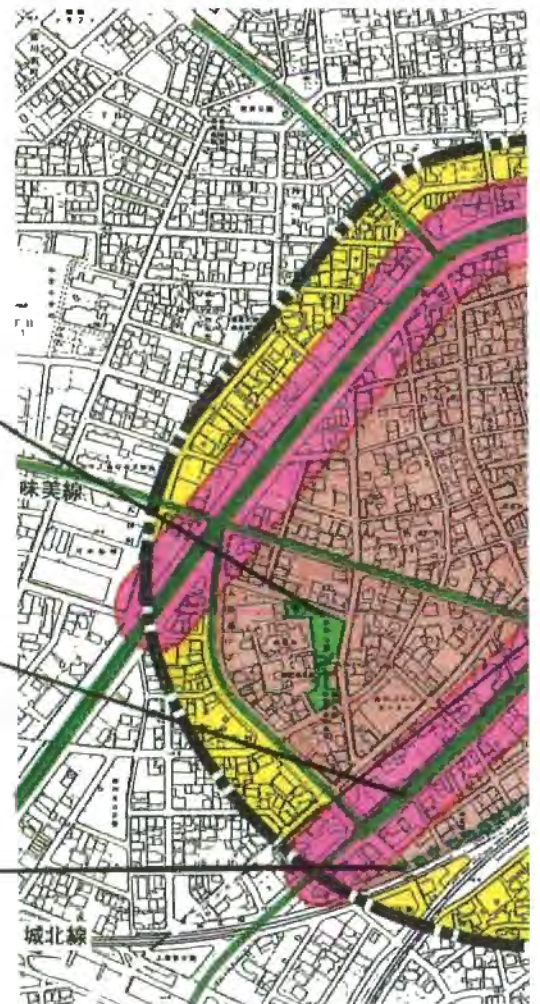
- ・公園周辺の道路と一体となった歩行者空間の形成

駅周辺道路における緑のネットワークの形成

- ・並木の形成

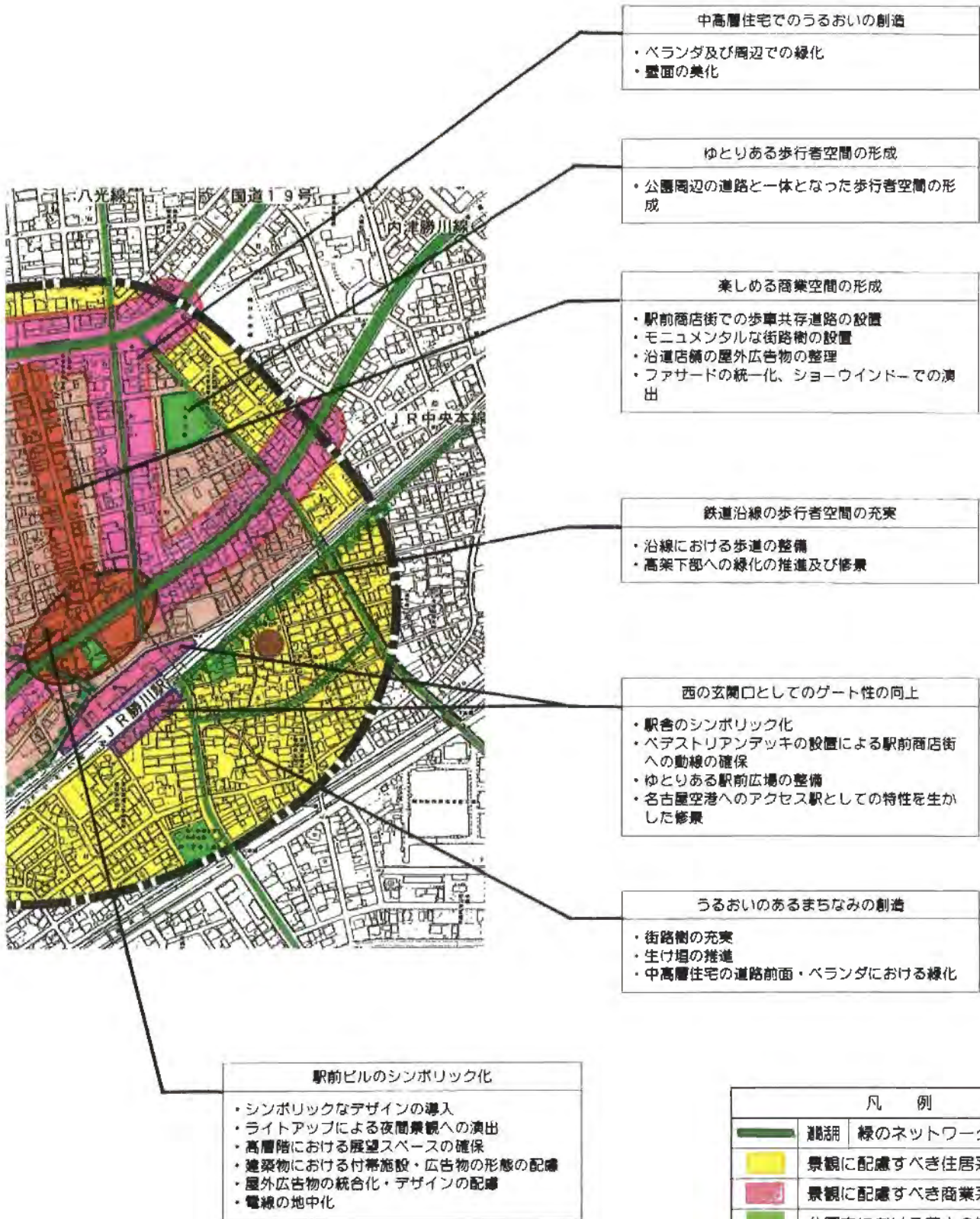
鉄道沿線の歩行者空間の充実

- ・沿線における歩道の整備
- ・高架下部への緑化の推進及び修景





0 500



中高層住宅でのうるおいの創造

- ・ベランダ及び周辺での緑化
- ・壁面の美化

ゆとりある歩行者空間の形成

- ・公園周辺の道路と一体となった歩行者空間の形成

楽しめる商業空間の形成

- ・駅前商店街での歩車共存道路の設置
- ・モニュメンタルな街路樹の設置
- ・沿道店舗の屋外広告物の整理
- ・ファサードの統一化、ショーウィンドーでの演出

鉄道沿線の歩行者空間の充実

- ・沿線における歩道の整備
- ・高架下部への緑化の推進及び修景

西の玄関口としてのゲート性の向上

- ・駅舎のシンボリック化
- ・ペDESTリアンデッキの設置による駅前商店街への動線の確保
- ・ゆとりある駅前広場の整備
- ・名古屋空港へのアクセス駅としての特性を生かした修景

うるおいのあるまちなみの創造

- ・街路樹の充実
- ・生け垣の推進
- ・中高層住宅の道路前面・ベランダにおける緑化

駅前ビルのシンボリック化

- ・シンボリックなデザインの導入
- ・ライトアップによる夜間景観への演出
- ・高層階における展望スペースの確保
- ・建築物における付帯施設・広告物の形態の配慮
- ・屋外広告物の統合化・デザインの配慮
- ・電線の地中化

凡 例	
	緑のネットワークの形成
	景観に配慮すべき住居系の地区
	景観に配慮すべき商業系の地区
	公園内における花木の植栽
	社そらの保全

高蔵寺駅前地区(G-③ゾーン) 地区景観整備計画

高蔵寺駅周辺では、高蔵寺ニュータウンを主とする住宅地への玄関口として落ちつきのある景観形成を行います。また、高蔵寺駅の駅舎については、シンボル化を図り、周辺にあふれる緑や駅前商店街での花木の植栽によってにぎわいを演出していきます。

○東のゲートとして親しみのある空間をつくる。

高蔵寺ニュータウンへの玄関口として、落ちついた景観をもちながら、拠点にふさわしいまちを形成していきます。

高蔵寺駅では、本市東の玄関口として、ゲートイメージの創出を図る。



高蔵寺町



高蔵寺町

◀高蔵寺駅へのアプローチでは、駅への視覚的な誘導性を高める。

■ 整備事例 ■

- ・高蔵寺駅前では、多くの人々の生活の拠点となる駅として、植栽などにより、落ち着きある空間を形成します。
- ・駅につながる道路では、駅への動線として緑化を推進します。

モニュメンタルな植栽により、  
にぎわいとゆとりを演出する。



福岡県 福岡市

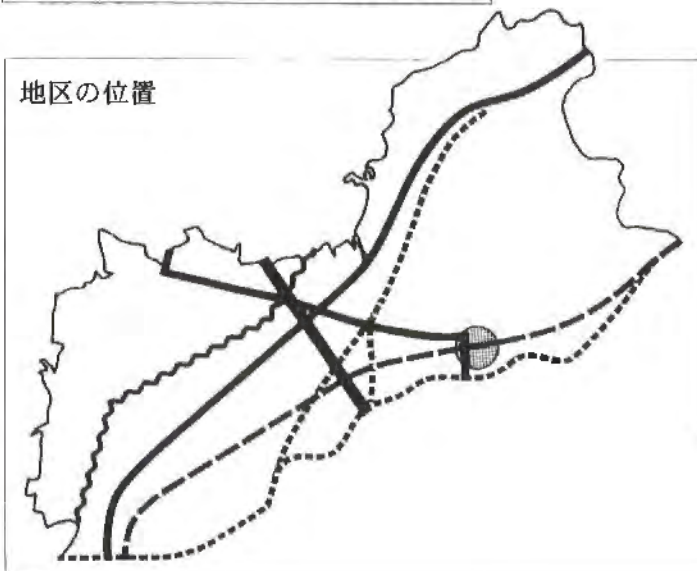
連続した緑化により、誘導性を  
向上させる。



熊本県 熊本市

高蔵寺駅周辺 地区景観整備計画図

地区の位置

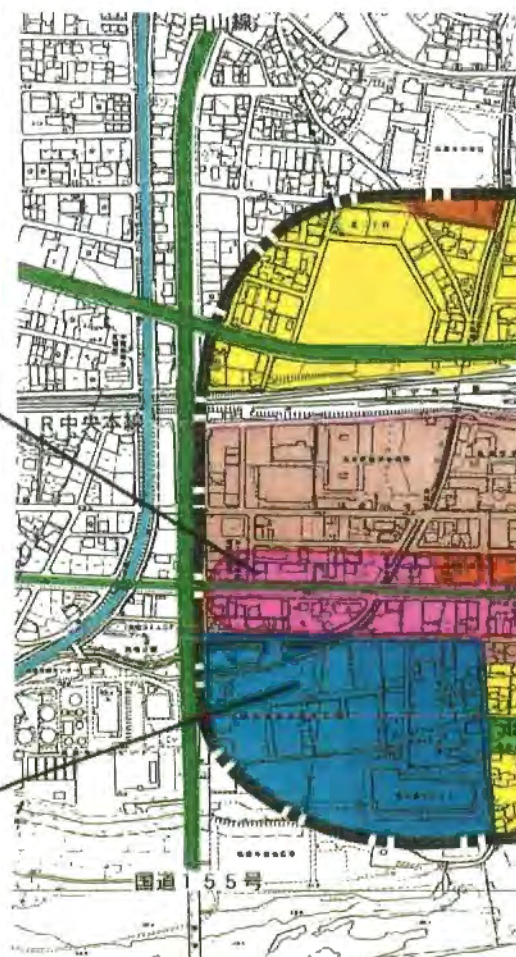


散策性と統一性のある商業空間の形成

- ・統一性のあるファサード・屋外広告物の形成
- ・ストリートファニチャー・サイン・音による散策性の向上

周辺住宅地との調和

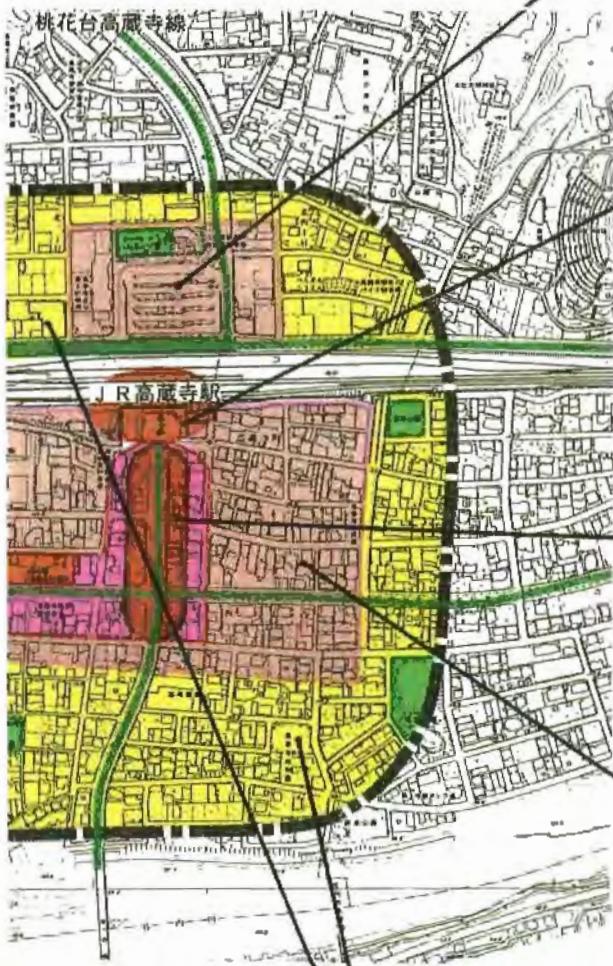
- ・工場周囲及び敷地内緑化の推進







0 500



北口のバスターミナルの緑の創造  
 ・バスターミナル・道路沿線における街路樹の充実

東のゲートイメージの向上  
 ・駅前におけるモニュメンタルな樹木の配置  
 ・花木の植栽  
 ・電線の地中化

駅へのアプローチ性の向上  
 ・並木の形成  
 ・プランターの設置  
 ・シンボルツリーの設置  
 ・電線の地中化

落ちつきある駅周辺景観の創造  
 ・駅周辺の大規模建築物における落ちつきのある意匠、周辺への配慮  
 ・中高層住宅の道路前面・ベランダにおける緑化  
 ・駐車場周辺の緑化

うるおいのある住宅地の創造  
 ・街路樹の充実  
 ・生け垣の推進  
 ・中高層住宅の道路前面・ベランダにおける緑化

凡 例	
	道路活用
	河川活用
	緑のネットワークの形成
	景観に配慮すべき住居系の地区
	景観に配慮すべき商業系の地区
	景観に配慮すべき工業系の地区
	公園内における花木の植栽



## 第4章 都市景観形成の実現化に向けて



## 1 都市景観形成の展開

### 市民・事業者、行政が一体となって景観形成を推進する。

都市のほとんどの部分は、時を重ねた人々の生活や事業者による活動によって形づくられて行くものです。その中で、理念に基づく良好な景観形成を実現するためには、市民・事業者、行政が一体となった取り組みが必要となります。そのためには、都市景観条例や都市景観基本計画の基本的な目標と方針を認識し、総合的かつ計画的に、市民・事業者、行政がそれぞれ自らの役割を認識し実行していかなければなりません。

#### ○行政の役割

行政としては、調和のとれた個性的で緑豊かな都市景観の形成のため、都市景観条例に示された事項や都市景観整備に関する整備手法などを駆使しながら総合的に推進していきます。

その中でも、都市景観条例に示されている都市景観形成地区の指定、都市景観形成建築物・樹木・樹林等の指定、大規模建築物・工作物等の届出、都市景観市民団体の認定および表彰・助成などを通じながら市民・事業者の意識の高揚に努め、景観形成の気運づくりを図ります。こうした事項については、行政のみの考えに基づいて推進していくのではなく、都市景観審議会において市民の意見等を反映していきます。

また、市民の自主的な活動や行動を誘発するため、景観形成事業を積極的に進め、景観形成における先導役を担うよう努めていきます。

その他、関係法令の活用、推進体制の確立、景観に対する調整などを行います。

市民・事業者による景観形成への協力と、行政側における民間での景観形成への支援と指導及び先導的な活動により、市民・事業者、行政が一体となって景観形成を推進していきます。

#### [行政の役割]

～都市景観条例に基づいた支援・先導的な取り組みを行う～

- 指針を明示する。
- 景観形成を誘導する。
- 景観形成事業を推進する。
- 市民・事業者の啓発を図る。
- 推進組織・体制を充実する。

## ○市民・事業者の役割

都市空間はすべての市民のかけがえのない共有財産であり、調和のとれた個性的で緑豊かな都市景観の形成がうるおいとやすらぎのある健康で文化的な市民生活の確保につながるものです。そして、市民・事業者においては、自らが都市景観を形成する主体であることを認識することが必要です。

その上で、この計画書に示した「ゾーン別基本計画」の方針を踏まえ、各ゾーンに求められる望ましい姿を目標に、市民や事業者のそれぞれが地域の景観形成のあり方や自らのまちのあり方を考える場への参加が必要となります。

とりわけ境界領域を構成する建築物のファサードや塀、垣根などは都市景観を構成する重要な役割を担うものであるため、特に配慮が必要です。市民・事業者が協力しながら、各地域毎の都市景観の将来像を示す指針に従い、景観形成に配慮していくことが自らの持つ責務であり、果たしていかなければならない役割です。

また、良好な都市景観を維持していくためには、身近なことに対する取り組みも必要であり、ゴミの投げ捨て、自転車の放置、違反駐車、簡易看板や置き看板等の放置など社会的モラルやルールに反することをなくしていくことから始まります。

さらに、こうした地域の将来像に沿って、市民・事業者が建築行為を行う際には、周辺との調和に配慮し、個性と創造性を発揮しながら景観形成を推進することが必要であるとともに、行政によって計画・実施される都市景観に関する施策に協力・参加していくことも望まれます。

### [市民・事業者の役割]

- 市民運動を展開する。
- 啓発事業へ参加・協力する。
- 建築行為、緑化推進、緑の保全などに際して  
景観的な配慮を行う。

## 2 都市景観形成の実現方策

都市の景観を形成するための実現方策は多面的かつ多角的な展開が必要となってきます。また、市民・事業者が景観形成推進の主体となる個別の建築物と、行政が景観形成推進の主体となる公共空間とが調和し、一体となって景観形成を進めることが必要となります。

### 1) 行政の実現方策

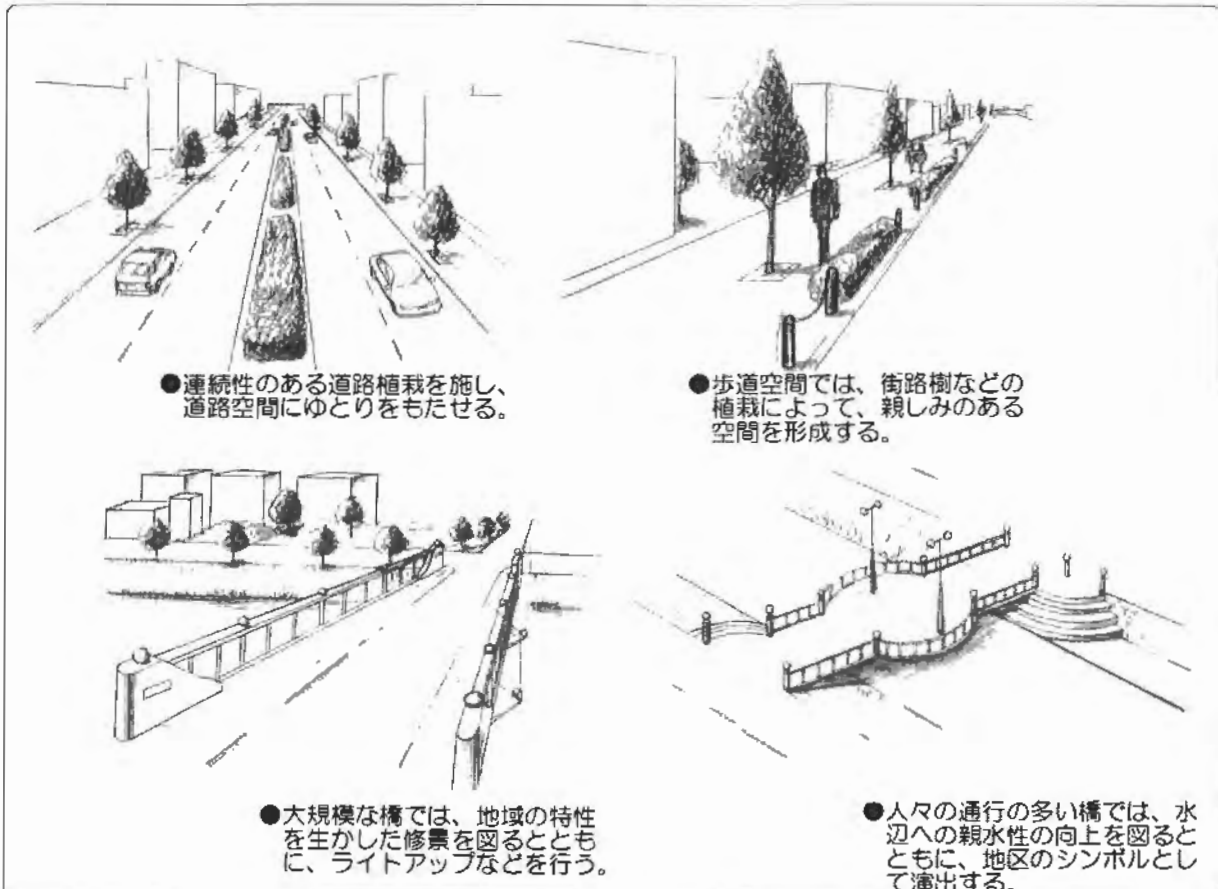
#### ○指針を明示する。

市民・事業者、行政の都市景観に対する認識を共通のものとして、景観形成を推進していくため、基本的な考え方と施策の体系を方向づける本計画を、全市的な景観形成を展開していくための指針として、市民・事業者、関係機関に対し、十分なPRを行い、広く周知していきます。

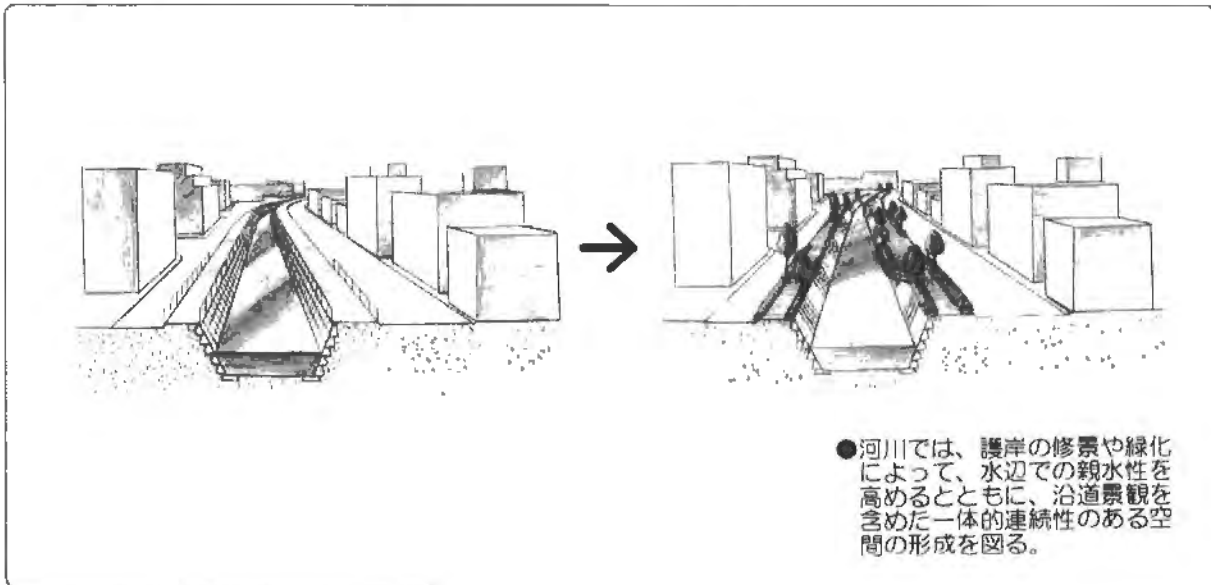
また、道路・公園整備など公共事業の実施、また、市民・事業者が建築行為などを行う際に本計画の主旨を具体的に事業に反映するために都市景観デザインマニュアルを作成し、景観形成を推進するための指針として活用していきます。

- ・都市景観基本計画の周知
- ・都市景観形成デザインマニュアルの作成

#### [都市施設（道路・橋梁）のデザイン指針事例]

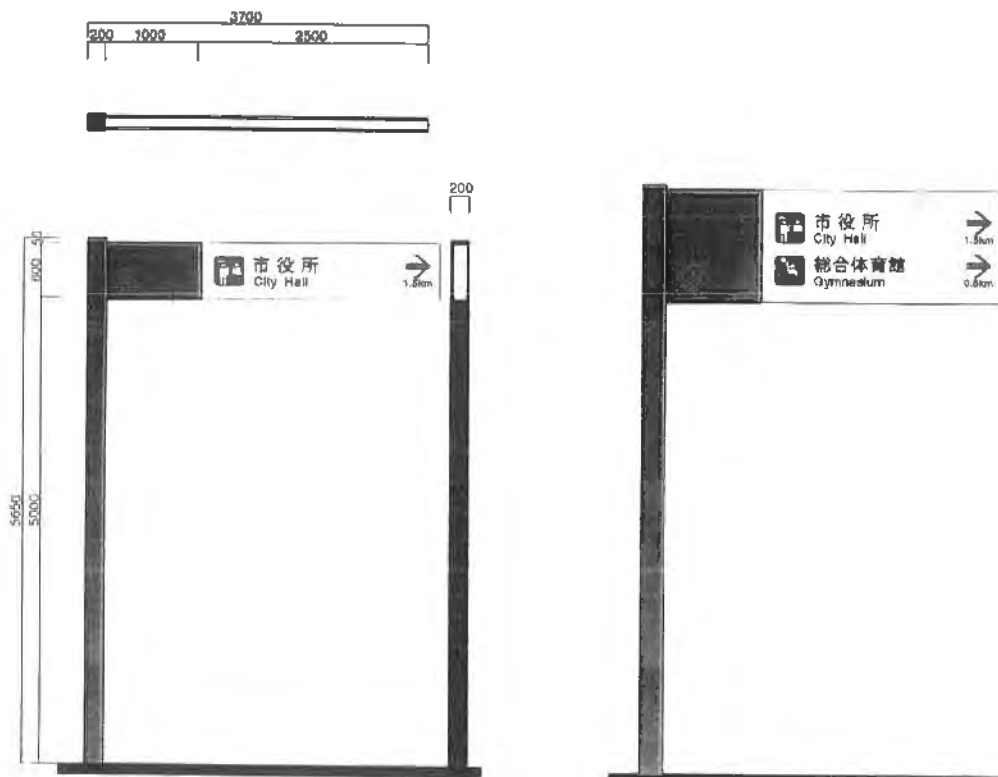


[都市施設（河川）のデザイン指針事例]



[公共サインのデザイン指針事例]

■車両系誘導サイン（春日井市）■





○景観形成を誘導する。

良好な景観形成の向上を目指すため、景観形成を重点的に図る必要がある地区を都市景観形成地区として指定し、その地区の景観形成の指針を定めていきます。

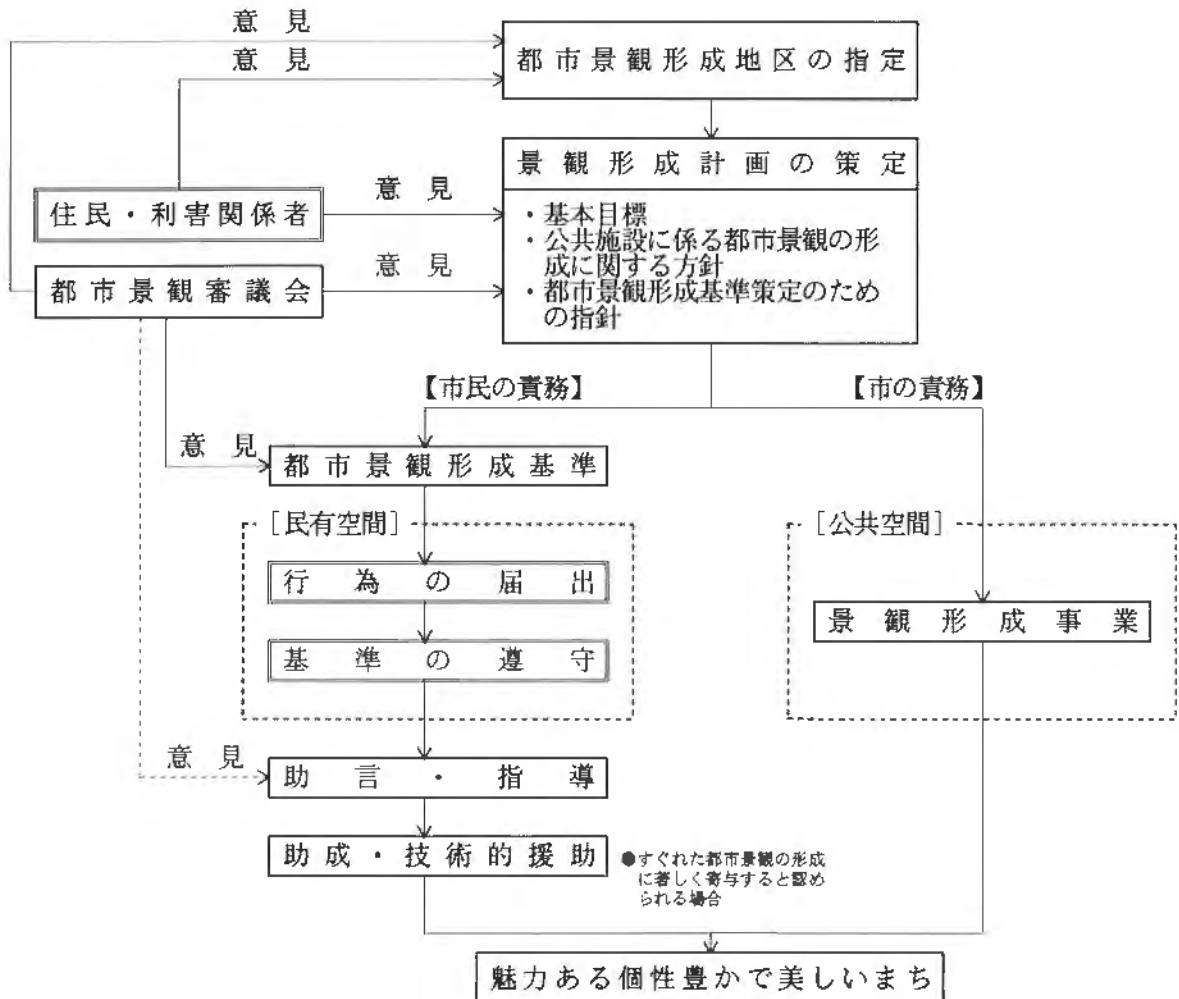
また、都市景観上維持または保全することが必要であると思われる建築物や工作物、そして地域にゆとりとうるおいを提供する樹木や樹林について、都市景観形成建築物等として指定し、維持・保存していくことを推進していきます。

そのほか、市全域において、周辺地域の景観形成に重要な影響を及ぼす大規模建築物などについては、条例に基づいて誘導基準を定め、地域の景観形成に資するよう誘導を行います。

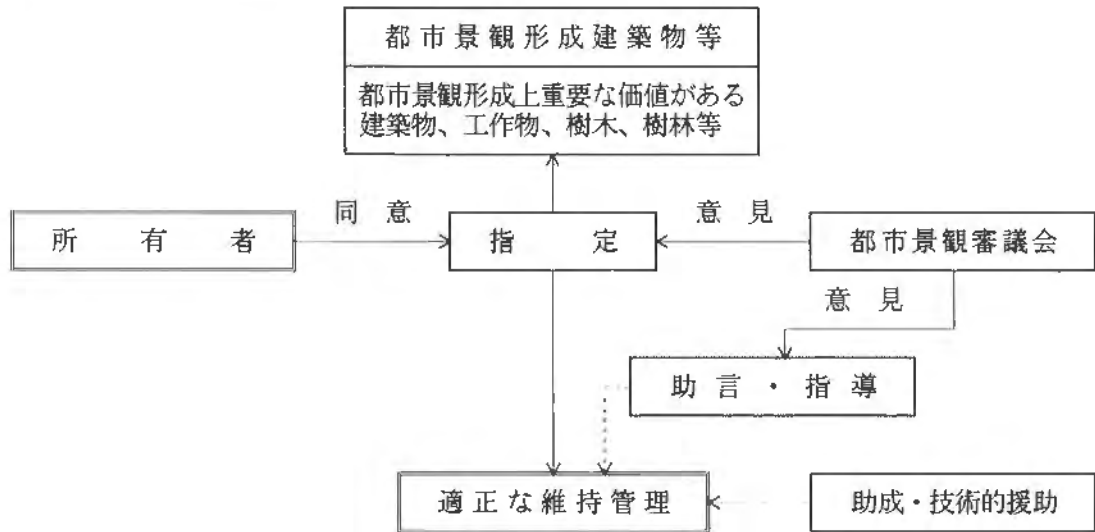
そして、市民・事業者が行う景観形成を支援していくため、助成制度を定め技術的な援助や経費の一部について助成していきます。

- ・都市景観形成地区の指定
- ・都市景観形成建築物等の指定
- ・大規模建築物等の届出

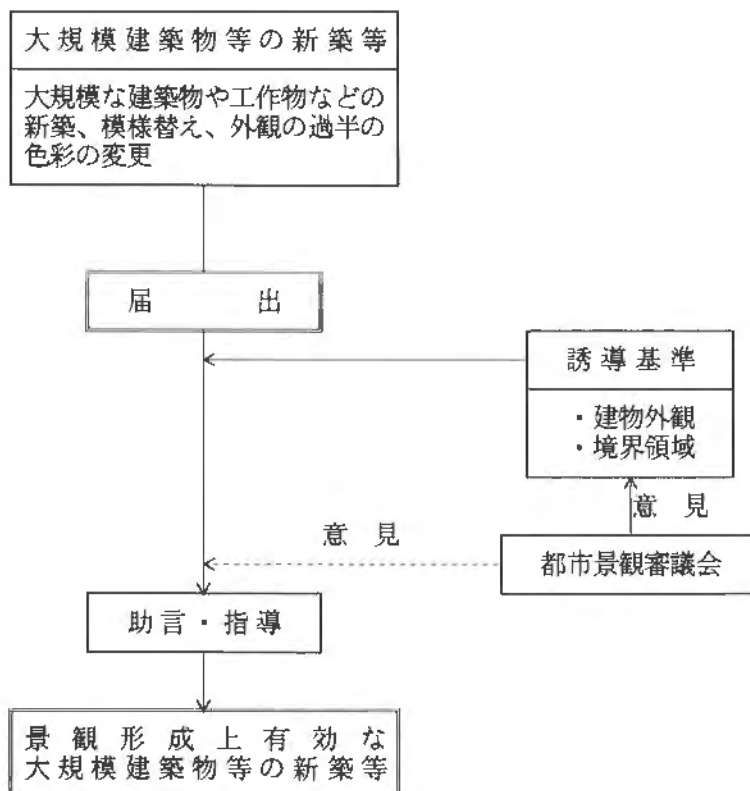
[都市景観形成地区の指定に関するフロー図]



[都市景観形成建築物等の指定に関するフロー図]

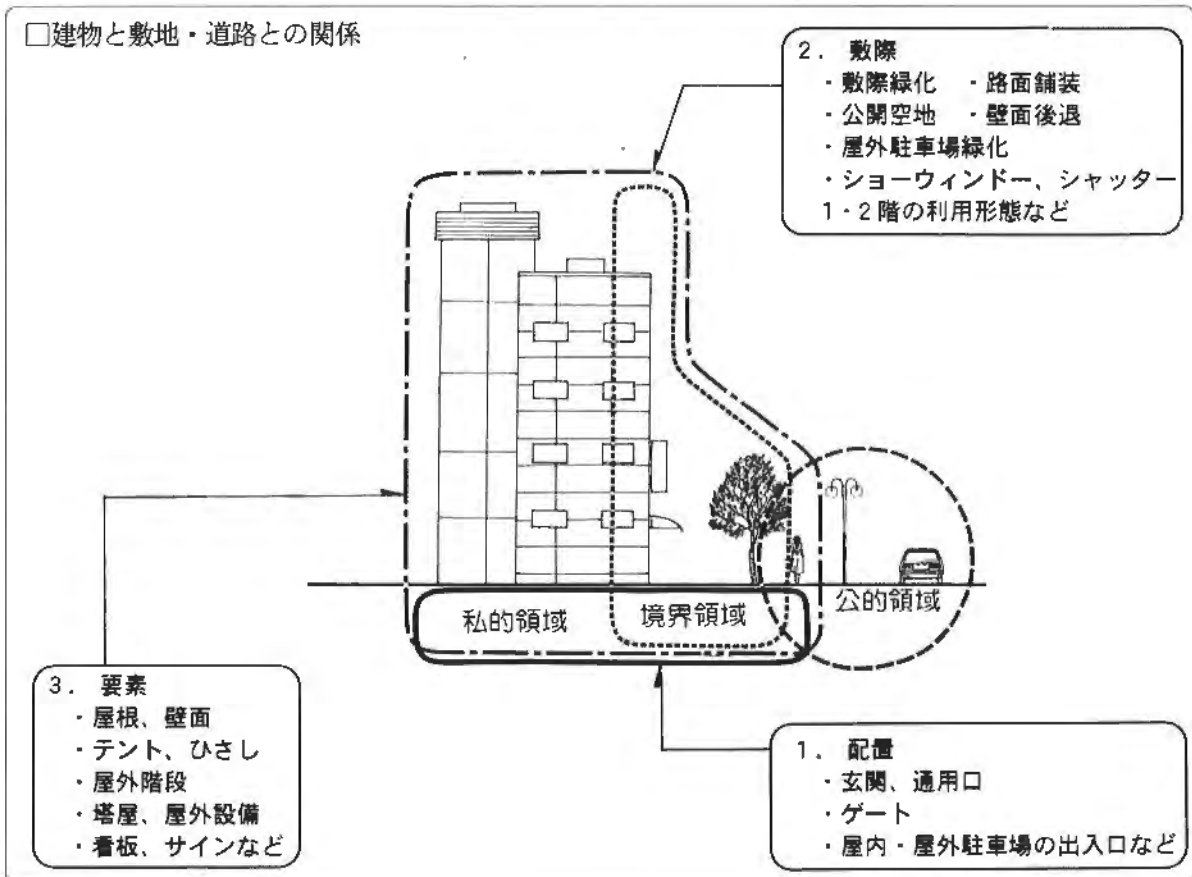


[大規模建築物等の届出に関するフロー図]



[誘導基準の考え方]

- ア) 建物外観に関する要素…屋根、外壁、窓、ベランダ、バルコニー、屋上設備、壁面設備、外階段、広告、サイン等
- イ) 境界領域に関する要素…エントランス、駐車場、駐輪場、土塀、フェンス、生け垣、擁壁、前面空地、植栽、広告、サイン、地上設備、ゴミ置き場、物置、倉庫等



○都市景観形成事業を推進する。

道路、公園、河川や公共建築物などは、都市空間の骨格をなし、都市景観形成上重要な役割を担っています。また、良好なデザインを持つ公共建築物は、周辺の民間建築物などのデザインの向上を誘導するものとなります。

そのため、都市景観デザインマニュアルを活用し、国・県・市の関係部課との調整を図ることにより、個性的で親しみやすいまちづくりを推進していきます。

- ・公共的空間における整備・改善の実施
- ・都市景観デザインマニュアルの活用
- ・公共事業に関わる国・県・市の関係部課との調整

## ○市民・事業者の啓発を図る。

都市景観の形成を進めるうえで、市民・事業者が担う役割は重要となります。そのため、積極的に都市景観形成を進める団体を都市景観市民団体として認定します。

また、都市景観の形成に寄与していると認められる建築物・工作物・広告物などの所有者・設計者・施工者及び、都市景観形成に関する運動を推進するなど都市景観の形成に貢献している方を表彰します。

その他、景観に対して、その必要性を深く認識してもらい、市民・事業者と行政が一体となったスムーズな取り組みを進めるため、広報・PR活動を推進していきます。

さらに、デザインに関する助言・指導するため、都市景観形成にかかる専門的な知識を有する者による景観面の技術的な援助を行う制度を創設します。

これらのことを推進しながら、市民・事業者の都市景観に関する意識の高揚を図るとともに、互いの理解・認識を共通のものにしていきます。

- ・都市景観市民団体の認定
- ・表彰制度の実施
- ・広報・PR活動の推進
- ・都市景観アドバイザー制度などの実施

## ○推進組織・体制を充実する。

都市景観行政の円滑な推進を図るため、都市景観審議会を設置し、都市景観行政において学識経験者や市民の意見を反映するよう努めているほか、都市景観の形成に関し必要な事項について調査・審議を行っています。

また、景観形成においては、公共空間における景観形成事業の実施など、対応すべき方策は実に多彩です。そのため、都市景観推進連絡協議会を設置し、行政内部を横断的に連絡し、総合的な調整を行っています。

その他、国などの関係行政機関に対して本計画をPRし、景観形成事業についての協力を求めながら、他の機関との意見交換ができる連絡会議を創設します。

- ・都市景観審議会
- ・都市景観推進連絡協議会
- ・関係行政機関等との連絡会議
- ・国・県に対する要請

## 2) 市民・事業者の実現方策

### ○市民運動を展開する。

本計画で目指す優れた都市景観の形成には、市民一人一人の取り組みが重要となりますが、景観形成をより効果的なものとするためには、団体をつくり、景観形成の活動として協定などによる周辺環境に配慮した建築行為や屋外広告物への配慮、また、まちなみの緑の創造、清掃活動など自らが進んで実践することが必要です。

特に、組合組織による土地区画整理事業や団地開発などを実施する事業者については、その地区の個性を生かしながら、親しみと統一性のある景観を形成するため、建築協定の締結や緑化の推進など、景観的配慮を積極的に推進・誘導することが必要です。

### ○啓発事業に参加・協力する。

良好な景観形成を行うためには、市民・事業者一人ひとりの心がけや活動が重要です。そのためには、景観形成に対して関心を持ち、行政に対し常に景観形成につながる提案や自らの考え方を伝えていくことも必要です。

都市景観に関する意識高揚を図るために実施される都市景観シンポジウム・講演会などの啓発事業へ積極的に参加することが望まれます。

### ○建築行為、緑化推進、緑の保全などに際して景観的な配慮を行う。

大規模な建築物ばかりでなく、市民の住むそれぞれの住居、市民が働くそれぞれの事業所も重要な景観構成要素となり、これらの集合体が都市の景観を形づくれます。そのため、個々の建築物がそれぞれに景観形成に配慮することが良好な都市景観を創り出すことにつながります。

特に、事業者はその建築物が周辺景観に与える影響が大きいことを認識し、率先して周辺との景観的な調和に配慮する必要があります。

また、建築物周辺の緑化を推進することにより、地域のゆとりやうるおいを増やすことが必要です。

#### [景観的な配慮に関する方策例]

- ア) デザインマニュアルなどの活用
- イ) 周辺に調和した外壁の色彩や屋根形状
- ウ) 建物前面の緑化や建物回りの整備
- エ) 設備機器などに対する景観的な配慮

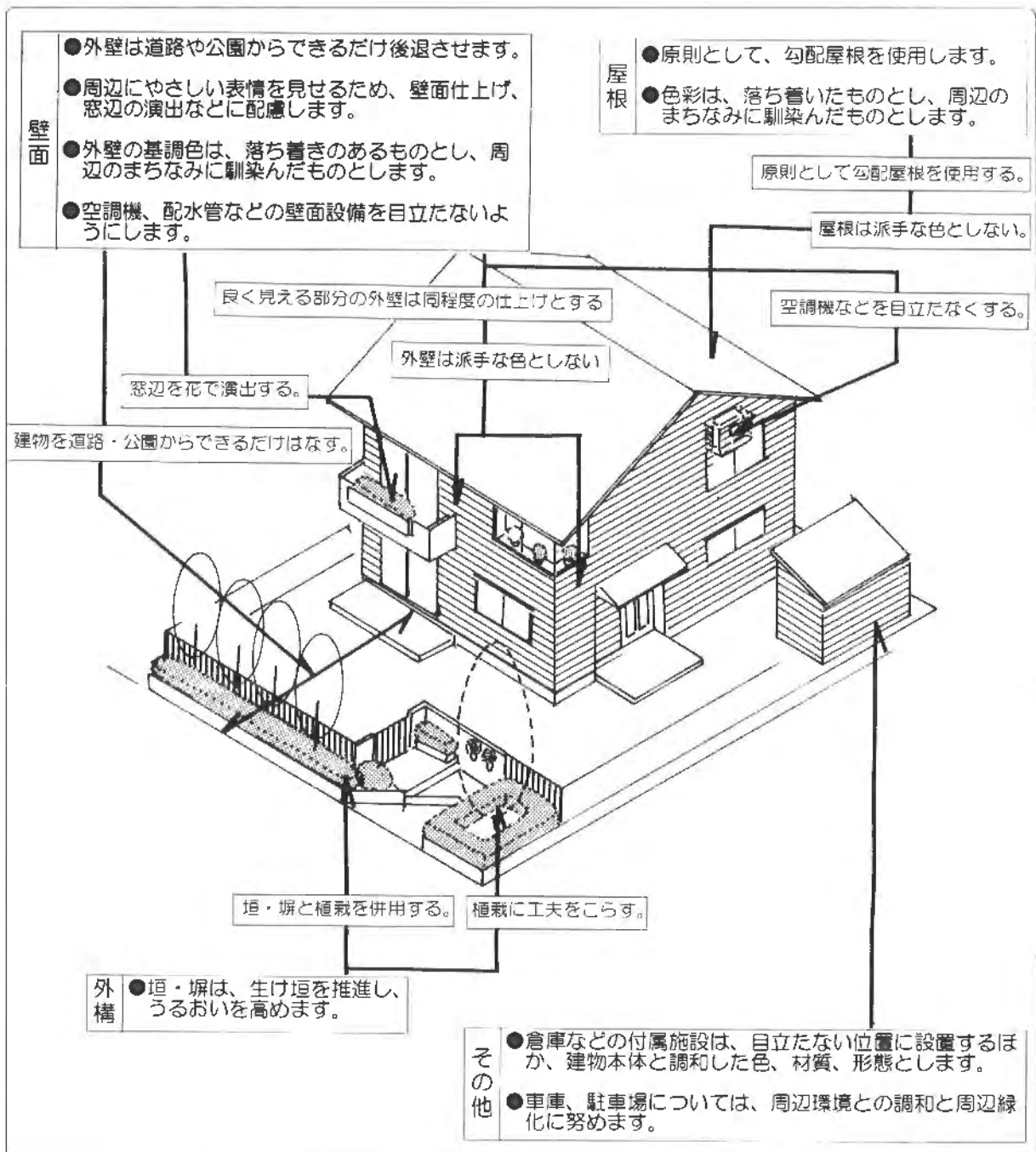
## 住宅での景観配慮

住宅都市としての性格が強い本市では、住宅がまとまって存在しており、近隣との調和が必要となります。最も身近な空間であり、「落ち着き」や「親しみ」のある景観形成が求められます。

それには、落ち着きのある色彩を使用し、豊富な緑を用いながら屋根・外壁・塀などを周辺のまちなみに馴染んだデザインで形成していくことが必要となります。

この個々の配慮によって形づくられた景観は、通りを歩く人や住民の人々にうるおいを与え、まちなみの快適性や楽しさを向上させます。また、都市防災面においても安全なまちを形成することにつながります。

### [戸建住宅の景観的な配慮の事例]



商業業務施設での景観配慮

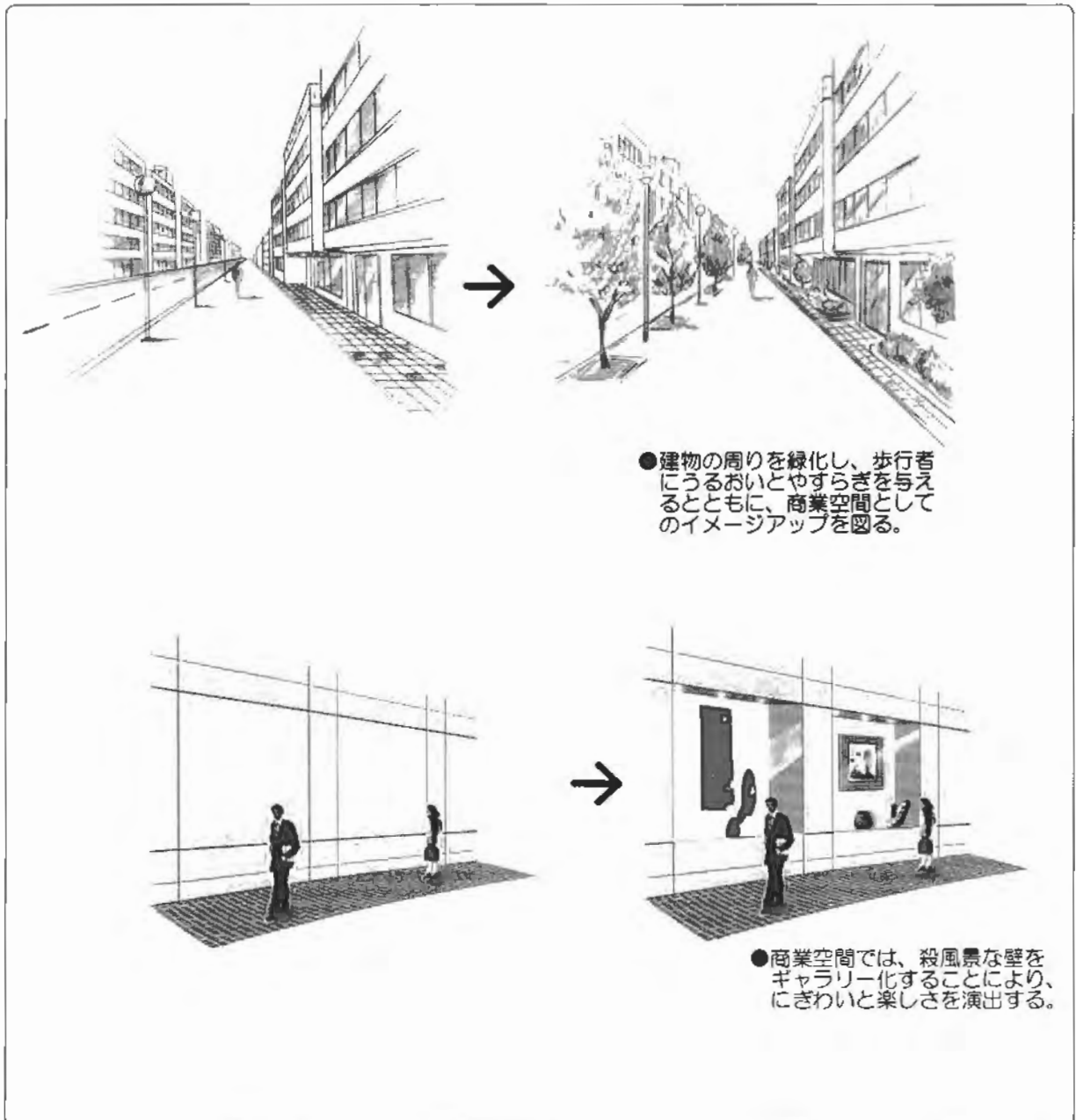
商業業務施設は、ロードサイド型・拠点型・商店街・業務施設と多種多様の形態を示し、多くの人々が集まる交流の場として、特色ある景観を形成しています。

市民の生活活動の一つの舞台となる商業施設には、それぞれの持つ特色を生かしながら、にぎわいと親しみのある景観形成が求められます。

そのため、建築物等の規模・形態・意匠・色彩・広告物等について活気ある景観形成を積極的に行っていく必要があります。

この個々の配慮によって形づくられた景観は、買い物客をはじめこれらの施設や本市を訪れる人々に良い印象を与え、それは、施設のイメージの向上のみならず、本市のイメージの向上につながります。

[商業施設の景観的な配慮の事例]



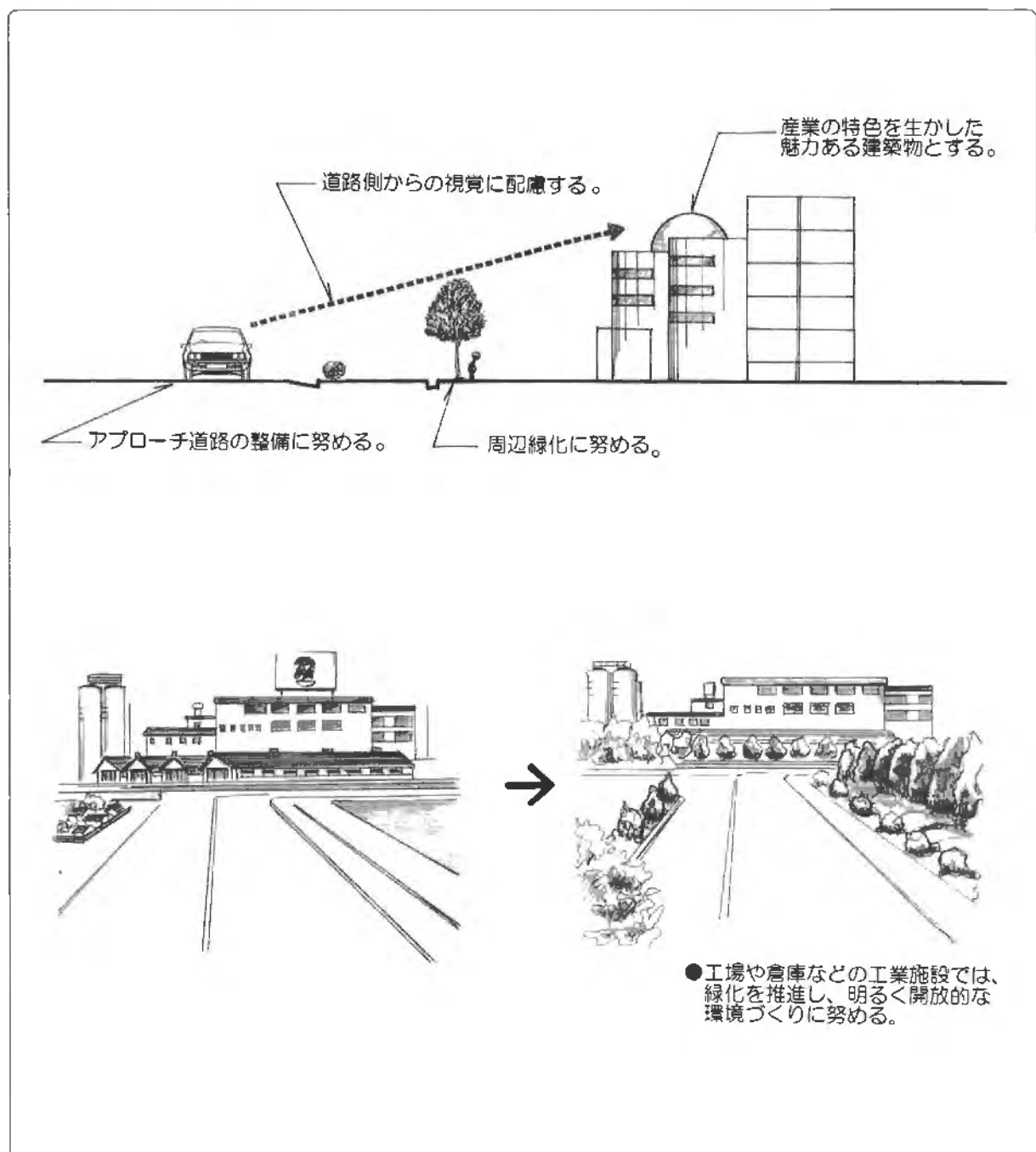
## 工業施設での景観配慮

工業施設は、個々の企業内容や規模から大規模な設備が露出したり、大型車が行き来するなど、周辺景観に与える影響は大きく、良好な景観が損なわれがちになります。

しかし、個々の企業や事業者の協力と努力によって景観的配慮の成された快適な空間は、働く人々の意欲や企業のイメージの向上につながります。

そのため、圧迫感や繁雑さを軽減し、そして、うるおいやくつろぎの創出、さらには施設の顔づくりなど積極的な景観形成が必要です。

### [工業施設の景観的な配慮の事例]





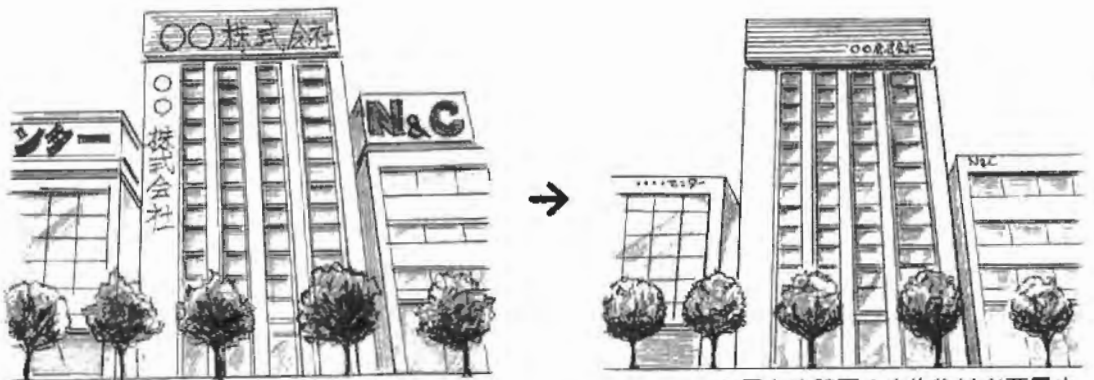
広告物での景観配慮

市内の各所でみられる屋外広告物は、一般に景観阻害要素として受けとめられています。しかし、施設や店舗への案内板としての役割、にぎやかさの演出要素としての役割を考えると、その必要性も考えなければなりません。

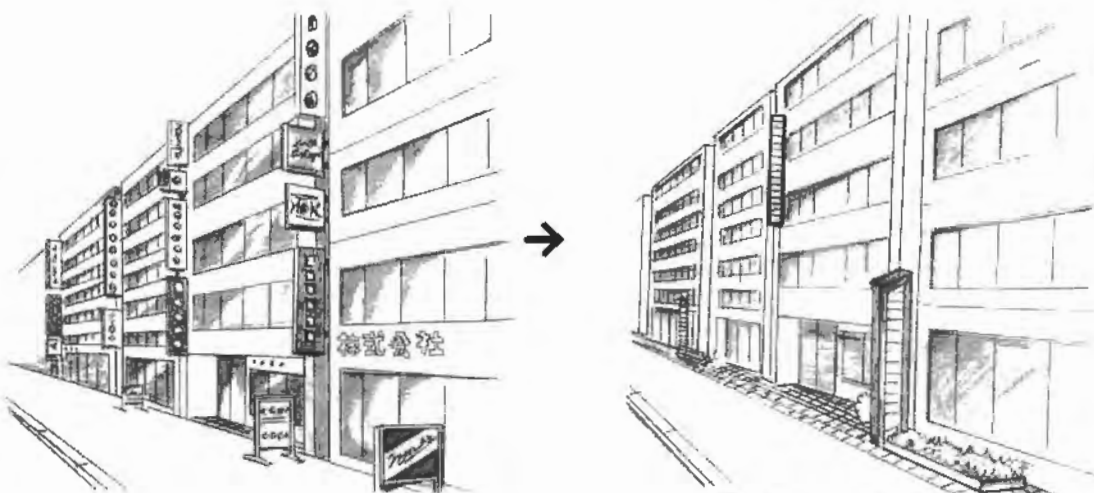
そのため、この屋外広告物について景観を形成する一要素として、市街地の景観に取り込んでいく努力が必要となります。

[広告物等のデザイン指針事例]

- ・表示を最小限に抑えたスッキリとした外観
- ・共同表示による、バランスよく落ちついたものとし、整然としたまちなみを演出
- ・塗料のはく離したものや、老朽化した屋外広告物の整理による美化



●屋上や壁面の広告物は必要最小限の数・面積に抑え、色彩や表示方法に配慮する。



●広告物は、集合化・デザイン化に努め、周辺環境との調和を図る。



## 參考資料



- 1 春日井市都市景観懇話会・審議会の名簿及び経過 ……参-1
- 2 市民意識調査 ……参-3
- 3 春日井市都市景観条例 ……参-7

# 1 春日井市都市景観懇話会・審議会の名簿及び経過

## 1) 春日井市都市景観懇話会

### ●委員名簿

氏名	役職	備考
竹内 博史	中部大学教授	(H. 3～4年度)
石黒 錦二	名古屋造形芸術大学教授	
曾田 忠宏	愛知工業大学助教授	
豊田 洋一	中部大学講師	
佐々木 健	愛知県都市計画課長	
(鳥井嗣治)	〃	
竹股 秀雄	愛知県建築指導課長	
岡部 保	愛知県名古屋土木事務所長	
(樋川雅彦)	〃	
(水野高司)	〃	
高柳 通	青年会議所理事長	(H. 3年度)
(市原和久)	〃	(H. 3年度)
(安藤広和)	〃	(H. 4年度)
石田 見子	かすがい女性連盟代表理事	(H. 3～4年度)
林 正彦	愛知建築士会春日井支部長	
三浦 録郎	助役	
河野 俊嗣	企画調整部長	
(水野照雄)	企画調整部長[市長公室長]	
山内 量博	経済部長	
(荒川 昭)	〃	
加藤 昌之	都市開発部長	
(野村武夫)	〃	
松本 純一	勝川地区総合整備室長	
(五藤光義)	〃	(H. 4年度)
野村 武夫	下水道部長	(H. 3～4年度)
(上田鐘太郎)	〃	

### ●開催経過

#### 平成3～4年度

開催日	主な議題
平成3年11月14日	・都市景観の考え方について
平成4年6月23日	・基本構想策定について
平成4年10月2日	・都市景観形成の考え方 ・春日井市の都市像 ・景観形成要因の調査 ・市民意識調査(中間報告)
平成4年11月24日	・各市の景観行政の体系 ・景観形成要因の調査 ・景観特性及び課題の抽出
平成4年12月22日	・都市景観行政の体系化 ・市民意識調査 ・景観特性及び課題の抽出 ・基本構想
平成5年2月23日	・基本構想 ・報告書のまとめ

#### 平成5年度

開催日	主な議題
平成5年6月15日	・都市景観行政の体系化について ・都市景観基本計画の策定について
平成5年8月23日	・都市景観行政の体系化について
平成5年10月1日	・都市景観基本計画について 都市景観の理念 都市景観構成要素別基本計画
平成5年11月29日	・都市景観行政の体系化について ・都市景観基本計画について 都市景観構成要素別基本計画 ゾーン別都市景観基本計画
平成6年1月11日	・都市景観基本計画について ゾーン別都市景観基本計画 地区景観計画の具体化について 景観形成の実現化に向けて
平成6年2月21日	・都市景観基本計画について 地区景観計画の具体化について 景観形成の実現化に向けて ・報告書のまとめ

## 2) 春日井市都市景観審議会

### ●委員名簿

### ●開催経過

	氏名	役職	開催日	主な議題
学識経験者	石黒 鏘二	名古屋造形芸術大学教授	平成6年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状、辞令交付式</li> <li>・会長の選任</li> <li>・都市景観条例について</li> <li>・都市景観基本計画について</li> </ul>
	林 上	名古屋大学教授		
	塩見 弘幸	中部大学助教授		
	曾田 忠宏	愛知工業大学助教授	平成6年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観基本計画について</li> <li>序章～第2章について審議</li> </ul>
	豊田 洋一	中部大学講師	平成7年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観基本計画について</li> <li>序章～第2章について修正報告</li> <li>第3章について審議</li> </ul>
	岸本詩緒子	ライター		
	村島 忠彦	愛知建築士会春日井支部長	平成7年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観基本計画について</li> <li>第3章について修正報告</li> <li>第4章について審議</li> </ul>
	吉田しづ代	愛知建築士会春日井支部女性部長		
	川崎 正彦	春日井商工会議所副会頭	平成7年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観基本計画の策定について</li> <li>第4章について修正報告</li> <li>答申案について審議</li> </ul>
	平野 正和	春日井市商店街連合会会長		
	野浪 博之	春日井市区長・町内会長連合会会長		
	(横井鋭三)	” (H.6年度)		
		渡辺 修子	かすかひ女性連盟代表理事	
	(野沢好子)	” (H.6年度)		
市議会の議員	安藤 鉄爾	市議会議員		
	伊東 忠治	市議会議員		
市職員	森 源二	企画調整部長		
	(河野俊嗣)	” (H.6年度)		

## 2 市民意識調査

### 1) 調査概要

#### ●市民意識調査の目的

市民の春日井市の景観に対する考え方やニーズを明らかにすることを目的とする。

#### ●調査対象者

平成4年6月30日時点で本市に居住する満15歳以上の男女から無作為に抽出された3,000人

#### ●調査方法

自記入式法による郵送調査方法

#### ●調査期間

平成4年7月24～8月10日までの18日間  
※以後、9月7日までに回収された回答をも有効なものとして扱っている。

#### ●回収結果

サンプル数	3,000人
未到着数	29人
有効回収数	1,105人
有効回収率	37.2%



## 2) 主な項目の調査結果

### ●春日井市の景観について

問1 あなたは春日井市に「自分のまち」としての愛着を感じますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ①感じている
- ②少し感じている
- ③感じていない

自分のまちとしての愛着	回答数	割合
感じている	588	53.2%
少し感じている	383	34.7%
感じていない	114	10.3%
無回答	20	1.8%
合計	1,105	100.0%

問2 春日井市の特徴といえるものは何でしょうか。あてはまるものを2つ選んでください。

- ①道路や公園などの社会的基盤がよく整備されている快適なまち
- ②コミュニティの発達した暮らしやすいまち
- ③自然に恵まれたまち
- ④高速自動車交通網の整備された利便性の高いまち
- ⑤住環境に恵まれたまち
- ⑥活気にあふれ、国際的な発展が期待できるまち
- ⑦歴史を感じさせるまち
- ⑧定光寺周辺など観光資源に恵まれたまち
- ⑨その他（具体的にご記入ください）

春日井市の特徴	回答数
住環境に恵まれたまち	437
自然に恵まれたまち	411
高速自動車交通網の整備された利便性の高いまち	372
道路や公園などの社会的基盤がよく整備されている快適なまち	294
定光寺周辺など観光資源に恵まれたまち	144
コミュニティの発達した暮らしやすいまち	130
歴史を感じさせるまち	84
活気にあふれ、国際的な発展が期待できるまち	32
その他	74

問3 あなたは、「景観のよいまち」ということばからどのようなことをイメージされますか。1つ選んでください。

- ①おちつき
- ②歴史性
- ③美しさ
- ④にぎやかさ
- ⑤おだやかさ
- ⑥なつかしさ
- ⑦静けさ
- ⑧その他（具体的にご記入ください）

「景観のよいまち」とは	回答数	割合
美しさ	335	30.3%
おちつき	292	26.4%
おだやかさ	207	18.7%
静けさ	82	7.4%
歴史性	76	6.9%
なつかしさ	46	4.2%
にぎやかさ	18	1.6%
その他	26	2.4%
無回答	23	2.1%
合計	1,105	100.0%

問4 あなたは春日井市を全体としてみた場合、「景観のよいまち」だとお考えでしょうか。1つ選んでください。

- ①非常に景観のよいまち
- ②どちらかといえば景観のよいまち
- ③わからない
- ④どちらかといえば景観のわるいまち
- ⑤非常に景観のわるいまち

春日井市全体の景観に対する評価	回答数	割合
非常に景観のよいまち	31	2.8%
どちらかといえば景観のよいまち	521	47.1%
わからない	278	25.2%
どちらかといえば景観のわるいまち	245	22.2%
非常に景観のわるいまち	15	1.4%
無回答	15	1.4%
合計	1,105	100.0%

問5 近年、やすらぎとゆとりを感じさせる都市づくりへの関心が高まっていますが、「よい景観」といわれたとき、あなたはどのようなものを思い浮かべますか。3つ選んでください。

- ①近代的で賑わいのある中心市街地の景観
- ②街路樹や歩道の美しい通りの景観
- ③静かな住宅地の景観
- ④建物の高さや色が統一され整然としたまちなみの景観
- ⑤田畑の広がる田園の風景
- ⑥樹木やお花畑、噴水のある公園の景観
- ⑦遊歩道のある川沿いの道
- ⑧森や林などの自然の残された木々の景観
- ⑨川や池などの自然の残された水辺の景観
- ⑩お寺や神社などの歴史を感じさせる景観
- ⑪市役所などの建物
- ⑫その他（具体的にご記入ください）

「よい景観」とは	回答数
街路樹や歩道の美しい通りの景観	751
森や林などの自然の残された木々の景観	505
静かな住宅地の景観	399
樹木やお花畑、噴水のある公園の景観	395
川や池などの自然の残された水辺の景観	280
お寺や神社などの歴史を感じさせる景観	186
遊歩道のある川沿いの道	178
田畑の広がる田園の風景	149

※上位8位まで掲載

問6 あなたが今の春日井市の景観で、好ましいと思うのはどこですか。2つ選んでください。

- ①二子山古墳
- ②落合公園
- ③玉野川溪谷
- ④高蔵寺ニュータウン
- ⑤潮見坂平和公園
- ⑥高座山の桜
- ⑦春日井市役所
- ⑧密蔵院
- ⑨J R春日井駅周辺
- ⑩田園風景
- ⑪J R勝川駅周辺
- ⑫J R高蔵寺駅周辺
- ⑬ふれあい緑道
- ⑭内々神社庭園
- ⑮東部の緑豊かな丘陵地
- ⑯国道19号沿道の店舗
- ⑰その他（具体的に記入ください）

春日井市で好ましい地点	回答数
落合公園	490
高座山の桜	183
都市緑化植物園	181
春日井市市役所	155
高蔵寺ニュータウン	141
ふれあい緑道	127
玉野川溪谷	125
潮見坂平和公園	104

※上位8位まで掲載

問7 春日井市の景観を損ねているとお考えになるものは次のうちどれでしょうか。3つ選んでください。

- ①自転車が放置されていること
- ②街路樹や歩道がなく通りにゆとりが感じられないこと
- ③河川が汚れていること
- ④まち全体に緑が乏しいこと
- ⑤電線や電柱があり、めざわりなこと
- ⑥道路のアスファルト舗装やガードレール・歩道橋の色などにうるおいが感じられないこと
- ⑦けばけばしい看板やポスターが氾濫していること
- ⑧周囲となじまない形や高さ、色彩の建物があること
- ⑨空き缶やごみが捨てられていること
- ⑩空き地に草が生い茂っていること
- ⑪その他（具体的にご記入ください）

春日井市の景観阻害要素	回答数
空き缶やごみが捨てられている	536
自転車が放置されている	455
空き地に草が生い茂っている	395
街路樹や歩道がなく通りにゆとりが感じられない	375
河川が汚れている	337
まち全体に緑が乏しい	237
電線や電柱があり、めざわり	199
道路のアスファルト舗装やガードレール・歩道橋の色などにうるおいが感じられない	190
けばけばしい看板やポスターが氾濫している	156
周囲となじまない形や高さ、色彩の建物がある	118
その他	118

●景観をよくしていくためには

問1 春日井市の都市景観を美しくしていくために行った方がよいと思われるものを3つ選んでください。

都市景観を美しくするための施策	回答数
公園、公共施設、道路緑化	723
河川の水質浄化	578
道路舗装、ガードレール、歩道橋などの色彩・デザインの工夫	452
ゆとりある広い街路を創り出すための建築制限	363
周辺と調和する建築物の色彩、デザインなどの工夫	193
看板、ネオンサインなどの制限	189
工場、事務所敷地の緑化	173
建築物の高さ制限	111
河川の水質浄化	109
その他（具体的にご記入ください）	103

問2 あなたのお住まいの地区で景観をよくするためには、今後どのようにすすめたらよいとお考えですか。1つ選んでください。

推進主体	回答数	割合
市民が中心となって進めるべきである	102	9.2%
民間団体が中心となって進めるべきである	25	2.3%
企業が中心となって進めるべきである	41	3.7%
行政(市役所など)が中心となって進めるべきである	563	51.0%
みんなで協力して進めるべきである	283	25.6%
わからない	31	2.8%
その他	14	1.3%
無回答	46	4.2%
合計	1,105	100.0%

問3 今後の市の取り組みについてお尋ねします。1つ選んでください。

市の取り組み姿勢	回答数	割合
急いで、あらゆる対策に取り組むべきである	161	14.6%
急ぐべきだが、できるところから徐々に取り組んでいくのがよい	794	71.9%
そんなに急ぐことはない	77	7.0%
わからない	26	2.4%
無回答	47	4.3%
合計	1,105	100.0%

問4 市民の協力についてお尋ねします。1つ選んでください。

市民の協力について	回答数	割合
積極的に協力すべき	255	23.1%
できるかぎり協力すべき	610	55.2%
どちらかといえば協力した方がよい	146	13.2%
わからない	40	3.6%
無回答	54	4.9%
合計	1,105	100.0%

## 3 春日井市都市景観条例

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、都市景観の形成に関する基本的かつ必要な事項を定めることにより、春日井市を魅力ある個性豊かで美しいまちとすることを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 都市景観の形成は、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、調和のとれた個性的で緑豊かな都市景観の形成が、うるおいとやすらぎのある健康で文化的な市民生活の確保に一層寄与するとの理念に基づいて行うものとする。

#### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の形成 すぐれた都市景観の創造、育成又は保全をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 建築基準法第88条第1項に規定する工作物で広告物を掲出する物件以外のもの及び規則で定めるものをいう。
- (4) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

#### (市の責務)

第4条 市は、都市景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとする。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、自らが都市景観を形成する主体であることを認識し、その個性と創意を発揮することにより、都市景観の形成に努めるとともに、市長その他の市の機関が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するものとする。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、都市景観の形成に努めるとともに、市長その他の市の機関が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するものとする。

#### (財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第7条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

### 第2章 都市景観の形成

#### 第1節 総合的な施策の推進

##### (都市景観基本計画の策定)

第8条 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、都市景観の形成の基本的な目標を明らかにするとともに、その目標を実現するための指針となる都市景観基本計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の都市景観基本計画を策定しようとするときは、

あらかじめ、春日井市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の都市景観基本計画を策定したときは、その旨を告示するものとする。

##### (先導的役割)

第9条 市長その他の市の機関は、道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う場合には、都市景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

##### (国等に対する要請)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、都市景観の形成について協力を要請するものとする。

##### (市民意識の高揚)

第11条 市長は、都市景観に関する市民の意識を高め、又は知識の普及を図るため必要な措置を講ずるものとする。

#### 第2節 都市景観形成地区

##### (都市景観形成地区の指定)

第12条 市長は、都市景観基本計画の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する地区について都市景観の形成を重点的に図る必要があると認めるときは、当該地区を都市景観形成地区として指定することができる。

- (1) 主要街路又は河川に沿って良好な都市景観を形づくっている地区
- (2) 歴史的な雰囲気を残し、特徴ある都市景観を形づくっている地区
- (3) 自然と調和した都市景観を形づくっている地区
- (4) 住宅地として良好な都市景観を形づくっている地区
- (5) 商業等業務施設が一体となって良好な都市景観を形づくっている地区
- (6) その他市長が都市景観の形成のため計画的に整備していく必要があると認める地区

2 市長は、前項の規定により都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民その他利害関係者の意見を聴くとともに、春日井市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の都市景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、都市景観形成地区の変更について準用する。

##### (都市景観形成計画等)

第13条 市長は、前条第1項の規定により都市景観形成地区を指定したときは、当該都市景観形成地区ごとに都市景観の形成に関する計画(以下「都市景観形成計画」という。)及び都市景観の形成のための基準(以下「都市景観形成基準」という。)を定めるものとする。この場合において、市長は、当該計画に関係がある道路、公園その他の公共施設の管理者と協議するものとする。

2 前項の都市景観形成計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都市景観の形成の基本目標
- (2) 道路、公園その他の公共施設に係る都市景観の形成に関する

## 方針

- (3) 都市景観形成基準の策定のための指針  
 (4) その他都市景観の形成に関し必要な事項
- 3 第1項の都市景観形成基準には、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。
- (1) 建築物の規模、敷地内における位置、色彩及び形態  
 (2) 工作物の規模、位置、色彩及び形態  
 (3) 広告物及び広告物を掲出する物件の規模、位置、数量、色彩、形態その他表示の方法  
 (4) 土地の形質  
 (5) 木竹の態様  
 (6) その他市長が必要と認める事項
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、都市景観形成計画及び都市景観形成基準の策定又は変更について準用する。

## (都市景観形成事業の実施)

第14条 市長は、都市景観形成計画を実現するため、道路、公園その他の公共施設の整備改善その他都市景観の形成に関する事業を実施するものとする。

## (行為の届出)

第15条 都市景観形成地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え又は外壁面の色彩の変更  
 (2) 工作物の新設、増設、改造、移設、除却、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更  
 (3) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更  
 (4) 土地の形質の変更  
 (5) 木竹の伐採又は植栽
- 2 前項の規定は、次に掲げる行為には適用しない。この場合において、第3号又は第4号に掲げる行為をしようとする者は、前項の例により、その内容を市長に通知しなければならない。
- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの  
 (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為  
 (3) 都市計画事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。）の施行として行う行為及びこれに準ずる行為で規則で定めるもの  
 (4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う行為（前3号に掲げる行為を除く。）

## (都市景観形成基準の遵守)

第16条 都市景観形成地区内において前条第1項各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該地区に係る都市景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

## (助言及び指導)

- 第17条 市長は、第15条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が都市景観形成基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、都市景観の形成を図るため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において必要があると認めるときは、春日井市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

## 第3節 都市景観形成建築物等

## (都市景観形成建築物等の指定)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する建築物、工作物、樹木、樹林その他のもので都市景観の形成上重要な価値があると認められるものを都市景観形成建築物等として指定することができる。

- (1) 周辺地域の景観及び雰囲気の特徴付けているもの  
 (2) 歴史的価値又は建築的価値を有するもの  
 (3) 市民に愛され親しまれているもの

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、春日井市都市景観審議会の意見を聴くとともに、その所有者（権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該都市景観形成建築物等に表示するものとする。

4 市長は、都市景観形成建築物等が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を解除するものとする。

- (1) 滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったとき  
 (2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき

5 市長は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

## (都市景観形成建築物等の管理等)

第19条 前条第1項の規定による指定を受けた都市景観形成建築物等の所有者等は、市長が定めるところにより、当該都市景観形成建築物等を管理するものとする。

2 前項に規定する者は、当該都市景観形成建築物等の現状を変更し、又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出をした者に対し、都市景観の形成を図るため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。この場合において必要があると認めるときは、春日井市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

## 第4節 大規模建築物等の新築等

## (大規模建築物等の新築等の届出)

第20条 都市景観形成地区の区域外において、都市景観の形成に大きな影響を及ぼす次に掲げる建築物、工作物並びに広告物及び広告物を掲出する物件（以下「大規模建築物等」という。）の新築若しくは新設、増築若しくは増設、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物  
 (2) 地上からの高さが15メートル（建築物に定着し、又は継続して設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が15メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超える工作物  
 (3) 高さが10メートルを超え、又は表示面積の合計が50平方メートルを超える広告物及び広告物を掲出する物件  
 (4) その他前各号に準ずるもので規則で定めるもの

2 第15条第2項の規定は、前項の規定により届け出る場合について準用する。

(大規模建築物等誘導基準)

第21条 市長は、大規模建築物等について、都市景観の形成のための誘導基準(以下「大規模建築物等誘導基準」という。)を定めるものとする。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、大規模建築物等誘導基準の策定又は変更について準用する。

(助言及び指導)

第22条 市長は、第20条第1項に規定する届出があった場合において、その届出に係る行為が大規模建築物等誘導基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

2 第17条第2項の規定は、前項に規定する助言又は指導について準用する。

### 第3章 都市景観市民団体

(都市景観市民団体の認定)

第23条 市長は、一定の地域における都市景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、次に該当するものを春日井市都市景観審議会の意見を聴いて、都市景観市民団体として認定することができる。

- (1) 団体の活動が地域における都市景観の形成に有効と認められるもの
- (2) 団体の活動が地域の多数の住民に支持されていると認められるもの
- (3) 団体の活動が関係者の所有権その他の財産権を不当に制限しないもの
- (4) 規則で定める要件を具備する団体の規約が定められているもの

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、その代表者が、規則で定めるところにより、市長に対しその認定の申請をしなければならない。

(都市景観市民団体の認定の取消)

第24条 市長は、前条第1項の規定により認定した都市景観市民団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき又は都市景観市民団体として適当でなくなったと認めるときは、春日井市都市景観審議会の意見を聴いて、その認定を取り消すものとする。

### 第4章 表彰・助成等

(表彰)

第25条 市長は、都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、都市景観の形成に関する運動を推進し、その他都市景観の形成に貢献している者を表彰することができる。

(助成等)

第26条 市長は、第15条第1項の規定による届出をした者、都市景観形成建築物等の所有者等、都市景観市民団体その他都市景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、予算の範囲内において経費の一部を助成し、又は必要な技術的援助を行うことができる。

### 第5章 都市景観審議会

(設置)

第27条 市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関し必要な事項を

調査又は審議するため、春日井市都市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第28条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 市職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第29条 市長は、前条の委員のほか、第12条第2項(第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事項について審議する場合には、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、議題に係る都市景観形成地区に関係がある市民のうちから、市長が審議事項を明示して委嘱する。

3 臨時委員は、前項の規定により示された審議事項について審議する会議に限り出席することができ、当該審議事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

### 第6章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第2章第2節から第4章までの規定は、規則で定める日から施行する。



## あとがき

この計画は、まちに人がやすらぎ、憩うことのできる緑豊かなまちづくりをうたった「都市景観基本構想」、また市民意識を高め景観形成の気運づくりを目的とした「都市景観条例」を受けて策定したものです。

この間、多くの方々のご指導・ご協力を得ることができましたが、とりわけ計画策定にあたって、貴重なご意見をいただきました都市景観懇話会及び都市景観審議会の委員の皆様方に深い感謝の意を表します。

本計画が、次代に誇りうる美しいまちづくりの指針として活用されることを心より願っております。







平成 7年7月 発行  
平成30年4月 改訂

---

## 春日井市都市景観基本計画

企画・発行 春日井市まちづくり推進部都市政策課

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

〒486-8686

TEL(0568)85-6265

---







春日井市まちづくり推進部都市政策課